



第2期

雲南市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

雲南市

はじめに

当市では、平成27年3月に「安心して子育てのできる
支えあいのあるまち うんなん」を基本理念とする「雲南
市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関す
る様々な施策を展開して参りました。この計画は、平成2
7年度から平成31年度の5か年を計画期間とするもの
でしたが、この5年の間にも、子どもや子育てをめぐる社
会情勢は大きく変化してきました。これらの変化を鑑みな
がら、この度、令和2年度から令和6年度までの5か年の計画となる「第2期雲
南市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。



雲南市では、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする後期基
本計画及び第2期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、これからの
雲南市の取り組みをまとめています。このなかで、これまで以上に人口対策に注
力し、「定住基盤の整備」に取り組み、持続可能なまちの実現に取り組みでいき
ます。「定住基盤の整備」には、多様化する就労形態の中で子育て世代のニーズ
に対応するサービスの充実が望まれています。雲南市で生まれ育つ子、新たに雲
南市に定住し育っていく子すべての子どもが健やかに成長する環境と地域全体
で子育てを支える取り組みのさらなる充実を目指して子育て支援策のより一層
の充実に努めて参ります。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力をいただきました「雲南市子ども・子
育て会議」の委員の皆様をはじめ、利用意向把握調査（ニーズ調査）、子育て施
設のアンケート調査及びパブリックコメントにご協力をいただきました市民の
皆様、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

雲南市長 速水 雄一

第1章 計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景	1
【2】本市における子育て支援施策と策定趣旨.....	3
【3】計画の位置づけ.....	3
【4】計画の期間	5
【5】計画の対象	5
【6】策定の体制	5
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境	6
【1】人口等の動き	6
1. 人口・世帯数の推移	6
2. 人口動態	7
3. 年齢別人口構成	7
4. 世帯構成の状況	8
5. 出生数の推移.....	8
6. 年齢別就業率	9
7. 就学前児童の人口推計結果	10
【2】子ども・子育て支援制度の概要	11
1. 制度の目的.....	11
2. 施設や事業等について.....	11
3. 保育の必要性の認定区分.....	13
4. 地域子ども・子育て支援事業	14
5. 子育てのための施設利用給付	16
【3】子育て支援施設の状況	18
1. 子育て支援施設の状況.....	18
2. 各種事業の確保量と実績.....	23
【4】第1期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価	30
1. 施策の取り組み結果と課題.....	30

【5】利用意向把握調査（ニーズ調査）の実施.....	39
【6】関係団体ヒアリング調査の実施.....	39
第3章 本市における子育て支援の成果と課題.....	40
第4章 子育て支援の基本的な考え方.....	45
【1】基本理念.....	45
【2】基本目標と取り組み方針.....	45
【3】施策の体系.....	46
第5章 施策の展開.....	47
【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり.....	47
【基本目標2】子育てと仕事を両立できる社会づくり.....	55
【基本目標3】子どもの生きる力を育てるまちづくり.....	60
【基本目標4】親子の健やかで安心な暮らしづくり.....	66
第6章 子ども・子育て支援事業.....	71
【1】子育て支援施設・事業の整備方針.....	71
【2】教育・保育提供区域の考え方.....	71
1. 教育・保育提供区域とは.....	71
2. 本市における区域設定の考え方.....	71
【3】子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について.....	72
【4】提供体制の確保の内容等.....	73
第7章 計画の推進にあたって.....	87
その他.....	88

【1】利用意向把握調査（ニーズ調査）の回答	1
1. 親族等からの支援の状況.....	1
2. 保護者の就労状況.....	2
3. 就学前児童の子育て支援施設・事業の利用状況.....	3
4. 子育て支援センターの利用について.....	7
5. 就学前児童の病気やケガ時の対応について.....	7
6. 就学前児童の一時預かり等について.....	8
7. 就学前児童の宿泊を伴う預かりの状況について.....	9
8. 就学前児童の小学校入学後について.....	10
9. 育児休業制度の利用について.....	12
10. 子育て全般について.....	13
【2】関係団体ヒアリング調査回答	17
1. 子育て環境の現状.....	17
2. 子育て環境に関する成果と課題.....	18
3. 地域的な問題点や課題.....	19
4. 保護者の事業に対するニーズ.....	21
5. 子育ての不安や悩み.....	22
6. 運営上の課題.....	23
7. 今後、取り組むべきこと.....	24
8. 児童虐待について.....	26
9. 雲南省の今後の取り組み.....	27
10. 行政に期待する支援策.....	28
11. その他の意見.....	29

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の社会的背景

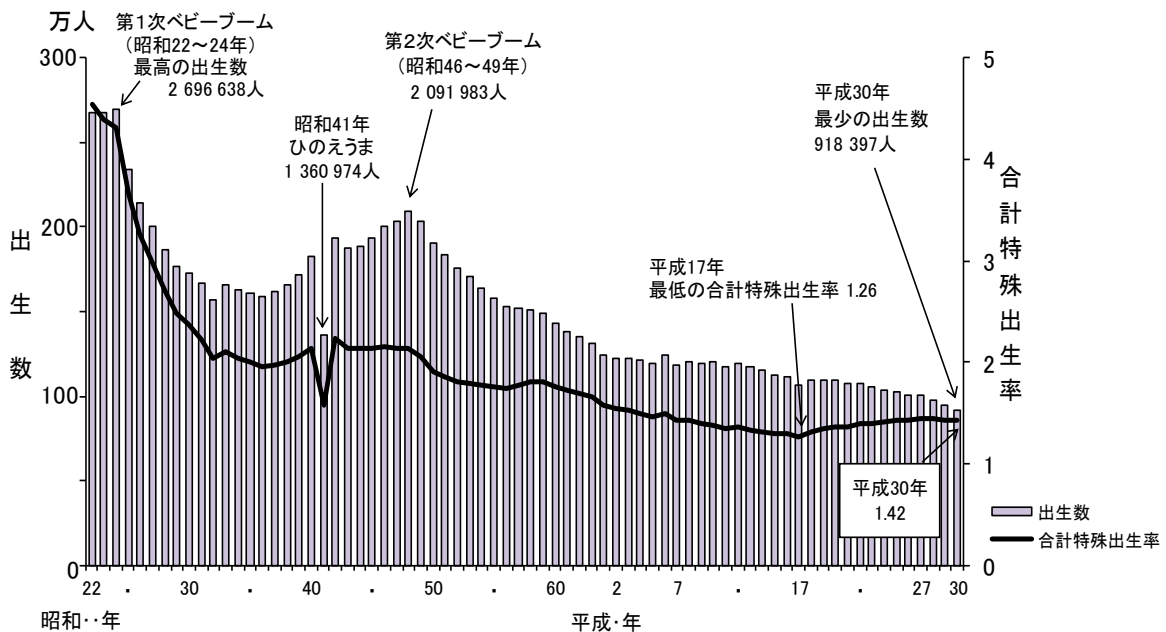
わが国では、平成元年の「1.57 ショック」を機に、国の少子化対策が本格化し、平成6年12月「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が発表され、以降の子育て支援施策の基本的な枠組みが示されました。

平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が策定され、その後、平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長する社会を形成することを目的とした「少子化社会対策基本法」と、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されました。

しかし、依然として出生率の低下などを要因とした少子化が進行しています。

このような急激な少子化の進行と家庭や地域をとりまく環境の変化に対応するため、国においては、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行され、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭への支援がすすめられることになりました。これを受けて、各市町村及び都道府県では、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市町村が実施主体となり、子育て環境の充実が図られてきました。この間、国においては新たな支援も加えられ、各自治体では、令和2年度を開始とする第2期の「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現状に即した子育て環境充実への取り組みが期待されています。

◆出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国平均)◆



資料:平成30年(2018)人口動態統計月報年計(概数)

子ども・子育て関連3法

1.子ども・子育て支援法

2.認定こども園法の一部改正法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

3.子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

子ども・子育て支援制度のポイント

●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)

●認定こども園制度の改善

・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

●地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)

●基礎自治体(市町村)が実施主体

・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

●社会全体による費用負担

・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

●子ども・子育て会議の設置

・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与(市町村等における設置は努力義務)

平成27年以降の国の方針等について

◆少子化社会対策大綱(第3回目)(平成27年3月)

・重点課題の一つ「子育て支援施策を一層充実させる」

「『子ども・子育て支援新制度』の円滑な実施」「待機児童の解消」「『小1の壁』の打破」

◆次世代育成支援対策推進法(平成27年4月)

・有効期限を10年間延長

◆子ども・子育て支援法改正(平成28年4月)

・「仕事・子育て両立支援事業」の創設、「企業主導型保育事業」の導入

◆ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月)

・「子育ての環境整備」「すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備」

◆働き方改革実行計画(平成29年3月)

・「子育て・介護等と仕事の両立、障害者の労働」を目指す

◆子育て安心プラン(平成29年6月)

・「待機児童解消のための受け皿整備」「女性の就業のM字カーブ解消」

◆新しい政策パッケージ(平成29年12月)

・「幼児教育の無償化」「待機児童の解消」

幼児教育・保育の無償化は令和元年10月1日から実施されることとなった。

【2】本市における子育て支援施策と策定趣旨

本市における子育て支援施策については、「第2次雲南市総合計画」における基本的な考え方を踏まえ、平成22年3月「雲南市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定しました。この計画では「安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん」を基本理念に掲げ、子どもが健やかに育ち、子どもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、様々な施策を総合的に推進してきました。

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援法に基づき記載する事項に加え、雲南市次世代育成支援行動計画(後期計画)を引き継ぐ計画としても位置付けて、平成27年3月に「雲南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。この度、計画期間が終了するため、第2次計画を策定するものです。

この計画では、本市で生まれ育つ子、新たに本市に定住し育っていく子すべての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取り組みのさらなる充実を図ることを目的とし、すべての子育て家庭において、子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援の指針・施策を明らかにするとともに、子育て支援策のより一層の充実を引き続き目指していきます。

【3】計画の位置付け

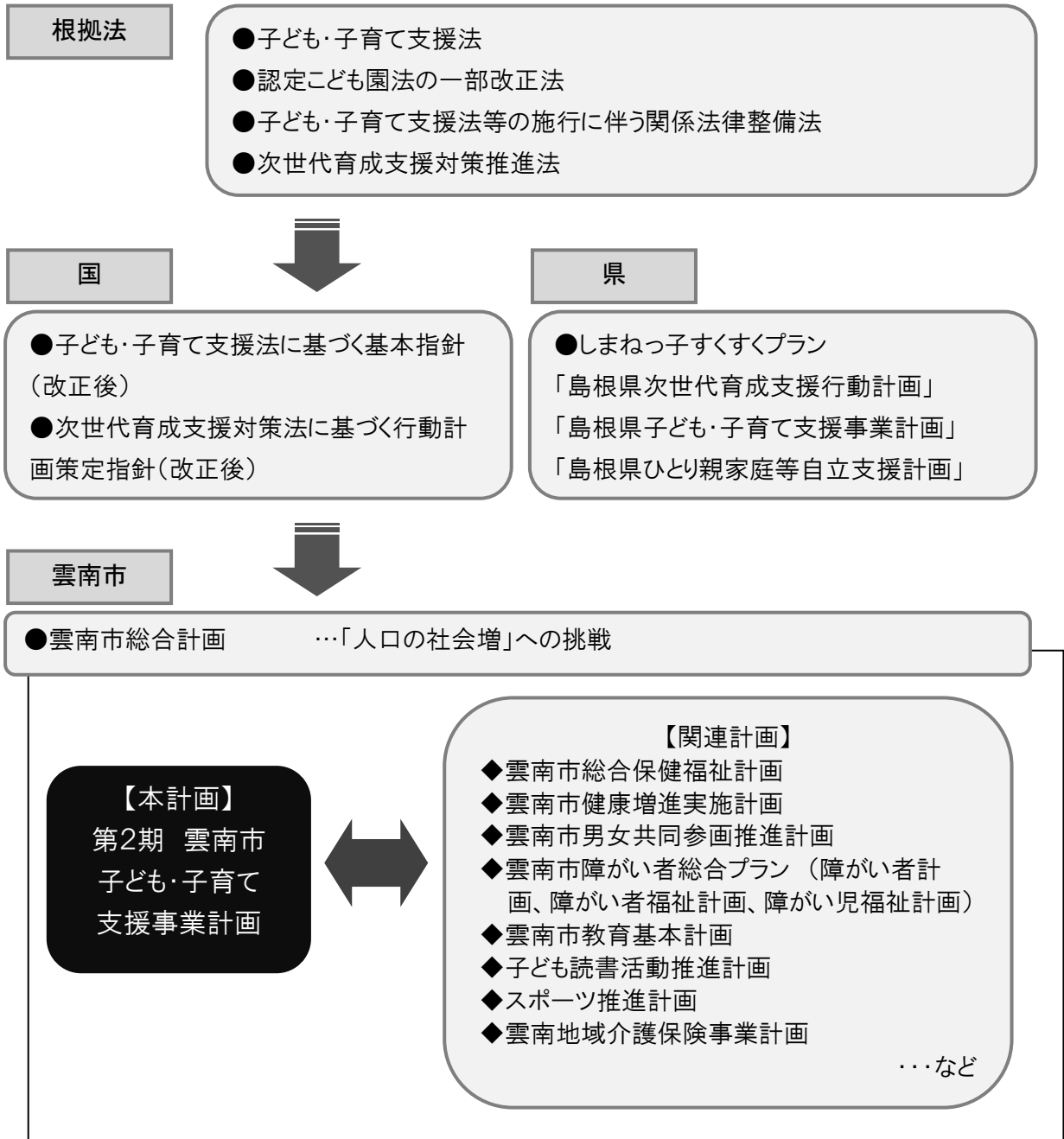
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。その上で、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、計画期間における「子どものための教育・保育給付(幼稚園や保育所などへの入所支援)」及び「地域子ども・子育て支援事業(子育て支援のための施策や事業)」の事業量の見込み、並びにそれらの提供体制確保策を定めています。

また、次世代育成支援対策のため有効期限が延長された次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく行動計画と一体のものとして取り組みます。併せて、「新・放課後子ども総合プラン」における市町村行動計画を包含するものとします。

本計画は、上位計画である「第2次雲南市総合計画(後期基本計画)」をはじめ、「雲南市総合保健福祉計画」「雲南市男女共同参画計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

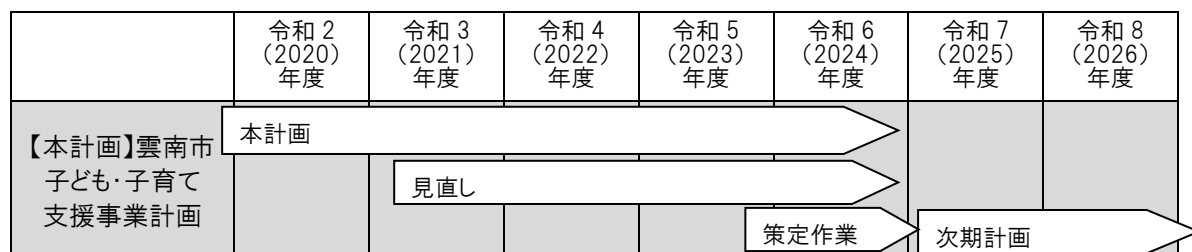
◆関連計画との整合イメージ◆



なお、本計画においては、国が示す「教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園などを総称して)」を「子育て支援施設」と表記し(制度名称や法令文等は除く)、「保育所」「保育園」は国に準じて「保育所」で表記を統一しています(固有名称を除く)。

【4】計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。令和3年度以降、随時評価・見直しをします。令和6年度に、それまでの取り組みの評価・見直しを踏まえて策定作業を行い、令和7年度からの次期計画につなげます。



【5】計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭、地域、企業(事業所)、関係機関、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体とします。また、本計画において「子ども」とは、18歳までを指します。

【6】策定の体制

「雲南市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「雲南市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項(子ども・子育て支援事業計画の内容や、保育所等の施設の定員設定のあり方等)を審議しました。

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

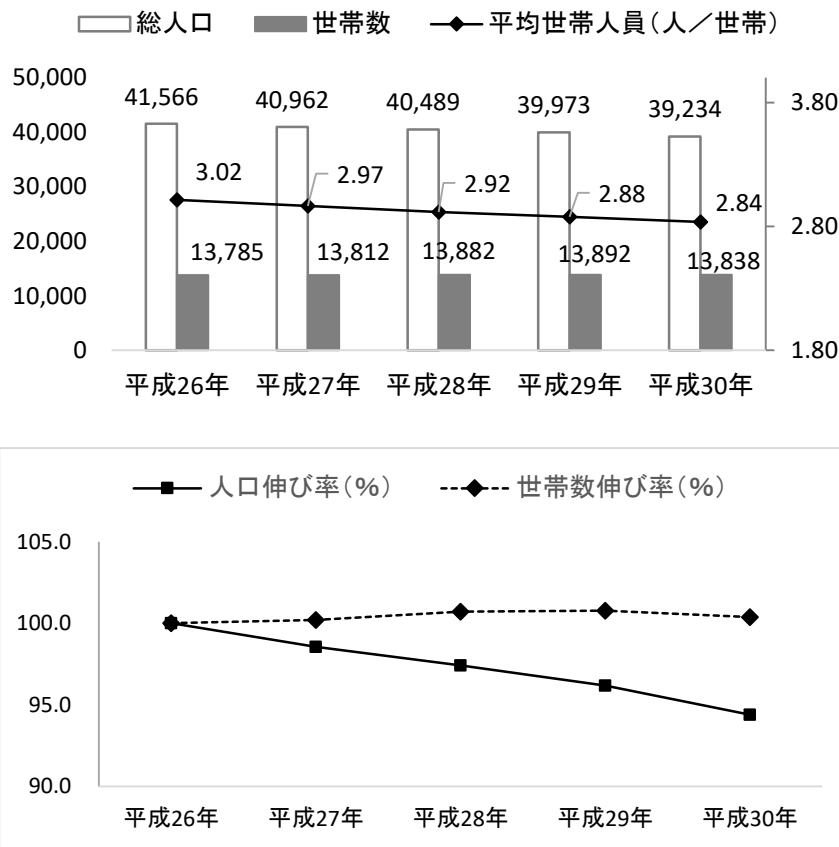
【1】人口等の動き

1. 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成30年3月時点で39,234人と、この5年で約2,300人の減少(平成26年を100.0とした場合94.4)となっています。

1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成26年の3.02人から平成30年で2.84人と、ゆるやかに小家族化傾向にあります。

◆人口・世帯数の推移◆



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口	41,566	40,962	40,489	39,973	39,234
世帯数	13,785	13,812	13,882	13,892	13,838
世帯人員(人/世帯)	3.02	2.97	2.92	2.88	2.84
人口伸び率(%)	100.0	98.5	97.4	96.2	94.4
世帯数伸び率(%)	100.0	100.2	100.7	100.8	100.4

資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

2. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。転入、転出からみる「社会動態」についても、転出者数が転入者数を上回るマイナスを示し、転出超過傾向が継続しています。

平成30年では、自然動態がマイナス478人、社会動態がマイナス304人であり、合計782人の人口減少となっています。この人口減少数は、平成26年からの減少数で最も多くなっています。

	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生者数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入者数 (d)	転出者数 (e)		(f)
平成26年	267	628	-361	830	-1,052	-222	-583
平成27年	224	614	-390	963	-1,055	-92	-482
平成28年	260	622	-362	1,008	-1,072	-64	-426
平成29年	252	626	-374	711	-1,049	-338	-712
平成30年	219	697	-478	742	-1,046	-304	-782

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

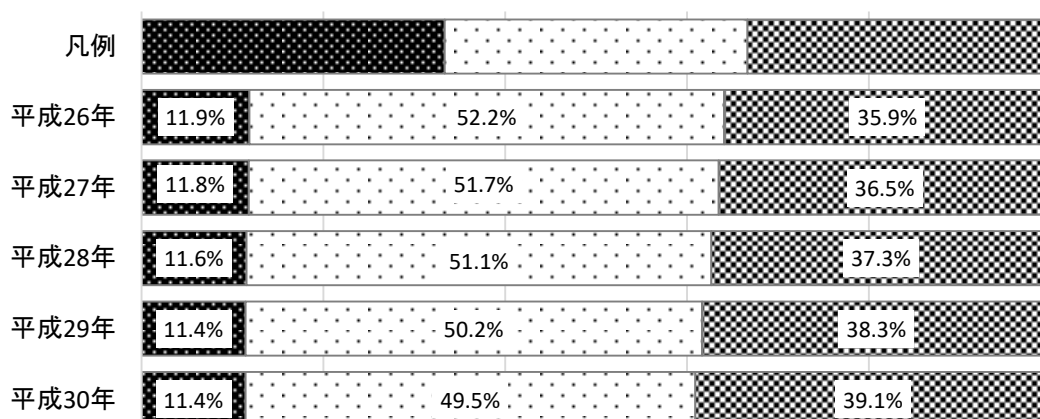
〈出典〉島根の人口移動と推計人口(10月1日現在)

3. 年齢別人口構成

本市の高齢化率は3割以上で、増加傾向で推移しており、平成30年3月現在で39.1%とほぼ4割に達しています。一方、14歳以下の年少人口は減少傾向で推移しています。本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

◆年齢3区分別人口構成比◆

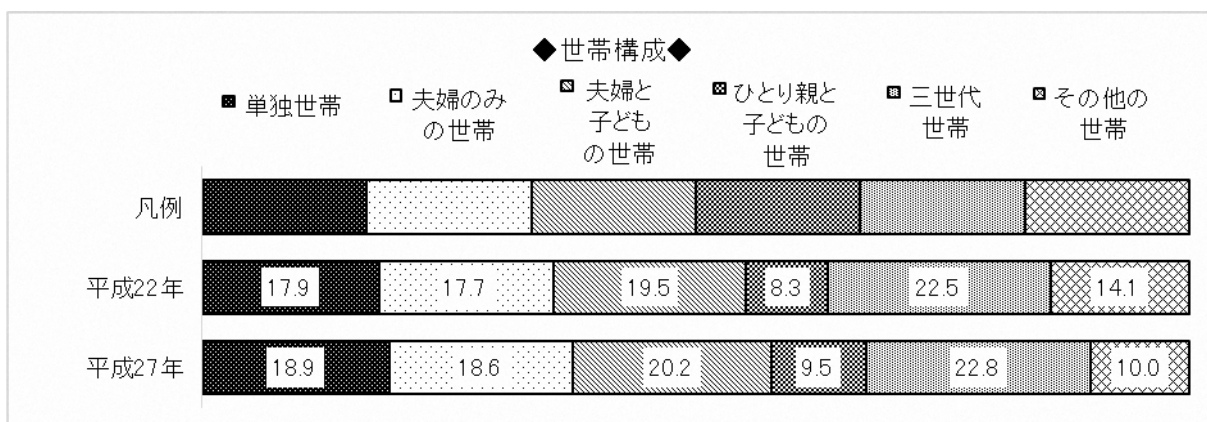
■年少人口 14歳以下 □生産年齢人口 15歳～64歳 ▨老年人口 65歳以上



〈出典〉島根県の人口移動と推計人口(10月1日現在)

4. 世帯構成の状況

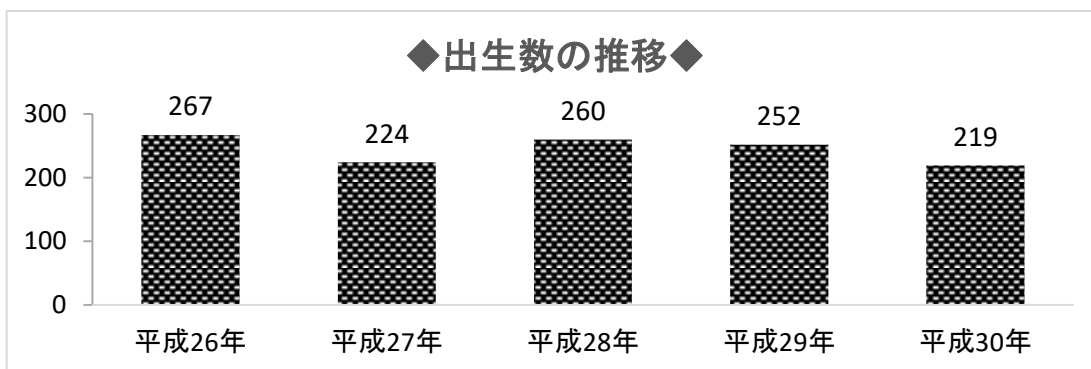
平成22年から平成27年の5年間で、世帯構成に大きな変化は見られません。単独世帯を除く核家族はあわせて48.3%と半数近くになっています。



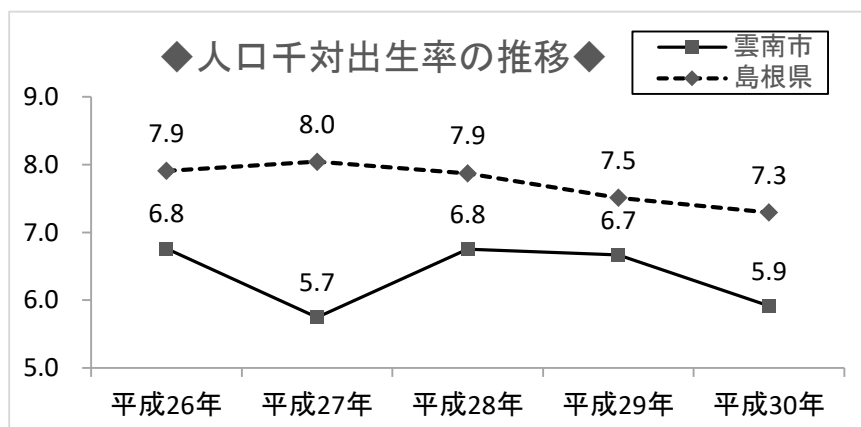
出展: 国勢調査(平成27年)

5. 出生数の推移

出生数は、近年増減を繰り返しながら推移していましたが、平成30年は過去5年間で最も少ない219人に減少しています。人口千人あたりの出生率は、島根県の平均を下回って推移しています。



出典: 島根県の人口移動と推計人口(10月1日現在)

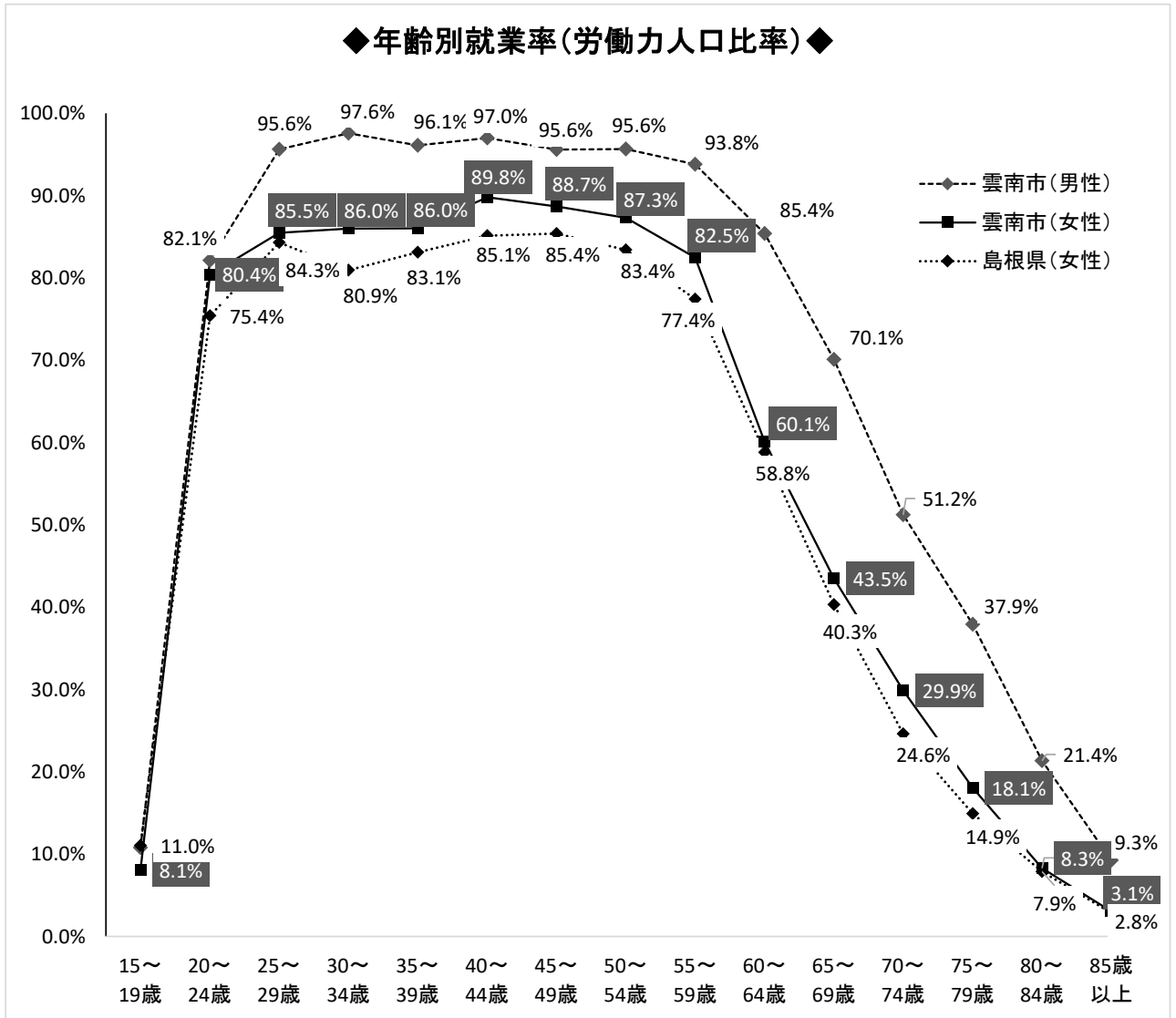


出典: 島根県の人口移動と推計人口(10月1日現在)

6. 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、全体的に島根県を上回っており、共働き世帯が多い地域であることが伺えます。子育てが落ち着く40歳代になるとやや就業率が上がりますが、「婚姻～子育て開始時期」に就業率が減少するいわゆる「M字カーブ」が見られるほどではありません。

今後、就労を希望する女性に対するより一層の支援が期待されています。

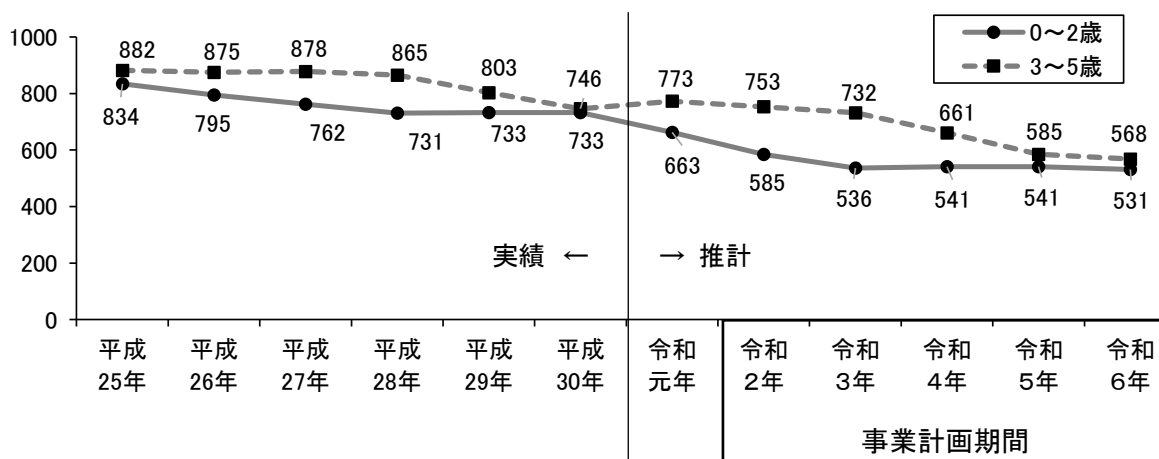


出典: 国勢調査(平成27年)

7. 就学前児童の人口推計結果

子どもの人口の推計結果については、減少傾向にあります。今後5年間は0～2歳児、3～5歳児とも、減少傾向が続くと予測されます。

◆子どもの人口推計結果◆



	実績値 ←						→推計値					
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	1716	1670	1640	1596	1536	1479	1436	1338	1268	1202	1126	1099
0～2歳	834	795	762	731	733	733	663	585	536	541	541	531
0歳	260	254	228	251	246	210	180	184	177	174	173	170
1歳	267	263	261	226	260	257	228	178	179	182	180	176
2歳	307	278	273	254	227	266	255	223	180	185	188	185
3～5歳	882	875	878	865	803	746	773	753	732	661	585	568
3歳	277	304	289	270	252	227	262	247	220	183	180	192
4歳	295	277	311	289	265	256	248	259	251	222	182	187
5歳	310	294	278	306	286	263	263	247	261	256	223	189
6～11歳	1964	1910	1899	1844	1814	1785	1764	1716	1656	1633	1593	1497
6歳	300	311	304	269	306	282	264	265	245	266	258	218
7歳	328	298	318	319	267	307	305	267	268	241	267	255
8歳	309	324	301	314	315	265	288	303	264	262	237	266
9歳	341	309	324	306	312	316	284	289	301	265	266	236
10歳	332	338	312	313	304	313	310	285	291	305	261	262
11歳	354	330	340	323	310	302	313	307	287	294	304	260

注：人口の推計にあたっては、実績値(平成26年～平成30年)として、島根県が毎年公表している「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(10月1日現在)」を用いるとともに、国立社会保障・人口問題研究所が推計した、令和2年と令和7年の推計結果を用いたコーホート変化率法で算出しています。コーホート変化率法とは、コーホート(同期間に出生した集団＝年齢層のかたまり)ごとの、対象期間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと仮定して推計する方法です。出生の見込み数は婦人子ども比を基に算出しました。推計結果には、本市の総合計画で目標として定めた施策増加人数(子ども(0～14歳)で10年間で250人)を反映させています。

【2】子ども・子育て支援制度の概要

1. 制度の目的

子ども・子育て支援制度とは、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律「子ども・子育て関連3法(平成24年8月22日公布)」に基づく新たな制度のことで、平成27年度(平成27年4月)から施行されました。

この制度は、すべての子どもに良質な子育て環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とする取り組みです。

「子ども・子育て関連3法」は、本計画の根拠法となるものです。

子ども・子育て関連3法
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援法 ●認定こども園法の一部改正法 ●子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

2. 施設や事業等について

子ども・子育て支援法のサービスは、大きく分けて次のとおりです。

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>(1)子どものための教育・保育給付</p> <p>①施設型給付^{注1}</p> <p><input type="checkbox"/>認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付(認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。)</p> <p>②地域型保育給付^{注2}</p> <p><input type="checkbox"/>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育</p> <p>(2)子育てのための施設等利用給付</p> <p><input type="checkbox"/>幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性がありながら施設の利用ができない児童について、認可外保育施設、預かり保育事業等に係る利用費を支給します。</p> <p>(3)子どものための現金給付</p> <p>①児童手当</p>	<p><input type="checkbox"/>利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など13の事業</p>
	<p>仕事・子育て両立支援事業</p> <p>①企業主導型保育事業</p> <p><input type="checkbox"/>従業員の働きやすい環境を提供するために企業が設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設。企業の従業員以外の子どもの受け入れ(地域枠)をすることも可能です。</p>

注1: 県が認可して市町村が確認をします。

注2: 市町村が認可をします。

①施設型給付、②地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付することになります(子ども・子育て支援法第19条)。

(1)施設型給付の種類

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。

認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

施設区分	内容	児童年齢	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の生活や教育の学習の基盤をつくるための、幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	・制限無し
保育所	・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	・共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	・保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育を一緒に受ける ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

(2)地域型保育給付(市町村の認可事業)の種類

事業名	児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママなど)。
居宅訪問型保育	0～2歳	・個別のケアが必要な場合(障がい・疾患など)や、保育等の施設が無い地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビーシッター)。
事業所内保育	0～2歳	・会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

※満3歳以上の幼児の場合でも、保育の体制の整備の状況や地域の事情を勘案して、上記事業の対象とすることができます。

(3) 児童手当

家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的として、中学生以下を対象として児童手当法に基づき手当を支給します。

(4) 企業主導型保育事業

内閣府の所管による企業主導型の事業所内保育事業です。企業が、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。企業の従業員以外の子どもの受け入れ(地域枠)をすることも可能です。

3. 保育の必要性の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定することになります。

(1) 制度における認定区分

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園 認定こども園	4時間 ^{注1}
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由 ^{注2} に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園	8～11時間
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園	8～11時間

注1:1号認定子どもが、4時間を超えて保育する場合は、預かり保育の利用となります。

注2:次表参照

(2) 保育を必要とする事由について

1. 保育を必要とする事由	<ul style="list-style-type: none">・就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)・妊娠・出産・保護者の疾病、障がい・同居または長期入院している親族の介護・看護(常時)・災害復旧・継続的な求職活動(起業準備を含む)・就学(職業訓練校等における職業訓練含む)・虐待やDVのおそれがあること・育児休業取得時に、既に保育所を利用しており、継続利用が必要であると認められること・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 ※同居の親族等が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合あり
---------------	--

2. 保育の必要量	<p>上記のうち、「就労」を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。</p> <p>a. 「保育標準時間」利用→フルタイム就労を想定した利用時間(最長 11 時間)</p> <p>b. 「保育短時間」利用→パートタイム就労を想定した利用時間(最長 8 時間)</p>
3. 優先利用	<p>ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。</p>

4. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。以下の 13 の事業が定められています。

	事業名	内容	本市の実施状況 ^注
1	時間外保育事業(延長保育事業)	●通常の保育時間(11 時間)を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。	現在実施中です
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	●仕事などで日中保護者が家庭にいない、小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。	現在実施中です
3	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	<p>●「ショートステイ」は、保護者の病気、疲労、その他身体上、精神上、環境上の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等で養育・保護する事業です。</p> <p>●「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難となった場合その他緊急の場合、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。</p>	現在実施していません
4	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	●公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。	本市では「子育て支援センター」が該当します
5	一時預かり事業	●保護者の病気やけが、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等に預けることができる事業です。	現在実施中です

	事業名	内容	本市の実施状況 ^注
6	病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、医療機関や保育所付設の専用スペースなどで病気の児童を一時的に保育する事業。 保育中に体調不良となった児童への緊急対応や、病気の児童の自宅に訪問する形態もあります。 ●病児対応型: 児童が病気の「回復期」に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない場合において、病院・保育所付設の専用スペースや専用施設で一時的に保育する事業。 ●病後児対応型: 児童が病気の「回復期」であり、集団保育が困難な期間において、病院・保育所付設の専用スペースや専用施設で一時的に保育する事業。 ●体調不良児対応型: 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの緊急的な対応をする事業。 ●非施設型: 児童が「回復期に至らない場合」または、「回復期」であり集団保育が困難な期間において、児童の自宅において一時的に保育する事業。 	現在実施中です
7	ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ●育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 	現在実施中です
8	乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ●生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。 	本市では「こんにちは赤ちゃん事業」として実施しています
9	妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。 	本市では「妊婦・乳児健康診査事業」として実施しています。

	事業名	内容	本市の実施状況 ^注
10 1	養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ●養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 ●「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。 	現在実施中です
10 2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(構成員)の専門性強化及び構成員の連携強化を図り、地域ネットワークと訪問事業が連携を図ることで児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するための事業です。 	現在実施中です
11	利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供と必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行う事業です。 	現在実施中です
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の世帯の所得に応じて、子育て支援施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費、行事への参加に要する費用を助成する事業です。 	現在検討中です
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な事業者の新規参入を支援する又は私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ態勢の構築を支援する事業です。 	現在検討中です

※令和2年3月末現在

5. 子育てのための施設利用給付

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性がありながら施設の利用ができない児童について、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用費を支給します。3～5歳児及び0～2歳児のうち低所得世帯が該当します。

基本理念

安心して子育ての出来る支え合いのあるまち うんなん

教育委員会 学校教育課

- 長期欠席・不登校相談支援
- 就学・進路相談
- 生徒指導相談
- いじめ防止対策に関すること
-
- 指導主事 SSW SC

子ども家庭支援センター 「すずらん」

子育てに関する悩みや不安、疑問について気軽に相談できるワンストップ相談窓口、切れ目のない支援実施のための関係機関・専門機関との連携を図る

- 幼児期からの発達相談・支援
- 就学相談・特別支援教育に関する相談
- 学校保育現場からの相談
- 子育て尊厳に関する悩み相談
- ひきこもり相談
- 幼児通級指導教室「にっこりい」
- 子ども家庭支援センター「まなびい」
-

子ども政策局 子ども家庭支援課・子ども政策課

- 利用者支援事業（基本型）
- 保育所・幼稚園・認定こども園入所手続き
- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 病児・病後児保育事業
- ファミリースーパーサポートセンター事業

母子健康包括支援センター
「子育て世代包括支援センター」
「だっこぷ」

健康福祉部 健康推進課

- 安心安全な妊娠に関する普及啓発
- 不妊相談
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 産後ケア事業
- 産前産後サポート事業
- 乳幼児健診・ブックスタート
- 育児相談・妊婦サロン・離乳食教室
- 予防接種
-

★特別支援教育連携協議会

- ・健康福祉部
- ・特別支援学校センター的機能
- ・児童相談所
- ・教育事務所
- ・ウイッシュユ
- ・さくら教室
- ・小・中学校
- ・保育所・幼稚園・こども園 他

通級指導教室担当職員
にここに相談員
教育支援委員会・専門調査員

児童養育相談員業務

- 子育てに関する様々な相談対応
- 育児に関する不安感の解消
- ファミリースーパーサポートセンター、子育て支援センター、放課後児童クラブなど利用できる支援の紹介

支援・連携・協力

利用者支援事業（母子保健型）

全妊産婦に対するワンストップ相談窓口
母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、妊娠・出産・育児に関する相談に応じると共に、関係機関・専門機関との連携を図る。

母子保健コーナー業務

- 妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の実施
- ①妊産婦等への相談助言指導
- ②母子保健事業のコーディネート

支援・連携・協力

教育委員会 社会教育課

- 教育支援センター「おんせんキャンパス」

関係機関

- ・特別支援学校
- ・児童相談所
- ・ウイッシュユ
- ・島根県教育センター
- ・保健所
- ・医療機関
- ・さくら教室
- ・ハローワーク
- ・生活支援センター（社協）
- ・民生児童委員・主任児童委員他

健康福祉部 長寿障がい福祉課

- 障がい認定・受給者証発行
- ひきこもり支援
- 相談支援事業所とのつなぎ

利用者支援事業定期連絡会議

子ども政策課・子ども家庭支援課・長寿障がい福祉課・健康推進課・その他連携を必要とする課



要保護児童対策地域協議会

児童・保護者等からの養育困難な状況や虐待等に関する相談

- ケースの進行管理
- 関係機関との連携
- 虐待予防・啓発

【3】子育て支援施設の状況

1. 子育て支援施設の状況

(1) 保育所の現状

市内にある保育所数は、令和元年5月1日、公立保育所(認定こども園は別区分で記載)4園(うち委託園3園)、私立5園(あおぞら保育園分園を1園で計上)の合計9園です。

なお、令和元年7月1日から雲南市内で初となる企業主導型保育事業の施設が開所しました。0～2歳児を対象とした施設で、定員は、各歳児6名ずつです。そのうち半数が地域枠となっています。

◆保育所の状況◆

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
施設数	10	10	11	11	11	9
定員(人)	770	785	825	825	835	735
園児数(人)	779	784	786	776	784	710
備考			あおぞら保育園分園開園		みなみかも保育園開園 吉田保育所を認定こども園に	田井保育所、掛合保育所を認定こども園に

資料:福祉行政報告例第 54 表の各年 5 月 1 日現在(広域受託含む)

注:保育所においては、配置人員や面積など最低基準を満たす範囲内であれば一時的に定員を超える児童を受け入れることが可能となる。

7月1日開所の企業主導型保育事業施設は上記の表に含まない。

(2) 認定こども園の現状

本市の認定こども園は、平成25年より2園で展開しています。その後、小規模な幼稚園を除く幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行しました。保育所についても保育所型認定こども園への移行を進めています。

◆認定こども園の状況◆

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
施設数	2	2	5	6	8	10
定員(人)	450	390	550	600	630	750
幼稚園籍	230	115	200	235	225	240
保育所籍	220	275	340	365	405	510
園児数(人)	308	274	395	441	434	498
幼稚園籍	67	34	108	121	95	100
保育所籍	241	240	287	320	339	398
備考		木次こども園定員見直し	海潮、斐伊、三刀屋幼稚園を認定こども園に	大東幼稚園を認定こども園に	西幼稚園、吉田保育所を認定こども園に	田井保育所、掛合保育所を認定こども園に

資料:福祉行政報告例第 54 表の各年 5 月 1 日現在(広域受託含む)

※ここでは、認定こども園と同一機能である幼保一体施設「加茂幼児園」を含める

(3) 幼稚園の現状

市内の幼稚園は、令和元年5月1日現在で、公立4園です。小規模の幼稚園を除き、一定の規模のある幼稚園については、幼稚園型認定こども園への移行を進めてきました。入園児童数については、年々減少傾向にあります。

◆幼稚園の現状◆

年度	平成 26 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
施設数(園)	9	9	6	5	4	4
定員(人)	1,080	1,080	185	125	80	80
園児数(人)	206	189	108	69	30	23
備考	休園:1 園 (飯石) 閉園:1 園 (温泉)		海潮、斐伊、 三刀屋幼稚園 を認定こども 園に 全ての幼稚園 で定員変更	大東幼稚園 を認定こども 園に	西幼稚園を 認定こども園 に	

資料:各年5月1日現在(広域受託含む)

(4) 待機児童の状況

1. 子育て支援施設

平成27年度から平成30年度まで、毎年度発生しています。新たな施設が開園した平成30年度以降、減少傾向にあります。令和元年度は4月1日時点で待機児童は発生していません。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
4/1 現在	9	9	9	3	0
10/1 現在	18	14	17	9	0

[H30 年度待機児童の状況]

	人数	希望する施設の所在地						
		大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	市外
4/1 時点	3		1					2
10/1 時点	9	1	1	5				2

	人数	待機児童の住所						
		大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	市外
4/1 時点	3	2			1			
10/1 時点	9	5		3	1			

2. 放課後児童クラブ

	H27 年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
人数	—	0	1	1	0
学校			加茂小	西小	
学年			3年生	5年生	

(5)市内の施設の状況と対象者人口の推移

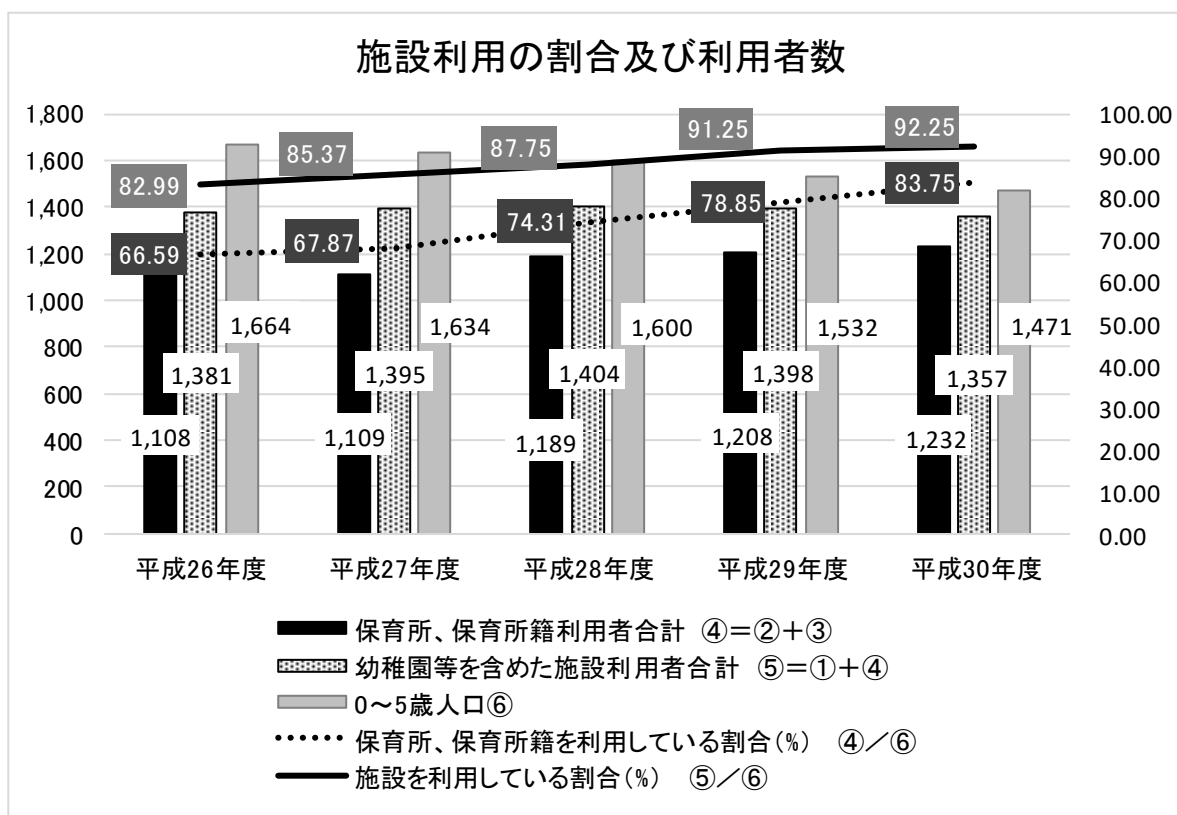
[H26年度～H30年度の各施設利用の割合]

		認定区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園及び認定こども園(3歳以上)①		1号	273	286	215	190	125
保育所及び認定こども園(3歳以上保育希望)②		2号	565	573	627	660	659
保育所及び認定こども園+地域型保育(0～2歳児)③		3号	543	536	562	548	573
	保育所及び認定こども園+地域型保育(0歳児)	3号	161	135	152	152	161
	保育所及び認定こども園+地域型保育(1～2歳児)	3号	382	401	410	396	412
保育所、保育所籍利用者合計④=②+③			1,108	1,109	1,189	1,208	1,232
幼稚園等を含めた施設利用者合計⑤=①+④			1,381	1,395	1,404	1,398	1,357
0～5歳人口⑥			1,664	1,634	1,600	1,532	1,471

※1 認定こども園及び保育所実績は、庁内資料(3/31現在)より

※2 認定こども園及び幼稚園実績は、学校基本調査(5/1現在)より

※0～5歳児人口は3/31現在(住民基本台帳より)



0～5歳児の人口に占める子育て支援施設の利用者の割合が高まっています。特に保育所、保育所籍の利用が急増しています。

市内保育所等の受入児童数の推移
(2号児・3号児受入施設)

(単位:人)

		H25年度 (年度末)	H26年度 (年度末)	H27年度 (年度末)	H28年度 (年度末)	H29年度 (年度末)	H30年度 (年度末)
〔大東町 小計〕	0歳児	50	57	40	55	56	53
	1～2歳児	119	120	134	130	122	125
	3歳未満児	(169)	(177)	(174)	(185)	(178)	(178)
	3歳以上児	175	172	168	193	214	210
	計	344	349	342	378	392	388
〔加茂町 小計〕	0歳児	24	28	23	21	18	33
	1～2歳児	65	78	77	76	70	89
	3歳未満児(小計)	(89)	(106)	(100)	(97)	(88)	(122)
	3歳以上児	111	103	115	121	125	126
	計	200	209	215	218	213	248
〔木次町 小計〕	0歳児	44	44	37	46	47	42
	1～2歳児	110	104	104	101	102	114
	3歳未満児(小計)	(154)	(148)	(141)	(147)	(149)	(156)
	3歳以上児	121	130	147	162	168	161
	計	275	278	288	309	317	317
〔三刀屋町 小計〕	0歳児	11	16	15	15	15	15
	1～2歳児	48	40	47	53	52	46
	3歳未満児(小計)	(59)	(56)	(62)	(68)	(67)	(61)
	3歳以上児	76	78	76	82	84	95
	計	135	134	138	150	151	156
〔吉田町 小計〕	0歳児	9	2	7	3	5	5
	1～2歳児	3	10	13	15	15	9
	3歳未満児(小計)	(12)	(12)	(20)	(18)	(20)	(14)
	3歳以上児	28	22	14	18	18	17
	計	40	34	34	36	38	31
〔掛合町 小計〕	0歳児	9	14	13	12	11	13
	1～2歳児	33	30	26	35	35	29
	3歳未満児(小計)	(42)	(44)	(39)	(47)	(46)	(42)
	3歳以上児	68	60	53	51	51	50
	計	110	104	92	98	97	92
合 計	0歳児	147	161	135	152	152	161
	1～2歳児	378	382	401	410	396	412
	3歳未満児(小計)	(525)	(543)	(536)	(562)	(548)	(573)
	3歳以上児	579	565	573	627	660	659
	計	1,104	1,108	1,109	1,189	1,208	1,232
定員		1,000	990	1,060	1,165	1,190	1,240
受入児童数 拡大方策	H24年度以前に四ツ葉学園保育所施設整備定員を80人→100人(H22)、たちばら保育園20人→30人(H23)	木次こども園開園(保育利用児の受入拡大 概ね45人分)	斐伊保育所定員60名→80名へ20名増	大東保育園定員120名→135名へ15名増 加茂こども園2号児3号児定員150名→175名へ25名増 木次こども園2号児3号児定員70名→100名へ増30名増	4月あおぞら乳児分園開所(30人増) 海潮・斐伊・三刀屋の各幼稚園を認定こども園化し、2号児の受入を拡大	大東幼稚園を認定こども園化し、2号児の受け入れを拡大	4月みなみかも保育園開園(40人増) 西幼稚園をこども園化し2号児の受け入れを拡大

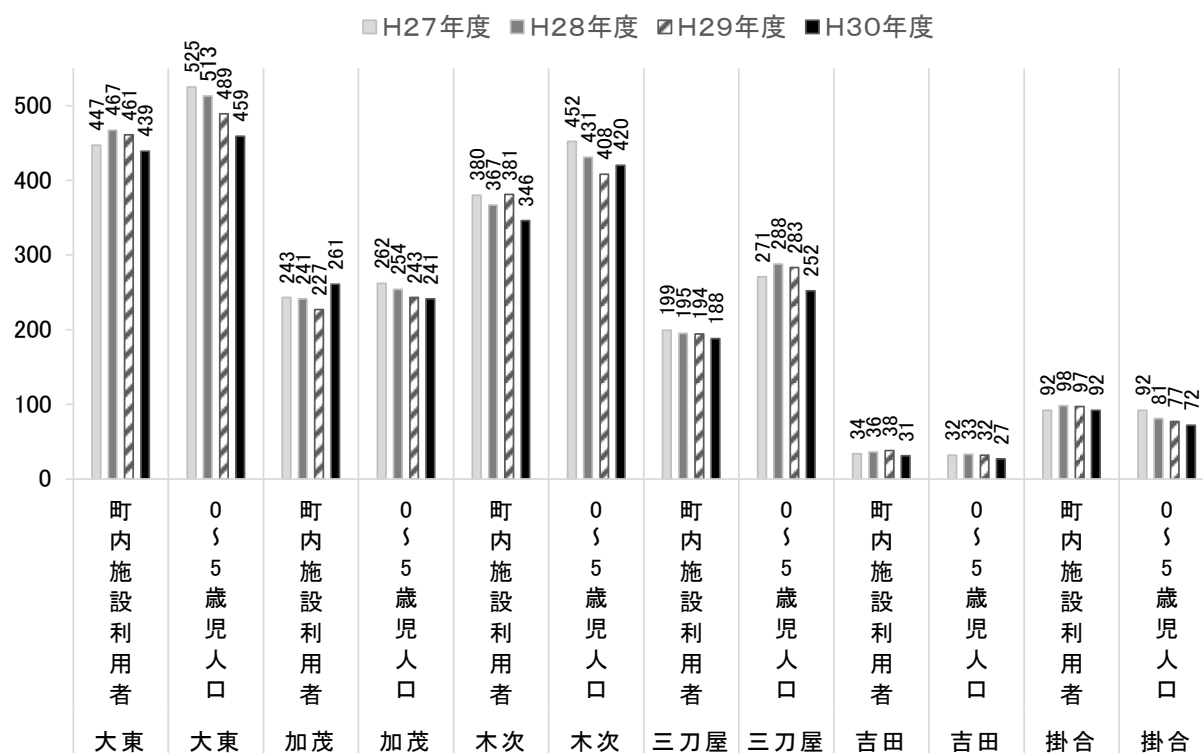
(注) 1. 「(年度末)」とあるのは3月末日の数値(庁内資料)
2. 3歳未満児は0～2歳児。3歳以上児は3～5歳児。

市内幼稚園等の受入児童数の推移
1号児

		H25年度 (年度末)	H26年度 (年度末)	H27年度 (年度末)	H28年度 (年度末)	H29年度 (年度末)	H30年度 (年度末)
〔大東町 小計〕	3歳以上児	102	94	105	89	69	51
〔加茂町 小計〕	3歳以上児	45	34	28	23	14	13
〔木次町 小計〕	3歳以上児	101	85	92	58	64	29
〔三刀屋町 小計〕	3歳以上児	68	60	61	45	43	32
小計		316	273	286	215	190	125
定員		1,335	1,310	1,195	385	360	305

(注) 1. 「(年度末)」とあるのは3月末日の数値である。

町別 0～5歳児人口と町内施設の利用者数



三刀屋町、木次町、大東町では、0～5歳児の人口に対して町内の子育て支援施設の利用者数との差が大きくなっています。

2. 各種事業の確保量と実績

(1) 子育て支援施設

単位(人)

〈1〉幼稚園・認定こども園のニーズ	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①	226	286	228	215	212	190	215	125	215	123
認定こども園及び幼稚園										
1号認定	95	286	96	215	89	190	90	125	90	123
2号認定	131	0	132	0	123	0	125	0	125	0
確保方策② (確保量)	750	750	630	385	585	360	555	305	600	320
認定こども園及び幼稚園										
過不足 ②-①	524	464	402	170	373	170	340	180	385	197

※いずれも5月1日現在の数値(庁内資料)

単位(人)

〈2〉保育所・認定こども園のニーズ(3歳以上)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①／ 実績	537	573	540	627	502	660	509	659	509	
認定こども園及び保育所										
確保方策② (確保量)	540	585	660	625	705	660	745	670	700	685
認定こども園及び保育所										
過不足 ②-①	3	12	120	-2	203	0	236	11	191	

※いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

単位(人)

〈3〉保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ(0歳児)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①／ 実績	173	135	178	152	173	152	165	161	161	
認定こども園及び保育所+地域型保育(0歳児)										
確保方策② (確保量)	152	152	152	157	152	157	152	167	152	162
認定こども園及び保育所										
地域型保育事業※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
企業主導型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	152	152	152	157	152	157	152	167	152	162
過不足 ②-①	-21	17	-26	5	-21	5	-13	6	-9	

※小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

単位(人)

〈3〉保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ(1~2歳)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①／ 実績	361	401	360	410	361	396	348	412	337	
認定こども園及び保育所+地域型保育(1~2歳児)										
確保方策② (確保量)	368	395	368	401	368	386	368	409	368	398
認定こども園及び保育所										
地域型保育事業※	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0
企業主導型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	368	395	368	401	368	386	368	409	368	398
過不足 ②-①	7	-6	8	-9	7	-10	20	-3	31	

※小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

〈1〉×〈2〉から、3～5歳児の保育所利用の増加が著しいことがわかります。

保護者の就労(育休からの復帰)、求職活動などが保育所利用の事由の大半を占めています。

幼稚園利用の減少については、保護者の就労時間の延長や祖父母が子どもをみることが出来る家庭の減少(核家族化)が考えられます。

〈1〉の見込み量に対し確保量が大きいのは、幼稚園の定員が従来から多めに見込んであったためです。

5年間の間に、一定規模の幼稚園のこども園化を進め、定員の見直しを都度行いました。

定員を超える申し込みについては、定員を超えての受け入れの運用をし、対応しました。

(2)地域子ども・子育て支援事業

単位(人)

〈1〉時間外保育事業(延長保育事業)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①/実績	508	175	511	193	490	199	484	231	478	
確保方策②	508	175	511	193	490	199	484	231	478	
実施箇所数	7	7	7	7	8	9	8	10	9	10

※あおぞら保育園分園は1か所で計上

延長保育を実施する園は平成27年度の7か所から10か所の3か所増となっています。

平成29年度以降、大東保育園の開所時間が18:00から18:30に延長になり、平成30年度新設のみなみかも保育園も18:30まで開所しています。当初の計画より、遅い時間まで利用可能な園が増えています。

一方で延長保育の利用者の増加もあり、僅かずつ利用者の増加傾向があります。

策定当時の1日の1施設あたり平均受け入れ数は1.3人であったため、利用者が2倍となることを見込み、確保方策の数字が大きいものとなっています。

上記の人数は実人数であり、希望者の受け入れは対応できています。

単位(人)

〈2〉放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業:低学年)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
大東小 見込量①	86	42	81	34	81	58	80	54	82	49
確保方策②	86	42	81	34	81	58	80	54	82	49
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西小 見込量①	17	16	16	29	16	30	16	31	16	30
確保方策②	17	16	16	29	16	30	16	31	16	30
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世小 見込量①	16	10	15	13	15	20	14	11	15	15
確保方策②	8	10	7	13	7	20	14	11	15	15
過不足 ②-①	-8	0	-8	0	-8	0	0	0	0	0
阿用小 見込量①	8	13	8	14	8	9	8	11	8	13
確保方策②	8	13	8	14	8	9	8	11	8	13
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海潮小 見込量①	29	32	26	28	26	21	26	26	26	24
確保方策②	29	32	26	28	26	21	26	26	26	26
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

単位(人)

〈2〉放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業:低学年)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
加茂小	見込量①	33	63	30	77	30	78	31	91	31	91
	確保方策②	33	63	30	77	30	77	31	91	31	91
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0
木次小	見込量①	15	40	14	31	14	48	14	60	14	65
	確保方策②	15	40	14	31	14	48	14	60	14	65
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寺領小	見込量①	13	1	12	10	12	15	12	18	12	18
	確保方策②	3	1	3	10	12	15	12	18	12	18
	過不足 ②-①	-10	0	-9	0	0	0	0	0	0	0
西日登小	見込量①	4	3	4	3	4	3	4	5	4	9
	確保方策②	0	3	0	3	0	3	4	5	4	9
	過不足 ②-①	-4	0	-4	0	-4	0	0	0	0	0
斐伊小	見込量①	34	32	33	41	33	44	33	45	33	47
	確保方策②	34	32	33	41	33	44	33	45	33	47
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三刀屋小	見込量①	27	38	25	55	26	52	25	56	26	39
	確保方策②	27	38	25	55	26	52	25	56	26	39
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飯石小	見込量①	0	0	閉校		0	0	0	0	0	0
	確保方策②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鍋山小	見込量①	2	3	2	2	2	4	2	3	2	6
	確保方策②	2	3	2	2	2	4	2	3	2	6
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田小	見込量①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	確保方策②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田井小	見込量①	4	2	4	3	4	1	4	1	4	1
	確保方策②	0	2	0	3	0	1	4	1	4	1
	過不足 ②-①	-4	0	-4	0	-4	0	0	0	0	0
掛合小	見込量①	22	31	21	25	21	27	20	21	21	22
	確保方策②	22	31	21	25	21	27	20	21	21	22
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【合計】 市全域	見込量①	310	326	291	365	292	410	289	433	294	430
	確保方策②	284	326	266	365	276	409	289	433	294	430
	過不足 ②-①	-26	0	-25	0	-16	-1	0	0	0	0

単位(人)

<2>放課後児童クラブ(放課後 児童健全育成事業:高学年)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
大東小 見込量①	22	17	22	12	22	17	22	10	20	14	
確保方策②	22	17	22	12	22	17	22	10	20	14	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西小 見込量①	4	4	4	9	4	9	4	7	4	12	
確保方策②	4	4	4	9	4	9	4	6	4	12	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	-1	0	0	
佐世小 見込量①	6	3	5	5	5	4	5	5	5	8	
確保方策②	2	3	2	5	2	4	5	5	5	8	
過不足 ②-①	-4	0	-3	0	-3	0	0	0	0	0	
阿用小 見込量①	2	4	2	5	2	3	2	1	2	1	
確保方策②	2	4	2	5	2	3	2	1	2	1	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海潮小 見込量①	8	9	8	12	8	18	8	25	7	27	
確保方策②	8	9	8	12	8	18	8	25	7	27	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
加茂小 見込量①	5	13	5	11	6	14	5	23	5	31	
確保方策②	5	13	5	11	6	14	5	23	5	31	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
木次小 見込量①	4	6	4	12	4	17	4	23	4	9	
確保方策②	4	6	4	12	4	17	4	23	4	9	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寺領小 見込量①	2	0	2	5	2	1	2	3	2	4	
確保方策②	1	0	1	5	2	1	2	3	2	4	
過不足 ②-①	-1	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	
西日登小 見込量①	0	1	0	1	0	3	0	3	0	4	
確保方策②	0	1	0	1	0	3	0	3	0	4	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
斐伊小 見込量①	10	5	10	0	10	2	10	13	9	18	
確保方策②	10	5	10	0	10	2	10	13	9	18	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三刀屋小 見込量①	9	4	9	3	9	8	9	7	8	12	
確保方策②	9	4	9	3	9	8	9	7	8	12	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
飯石小 見込量①	0	0	0	閉校	0	0	0	0	0	0	
確保方策②	0	0	0	閉校	0	0	0	0	0	0	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鍋山小 見込量①	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	
確保方策②	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
吉田小 見込量①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
確保方策②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
田井小 見込量①	2	0	2	0	2	1	2	1	2	6	
確保方策②	0	0	0	0	0	1	2	1	2	6	
過不足 ②-①	-2	0	-2	0	-2	0	0	0	0	0	
掛合小 見込量①	4	1	3	2	4	3	3	10	3	7	
確保方策②	4	1	3	2	4	3	3	10	3	7	
過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【合計】 市全域	見込量①	78	67	76	77	78	100	76	131	71	155
	確保方策②	71	67	70	77	73	100	76	130	71	155
	過不足 ②-①	-7	0	-6	0	-5	0	0	-1	0	0

15 小学校区のうち、実施か所が 8 小学校区から 15 小学校区となり、7 小学校区の増となりました。(移送対応含む)

見込み量の予測と実績の差が大きい小学校が生じていますが、策定時のニーズ調査に基づき、調査時点の5歳児の保護者の意向を基に見込量を算出しましたが、その後の状況の変化等により、多少の偏りが生じたものと思われます。

単位(人日/年)

〈3〉子育て短期支援事業 (ショートステイ)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量/実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策(確保量)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

単位(人日/年)

〈4〉子育て支援センター(地域 子育て支援拠点事業)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量/実績	20,736	22,567	21,499	21,864	22,290	19,845	23,111	20,404	23,676	
確保方策(実施箇所数)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

保育所入所の年齢の低年齢化が進み、子育て支援センターの利用対象者となる親子の数が減少しています。

子育て支援施設の利用者は、支援センターを利用できる曜日が土日に限られており、現在は、日曜日の開所はなく、土曜日は1か所のみ開所しています。

単位(人日/年)

〈5〉一時預かり事業(一時保育 事業)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
幼稚園在園 児対象	見込量/実績	1,599	1,581	1,608	675	1,495	767	1,514	2,205	1,515	
	1号認定の見込 量	269	1,581	271	675	252	767	255	2,205	255	
	2号認定の見込 量	1,330	—	1,337	—	1,243	—	1,259	—	1,260	
	確保方策(確保 量)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,495	1,495	1,514	2,205	1,515	
	確保方策(実施 箇所数)	2	2	2	5	3	6	3	12	3	14

当初は2号認定児による在園児の一時預かり(預かり保育)を想定していましたが、5年間の間にこども園化を進めるなどし、2号認定児の利用は実質的にない状態にあります。(こども園で2号児として過ごしているため。)

平成30年度から小規模幼稚園 4 園を含む全ての幼稚園、幼稚園型こども園で在園児を対象とした一時預かりを実施しています。1か月につき12日以内の利用日数の上限を設けていますが、利用者が急増しています。

単位(人日/年)

〈5〉一時預かり事業(一時保育 事業)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
保育所等による一時預 かり事業	見込量	873	1,087	875	1,023	841	708	830	1,018	818	
	確保方策(確保 量)	873	1,087	875	1,023	875	708	830	1,018	818	
	保育所等による 対応	873	1,087	875	1,023	875	875	830	448	818	
	確保方策(実施 箇所数)	7	7	7	7	7	7	7	9	8	9

保育所における一時預かりについては、ニーズが高く、ほぼ毎年実績が予測を上回っている状況です。平成30年度からみなみかも保育園が新設に併せて実施しており、施設数が増え、受け入れ可能数が伸びました。

公立保育園においては、月12日までの上限を設けて実施しています。

単位(人日/年)

〈6〉病児・病後児保育事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量	576	229	579	416	556	292	549	402	542	
確保方策(確保量)	320	229	480	416	480	292	549	402	542	
病児・病後児保育事業	320	229	480	416	480	292	549	402	542	
病児保育事業(実施か所数)	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
病後児保育事業(実施か所数)	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3

毎年実績が予測を下回っている状況です。病児・病後児保育事業の利用者数については、インフルエンザなどの流行期には利用が重なり、利用できない場合があります。

単位(人回/年)

〈7〉ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)〈就学前児童〉	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量	354	47	356	162	342	292	338	431	333	
確保方策(確保量)	354	47	356	162	342	292	338	431	333	

単位(人回/年)

〈7〉ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)〈就学児〉	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量	214	184	202	332	202	530	200	303	203	
確保方策(確保量)	214	184	202	332	202	530	200	303	203	

就学前児童、就学児いずれも、年々増加傾向にあります。施設間(児童クラブとスポ少、保育所とさくら教室等)の送迎を恒常的に依頼するなど、年間の利用回数の多い依頼の形態にも、複数の提供会員で対応するなど要望に応えるようにしています。

単位(回/年)

〈8〉乳児家庭全戸訪問事業(こどもにはあかちゃん事業)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
見込量	237	243	243	246	236	213	226	176	220		
確保方策(提供量)	実施体制(人/年)	12	12	12	11	12	11	12	11	12	
	実施機関	雲南市									
	実施機関(委託団体)	委託 なし									

実施率は95~100%の高い数値で推移しています。100%に至らない理由は、対象児が入院中であるなどで訪問できない場合があるためです。(全ての児童の状況の把握はしています。)

単位(回/年)

〈9〉妊婦健康診査	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
見込量	3,080	3,542	3,164	3,570	3,080	3,332	2,940	2,745	2,870		
確保方策 (提供量)	健診回数 (回/年)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
	実施場所	委託医療機関									
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査									
	実施時期	妊娠23週まで(4週に1回) 妊娠24～35週まで(2週間に1回) 妊娠36週～出産まで(週に1回)									

継続的に実施しています。見込量、実績値は出生児の数によるものです。

単位(人/年)

〈10〉養育支援訪問事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
見込量	2	3	2	3	2	1	2	0	2		
確保方策	実施機関	雲南市									
	実施機関 (委託団体)	委託 なし									

必要に応じて実施しています。

単位(か所)

〈11〉利用者支援事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
実施か所数	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2
確保方策(実施か所数)	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2

平成27年度に子ども家庭支援センター「すワン」を設置しました。平成28年度から母子保健型利用者支援事業として母子保健コーディネーターを設置し、平成30年度からは母子健康包括支援センター「だっこ♪」を開設しました。

相談支援にあたっては、「すワン」が窓口となり、子育てに関する不安や悩みの相談を受け付けています。「だっこ♪」では主に妊娠前から出産後、子育てに関する不安や悩みを受け付けています。いずれも、必要に応じて他の部署・機関とも連携して相談に応じています。

【4】第1期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価

第1期基本計画では、次世代育成支援行動計画(後期計画)を引き継ぎ、子育て支援の指針・施策を明らかにして子育て支援策の一層の充実を目指し、また、新たに子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制、確保方策について掲げて取り組んできました。

ここでは、施策についての点検と評価、主な課題をまとめました。

1. 施策の取り組み結果と課題

【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり

取り組み方針1. 地域における子育て支援施策の充実

(1) 子育て支援のネットワークづくり

(2) 子育て家庭への支援機能の充実

地域ぐるみの子育て環境づくり	
現状	<ul style="list-style-type: none">・地域自主組織等の協力を得ながら、放課後子ども教室、登下校の見守りなど取り組んでいます。・地域での活動と、放課後子ども教室や放課後児童クラブとの連携を進めることができないか、検討していく必要があります。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">・地域の参加者の高齢化が進み、新たな担い手の確保が必要であるが、当該世代の方は退職後も仕事を続けるなどしている場合が多く、参加してもらうのが難しくなっています。

情報提供の充実	
現状	<ul style="list-style-type: none">・子育て応援ハンドブック（幼児期版、学童期・青年期版）を作成し、子育て世帯に配布した他、相談対応に役立てました。・子育て応援ガイドブックを作成し、子育て世帯に配布しました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">・配布できる冊子の数には限りがあることから、ホームページへの掲載などを検討します。

子育て支援センター	
現状	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センター（5か所）で親子の交流の場、子育ての相談の場として各種事業を実施しています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センターの土日開所の要望がありますが、日曜日は全て閉所、土曜日開所は1か所のみとなっています。・木次子育て支援センターの利用者が増加しており、手狭となっています。

取り組み方針 2. 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

(3) 障がい児施策の充実

専門機関との連絡調整（要保護児童対策協議会） 児童虐待防止に向けた広報活動	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に庁内担当者や児童相談所、警察、保健所等の専門機関を交えた連絡調整会議を開催し、都度、児童虐待のケースの情報共有を行い、進行管理を行っています。 ・児童虐待防止に関するリーフレット等を作成し、関係者や保護者に配布し、啓発を行いました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待のケース管理を適切に行うためには担当する職員の専門性の向上が求められています。「児童虐待防止体制総合強化プラン」に基づいて体制の整備を行う必要があります。

教育・保育相談事業 相談体制の充実	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・教育と福祉の融合を図るため、子ども家庭支援センター「すワン」を平成27年度に開設しました。子育て全般に関する相談を受け付けています。相談内容によっては、他課や関係機関（医療機関、保健所等）と連携し、対応しています。 ・平成30年4月から母子健康包括支援センター「だっこ♪」を開設し、妊娠、出産、子育て期に至るまでの切れ目ない支援を実施しています。 ・母子父子自立支援員により、丁寧な相談対応を行っています。児童扶養手当現況届時に状況の聞き取りを行い、必要に応じ、支援につなぐ取り組みをしています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数が年々増加していますが、スタッフが対応できる件数には限界があるため、多くの相談に対応するための体制の確保（維持）が必要です。学校や子育て支援施設の職員の専門性を高める必要があります。

障がい児保育	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所（直営・委託）における障がい児保育を実施しています。私立保育所については、障がい児の受け入れに対する補助制度を設けて支援しています。 ・平成30年度からは医療的ケアを必要とする児童が保育所等に入所する際に配置が必要となる看護師についても補助の対象に加えました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・以前と比較して入所を希望する障がい児の数が増え、それに伴い、保育所等での人的な配置が必要となりますが、職員の確保が難しくなっています。

継続した支援体制	
現状	・子育てサポートファイル「すくすくふあいる」を作成し、母子保健、子育て支援、発達支援の一体的な推進のツールとして活用しています。
主な課題	・「すくすくふあいる」の育児相談や発達クリニックの様子記録を児童が所属する園等につなげることができるよう周知の必要があります。

障がい福祉のサービス提供	
現状	・児童発達支援、放課後デイサービス、短期入所（ショートステイ）、居宅介護（ホームヘルプ）、移動支援などのサービスを提供しています。
主な課題	・障がい福祉サービスの中で、市外特別支援学校通学のための移動支援事業のニーズが高まっており、受け入れ拡大のための支援が求められています。 ・障がいの程度に応じた適切な教育をうけるために、市外特別支援学校への通学負担軽減に向けた支援に取り組む必要があります。（令和元年10月から負担軽減のための2事業を開始しました。）

取り組み方針3. 子どもの安全の確保と生活環境の整備

（1）子どもの安全・安心の確保

（2）快適な生活環境の整備

歩道整備等による歩行空間の確保	
現状	・雲南市通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所及び通学路の安全整備について、計画的に安全対策を実施しています。
主な課題	・交付金の予算要求、財政協議のうえ、計画的に事業が執行できるよう推進していきます。

地域一体となった防犯対策	
現状	・地域のボランティアの協力を得て、登下校時の子どもの見守り活動を行っています。
主な課題	・地域ボランティアの高齢化が進み、協力者が不足し、十分な見守りができない地域があります。

良質で取得しやすい住宅地の確保	
現状	・子育て世帯定住宅地購入補助金を実施しています。
主な課題	・特になし。

安全な公園や広場等の整備	
現状	・都市公園や農村公園の遊具等について、定期的に点検を実施し、必要に応じ修繕、撤去などしています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月1日に中心市街地活性化事業の一環として新たに三刀屋公園を整備し一部供用を開始しました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の遊具等の老朽化が進み、更新がなかなか進まないため、遊具の撤去や使用禁止の措置をする公園が多くなっています。 ・農村公園の遊具・設備が老朽化しており、修繕の要望が増えています。利用者の減少から、撤去の相談が増えています。

【基本目標2】子育てと仕事を両立できる社会づくり

取り組み方針1. 多様な子育てニーズに対応する質の高い保育の推進

(1) 子育て支援施設の充実

(2) 子育て支援事業の充実

保育の質の充実	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの質の向上のため、職員の専門性・資質向上のための研修を実施しています。教育保育指導員を配置し、年間計画に基づき研修を実施し、必要に応じて園内研修にも派遣しています。 ・年度中途での保育士の確保が難しいことから、4月時点から保育士を確保した場合、「保育所保育士確保対策事業費補助金」を平成30年4月から実施しています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士やその他の専門職（看護師、調理師）の確保が難しく、確保できない場合は質の低下につながるようになります。

保育所等の費用軽減	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の費用については、国の定める基準よりも低い額に抑えています。土曜日を利用しない場合の減免や第3子保育料無料制度も取り組んでいます。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、該当児童の保育料が無料になるため、雲南市独自の軽減について検討を要します。（令和元年10月から3～5歳児を対象に副食費の無償化を開始しました。）

待機児童解消	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消については保育所の定員の見直しや保育士の確保に努めています。新たな保育所（あおぞら保育園分園、みなみかも保育園）の整備を行いました。令和元年4月1日現在では0人となっています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・恒常的に保育士が不足している状況であり、今後も確保に向けた取り組みが必要です。

病後児保育事業	
現状	・病後児保育施設を整備し、1 か所増となりました。うち 1 施設については、平成 30 年 4 月から病児の受け入れを開始しました。
主な課題	・病後児保育施設のうち 1 施設については、施設の面から受け入れが限られていることから、受入数が比較的少ない状況です。

幼稚園における預かり保育事業	
現状	・幼稚園での預かり保育を充実させ、すべての幼稚園、認定こども園で実施しています。
主な課題	・職員の確保を要します。

放課後児童クラブの充実	
現状	・放課後児童クラブについては、施設整備を行い、移送サービスを開始するなどして、利用者の受け入れの拡大に努めました。
主な課題	・利用者が年々増加し、4～6 年生の利用者も増加しています。現在の施設で飽和状態になっています。

取り組み方針 2. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 就労環境の整備

(2) 男女共同参画意識の啓発

(3) 産後の休業及び育児休業後における子育て支援施設等の利用の確保

再就職支援	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚、出産、育児などで退職し、再就職を希望する女性には「雲南市無料職業紹介所」、「ハローワーク雲南」、島根県女性就職相談窓口「レディース仕事センター」など関係機関が連携しながらきめ細かな相談対応を実施しています。 ・企業に対し、職場改善等のための支援制度や情報提供を行い、啓発を行っています。
主な課題	・就職希望が多い事務職の求人が少ないことや雇用条件などから求人と求職のマッチングが進まないことが多くあります。再就職希望者に経験が少ないため、自身が何ができるか分からず、就職が進まないことがあります。

男女共同参画の促進	
現状	・島根県と雲南市男女共同参画サポーターとの共催事業として、オリジナル絵本の小学校等での読み語り活動や地域での出前講座を実施しています。
主な課題	・男女共同参画サポーターの後継者の育成が進まないことが課題です。

職場への意識啓発（事業主）	
---------------	--

現状	・平成29年度に男女共同参画についての制度や意識の実態を把握し、雲南市男女共同参画計画見直しの資料として活用するため「雲南市男女共同参画に関する事業所実態調査」を行いました。
主な課題	・結果を踏まえ、第2次男女共同参画計画の改定に取り組みます。

産休・育休後の保育所等の円滑な利用	
現状	・産休、育休期間の保育所利用については、保護者の利用希望の把握に努め、希望にそえるよう調整を行っています。
主な課題	・次年度の入所申請時に予約申し込みができるので、更なる制度周知を図る必要があります。

【基本目標3】子どもの生きる力を育てるまちづくり

取り組み方針1. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

(1) 多様な体験・ふれあいの機会づくり

(2) 健全育成の推進

(3) 思春期保健対策の推進

子どもの体験活動や世代間交流	
現状	・学校教育課程では全小中学校でふるさと教育に取り組んでいます。全中学校で『夢』発見ウイーク（職場体験学習）に取り組んでいます。
主な課題	・『夢』発見ウイークの協力事業所が減少しています。

『夢』発見プログラムへの取り組み	
現状	・『夢』発見プログラムの推進のために、中学校区ごとに目標や取り組む内容の精査を行っています。
主な課題	・『夢』発見ウイークの協力事業所が減少しています。（再掲）

身体教育医学研究所うんなんの取り組み	
現状	・「雲南市幼児期運動プログラム」に基づき、幼児期の運動促進に関する普及・啓発を進めています。
主な課題	・これまでの分析結果を関係者（保育者、保護者）と共有し、「雲南市幼児期運動プログラム」のさらなる普及・改善に繋げる必要があります。

青少年を取り巻く有害環境対策の取り組み	
現状	・メディアとの付き合い方について乳幼児健診等や健康づくり推進協議会すくすく部会で取り組みを行っています。
主な課題	・インターネット等の普及に伴い、ネットトラブルに巻き込まれそうになる案件が発生しています。

思春期の心の相談	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる児童生徒や保護者への相談支援、教育支援センター（おんせんキャンパス）による児童生徒の受け入れ、保護者の相談活動を実施しています。 ・不登校対策としては、教育支援センターと連携し、学校との情報交換、家庭訪問など実施しています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策支援については、一定の事後対応の方策が確立されてきましたが、今後は、長期化等ひきこもりにならないための対策と不登校の未然防止に力を入れる必要があります。

取り組み方針 2. 家庭・地域における教育力の向上

（1）子育て家庭への学習機会の充実

（2）地域との連携による教育力の向上

学校・地域が連携した家庭教育支援 学校と地域との連携	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・PTA・地域で連携を取りながら家庭の教育力の向上を目指して、ノーメディアの設定や中学校区ごとの家庭学習の手引き作成など実施しています。 ・小学校の地域コーディネーターと中学校区を統括する教育支援コーディネーターが学校と地域、学校と行政等をつなぎ、連携して高校までの一貫教育を推進しています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーターや教育支援コーディネーターの人材確保が難しくなってきました。

取り組み方針 3. 教育環境の充実

（1）教育環境の整備

保・幼・小・中の連携・協力	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・保・幼・小・中の中の連携・協力については、コミュニティスクール制度を導入し、中学校区ごとに学校運営協議会を設置し、教育支援コーディネーターを核として、校種間の連携・協働、地域・家庭との連携を図っています。 ・学校運営協議会では中学校区ごとに中学校卒業時の「めざしたい姿」を設定し、そのためには発達段階ごとにどのような力を付けていくか、など議論し実践していくこととしています。 ・特別支援の分野においては、就学前～小学校～中学校～高等学校へ、学校教育～社会へとといった次の段階へのスムーズな支援の引継ぎができるように移行支援の充実に取り組んでいます。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市教育の柱である『夢』発見プログラムの考え方をいかに地域や家庭に浸

	透させていくか、そのためにも学校運営協議会の議論の活性化が求められています。
--	--

保育所・こども園・幼稚園・小・中学校等の施設整備	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・教育環境改善のために小中学校では教室のエアコンを設置しました。 ・旧木次幼稚園と旧木次保育所の建物を統合し、新たな「木次こども園」の建設を進めています。
主な課題	・各施設とも老朽化が進み、修繕の必要箇所が増加しています。

【基本目標4】親子の健やかで安心な暮らしづくり

取り組み方針1. 妊娠・出産期の支援

(1) 安全・安心な妊娠・出産期の支援

不妊治療の支援	
現状	・不妊治療に係る費用の一部助成を実施しています。
主な課題	・制度が複雑であるため、医療機関でのスムーズな窓口対応が望まれます。

生後4か月前の乳児全数訪問やハイリスク乳児への個別相談等	
現状	・母子健康手帳発行時に面接し、妊婦への個別相談指導を行っています。乳児訪問時には母親に対する産後うつチェックを行い、産後不安定になりがちな心理を抱く母親に寄り添い、支援が必要な場合は支援しています。
主な課題	・養育支援訪問は平成30年度の実績が0件であることから、制度の周知が必要です。

利用者支援事業	
現状	・平成30年4月から母子健康包括支援センター「だっこ♪」を開設し、主に妊娠前から出産後の子育てに関する不安や悩みを受け付けています。いずれも、必要に応じて他の部署・機関（医療機関（複数科）、保健所等）とも連携して相談の対応にあたっています。
主な課題	・相談窓口の体制を維持していく必要があります。

産前産後サポート事業	
現状	・産前産後サポート事業として、母子保健推進員による妊婦・赤ちゃんの訪問を実施しています
主な課題	・産前産後サポート事業は、より多くの母親に訪問を受けてもらえるよう啓発の必要があります。

産後ケア事業	
現状	・生後4か月までの乳児の母親の心身のケアやサポートのために、産後ケア事業を実施しています。デイケア型、宿泊型があり、それぞれ必要な状態となっている母親に提供しています。
主な課題	・事業の周知と利用しやすい環境の整備が必要です。

取り組み方針2. 親子の健康づくりと食育の推進

(1) 乳幼児の健康管理の充実

(2) 食育の推進

(3) 子ども医療の充実

こんにちは赤ちゃん事業	
現状	・生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を訪問し、発達発育の様子や養育環境の確認をしています。併せて検診や予防接種に関する情報提供を行い、適切な育児ができるように助言指導を行っています。
主な課題	・妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実が必要です。

乳児健康診査	
現状	・乳幼児に対し、4か月、10か月、1歳6か月、3歳の時期に健康診査を実施しています。
主な課題	・育児に自信が持てない、育てにくさを感じている等の気持ちを持つ母親への支援をする必要があります。

発達クリニック事業	
現状	・乳幼児健診等で発見された、心身の発達に課題があるなど精神・運動発達面において障がいやきたす恐れのある乳幼児を早期に把握し、支援するために小児発達の専門医師による発達発育に関する相談を実施しています。
主な課題	・発達クリニックの受診者数が増加しており、適切な時期に受診できるよう対策が必要です。将来的にもマンパワーの確保が必要です。

栄養指導の実施	
現状	・子育てハンドブックを用いて、妊娠期や離乳食、幼児食の栄養について説明しています。
主な課題	・離乳食について困り感のある母親が多いことから、実態把握が必要です。

子ども医療費の助成	
現状	・子ども医療費について、平成27年7月から対象を拡大し、0歳から小学生までであったところを中学生まで拡充しました。
主な課題	・特になし。

【5】利用意向把握調査（ニーズ調査）の実施

計画の策定にあたり、市内の就学前児童及び小学校児童を持つ保護者に対し、現在の就労状況や幼稚園や保育所など子育て事業の利用状況及び今後の利用希望や子育てに関するニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送等での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。アンケートの調査内容については、「国のモデル調査票」に本市独自の設問を加えて設計しています。

■調査結果の実施概要

(1)調査地域 雲南市全域

(2)調査対象

- ①調査対象 就学前児童:市内に居住する0歳～小学校入学前までの子どもがいる家庭。
小学校児童:市内に居住する小学生の子どもがいる家庭。

②標本数及び有効回収数

	標本数(配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,828	1,232	67.4%
小学校児童	1,665	1,406	84.4%

(3)調査方法

- ・市内の幼稚園・保育所・認定こども園、小学校等での配布及び回収
- ・郵送による配布及び回収

内容については、第3章 本市における子育て支援の成果と課題にまとめました。
アンケート調査の回答については、資料編に掲載しています。

【6】関係団体ヒアリング調査の実施

■調査の実施概要

本市において、就学前児童及び小学校児童を対象とした子育て支援事業を実施する、幼稚園・保育所・認定こども園や、放課後児童クラブ、子育て支援センターなどの事業実施者を対象に、本市の子育ての実態や保護者ニーズ、意見等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、現地ヒアリング及び郵送により調査を実施しました。

内容については第3章 本市における子育て支援の成果と課題にまとめました。
ヒアリング調査の回答については、資料編に掲載しています。

第3章 本市における子育て支援の成果と課題

第1期『雲南市子ども・子育て支援事業計画』における取り組み方針ごとに、雲南市における子ども・子育てに関する課題や取り組み成果を、「保護者ニーズ調査」「関係団体ヒアリング調査」「行政施策の評価」の各視点より、以下の通り整理します。

1-1. 地域における子育て支援施策の充実 《地域住民参画／情報発信／子育て支援センター／ファミリー・サポート・センター／相談窓口》

保護者ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターの利用の現状に対し、利用希望が上回っていることから、今後とも利用者受入れ体制の充実が求められます。
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターは、本市の中心部では利用者に好評であり、ファミリー・サポート・センターにおける預かりの場としても活用されています。また、全市的に相談窓口や交流の場としての役割も大きく、周辺部での利用は減少しているものの、今後も重要な役割を果たしていくことが期待されます。 ・ ファミリー・サポート・センターは徐々に周知が進み、利用者に喜ばれていますが、援助会員の確保が課題となっています。 ・ 保育所等では、地域との交流を大切に運営していますが、子どもの基礎的な生活や職員負担とバランスを取りながら実施していくことが必要です。 ・ 耕作放棄地や管理の行き届かない山林が増え、地域環境を活かした保育が困難さを増しつつあります。 ・ 母親の就労率向上に伴って、保護者の時間的ゆとりが少なくなり、親同士や地域でのつながりが希薄になりつつあります。
行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自主組織と連携した子育て支援事業に取り組んでいますが、地域住民の高齢化が進み、担い手確保が難しい状況です。 ・ 子育て総合相談窓口として「すワン」を開設し、対応に取り組んできました。子育てに関する悩みや相談件数は増加していますが、スタッフの対応に限りがあり、その体制整備が必要です。学校、子育て支援施設の職員の専門性の向上を図るための取り組みが必要です。 ・ 木次子育て支援センターの利用者が増加しており、手狭となっています。 ・ 母子保健コーディネーター及び母子保健包括支援センター「だっこ♪」を設置し、切れ目ない支援が可能な体制が整いました。今後、より一層の充実が求められます。

1-2. 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実 《児童虐待／ひとり親家庭／障がい児》

保護者ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待に関する相談窓口や連絡先の認知度は5割程度と広がりを見せていますが、各種情報や相談窓口のさらなる周知が求められます。
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題を抱える保護者は増加の傾向にあり、児童相談所、警察、保健所等関

	<p>係機関との連携をとりつつ、細やかな対応が求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市外からの移住者、ひとり親、外国人の保護者も増えており、多様化する保護者への支援が求められています。
行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雲南市要保護児童対策地域協議会において定期的に連絡調整を行っています。ケース管理を適切に行うための職員の専門性向上が必要です。 ・ 児童虐待の未然防止や保護者支援のための講演会や講座を開催していますが、これらを周知し、参加を促すことが課題です。 ・ 以前と比較して入所を希望する障がい児の数が増え、それに伴い、保育所などでの職員の確保が課題です。また、専門医の確保や保護者支援も必要です。 ・ 障がい福祉サービスの中で、市外特別支援学校通学のための移動支援事業のニーズが高まっており、受け入れ拡大のための支援が求められています。 ・ 障がいの程度に応じた適切な教育をうけるために、市外特別支援学校への通学負担軽減に向けた支援に取り組む必要があります。（令和元年10月から負担軽減のための2事業を開始しました。）

1-3. 子どもの安全の確保と生活環境の整備 《交通安全／防犯／防災／住宅／公園》

保護者ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園など、子どもの遊び場の確保や、子どもが犯罪等の被害にあわない環境整備が求められています。
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブだけでなく、特に中・高学年の児童が放課後に自宅以外で過ごすことのできる場所の検討も望まれます。
行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のボランティアの協力により登下校時の子どもたちの見守りが行われていますが、高齢化に伴ってボランティアが不足している地域も出ています。 ・ 子育て世帯のニーズにあった遊具の老朽化が進んでおり、計画的な更新をすることが課題となっています。 ・ 新たに三刀屋公園を整備し、一部供用を開始しました。

2-1. 多様な子育てニーズに対応する質の高い保育の推進 《幼稚園・保育所(園)・認定こども園／病児・病後児保育／放課後児童クラブ》

保護者ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児童の子育て支援施設の利用は高まっており、特に0歳児からのニーズが高まる傾向にあります。
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜保育のニーズが高まっていますが、職員の負担増とスタッフ配置に多くの施設が苦慮しています。 ・ 保育士の確保が課題となっている中、特に若手保育士の育成において、十分なスキルと自信を得るまでのサポート(研修期間等)が必要とされています。 ・ 0歳～2歳児の預かりができない幼稚園や認定こども園への入所を控える保

	<p>護者も多く、兄弟との関連もあり、課題となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯分離や核家族化に伴い、保育ニーズは高まっていますが、その一方で、家庭で子育てに関わる大人が少なく、保護者の負担感も増大する傾向にあることから、家庭における子育て支援が求められています。 ・ 幼稚園、認定こども園、保育所(園)の在り方について、保護者のニーズ、子どもの育ち、運営面、地域との関わりなど、総合的な検討が求められています。
行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、保育所や幼稚園の認定こども園化を進め、預かり保育や延長保育、病児・病後児保育の充実を図り、受入れ体制を整えてきました。 ・ 保育士・看護師・調理師の確保が難しく、子育て支援事業の維持や、質の低下も招く恐れがあるため、対策が必要です。 ・ 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されるにあたり、雲南市独自の軽減策を検討する必要があります。(令和元年10月から3～5歳児を対象に副食費の無償化を開始しました。) ・ 特別保育の拡充が必要ですが、保育業務委託計画に併せて進めていきます。 ・ 病児・病後児保育については、感染症の流行期には利用希望が重なるため利用できない場合があります。 ・ 放課後児童クラブの利用者増加に伴い、施設の確保や更新が必要です。

2-2. ワーク・ライフ・バランスの推進 《就労環境／男女共同参画》

保護者ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親の育児休業取得とその後の職場復帰は増加する傾向にありますが、職場の制度や育児休暇を取りにくい雰囲気など、課題が残されています。 ・ 子育てと仕事との両立について、多くの保護者が家庭・職場の理解を求めており、切実な課題となっています。
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が育休を取得できない職場環境があり、入所への不安も伴って、0歳児からの入所が進む傾向にあります。職場環境の改善や安心して入所できる体制づくりが必要です。
行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚・出産・育児により退職し再就職を希望する女性に対して雲南市無料職業紹介所、ハローワーク雲南、レディース仕事センター等の関係機関と連携して各種支援や企業への啓発を行っています。

3-1. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進 《多様な体験・ふれあい／児童・生徒の健全育成／思春期保健》

保護者ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校児童の保護者は、子どもの教育や友達付き合いに悩みを抱えています。
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核家族化の進行、遊び場の減少、メディアへの依存が高い子どもの増加からも、学童保育の重要性が高まっています。

行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内各所で実施している育児相談は参加者が多く、対応が求められています。 ・ ブックスタートボランティアや職場体験参加事業所が減少傾向にあり、実施方法の検討が必要です。 ・ 放課後子ども教室ではスタッフが高齢化しており、確保が課題です。 ・ 身体教育医学研究所うんなんでの取り組みを進めています。その成果を幼児期運動プログラムの普及・改善へとつなげていく必要があります。 ・ インターネット普及に伴うネットトラブルへの対策が求められています。 ・ おんせんキャンパスに通う児童生徒の学校への復帰率が高く、不登校支援については一定の事後の対策が確立されてきました。今後は長期化等のひきこもりにならないための対策と不登校の未然防止への対策が求められます。
------	---

3-2. 家庭・地域における教育力の向上 《家庭教育／地域の教育力》

保護者ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児童の保護者は、子どもとの時間を十分に取れないことや、子どもを叱りすぎているような気がするなど、子育てに悩みを抱えています。
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体においても、家庭における子育てとして保護者支援の必要性が認識されており、相談や話し相手、つながりづくりが求められています。
行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親学プログラムが定着化しています。 ・ 地域コーディネーターや教育支援コーディネーターの確保が課題となっています。

3-3. 教育環境の充実 《保・幼・小・中連携／施設整備／図書館》

保護者ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援施設利用希望については、高くなる傾向にあります。
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども数の減少に伴いPTA会員も減少し、活動の縮小を迫られるケースも出ています。 ・ 保育所、放課後児童クラブなどでは施設の老朽化や手狭になる施設がある一方で、将来の子どもの数の減少を考慮すると投資しづらい面があり、施設の利活用や整備・修繕には十分な検討が求められます。
行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各中学校区ごとに学校運営協議会が設置され、教育支援コーディネーターによる地域や家庭との連携が図られていますが、家庭への浸透が課題であり、そのためにも学校運営協議会の議論の活性化が求められています。 ・ 保育所・幼稚園・小学校・中学校など、老朽化している施設もあり、修繕への予算確保が課題です。

4-1. 妊娠・出産期の支援 《妊娠・出産》

行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健包括支援センター「だっこ♪」を設置しました。今後、人材の確保・育成及び周知が求められています。
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産・育児へと切れ目ない支援を行っていくための情報発信が必要です。また、支援の必要な妊婦や母子に対しては、医療機関(複数科)、保健所等の関係機関が連携したアプローチが求められます。
--	---

4-2. 親子の健康づくりと食育の推進 《乳幼児保健／食育／子どもの医療》

行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援のための各種講座や診察・相談を行っていますが、事業の周知や人材の確保が必要です。 ・ 離乳食についての困り感のある母親が多いことから、実態把握が必要です。 ・ 母子保健コーディネーターを核として医療機関との連携強化をさらに充実していくことが求められます。
------	--

第4章 子育て支援の基本的な考え方

【1】基本理念

本市では、「雲南市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づき、子どもが健やかに育ち、子どもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、様々な施策を総合的に推進してきました。これを引き継ぐ形で、平成27年3月に第1期となる「子ども子育て支援事業計画」を策定しました。この度の第2期基本計画においては、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、第1期計画において定めた基本理念を踏襲します。

● 本計画の基本理念 ●

安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん

【2】基本目標と取り組み方針

基本理念を具体化するための「基本目標」については、前掲の子育て支援の課題を踏まえ、第1期計画を踏襲して次の4項目を設定し、それぞれに「取り組み方針」を定めます。

取り組みにあたっては、就学前の教育及び保育を適切に提供できる施設整備の推進をはじめ、妊娠、出産から学童期に至るまでの、相談や情報提供機能を充実するなど、子どもの健全な育成のための総合的な子育て支援の環境づくりを推進します。

【基本目標1】 地域で安心して子育てできる環境づくり

【基本目標2】 子育てと仕事を両立できる社会づくり

【基本目標3】 子どもの生きる力を育てるまちづくり

【基本目標4】 親子の健やかで安心な暮らしづくり

【3】 施策の体系

基本理念	基本目標	取り組み方針	主な施策
安心して子育てのできる支え合いのまち うんなん	【基本目標1】 地域で安心して 子育てできる環 境づくり	1. 地域における子育て 支援施策の充実	1. 子育て支援のネットワークづくり 2. 子育て家庭への支援機能の強化
		2. 家庭の状況に応じた 子どもへの支援の充実	1. 児童虐待防止対策の充実 2. ひとり親家庭への自立支援の推進 3. 子どもの貧困への対策の推進 4. 障がい児施策の充実 5. 外国につながる幼児への支援
		3. 子どもの安全の確保と 生活環境の整備	1. 子どもの安全・安心の確保 2. 快適な生活環境の整備
	【基本目標2】 子育てと仕事を 両立できる社会 づくり	1. 多様な子育てニーズに 対応する質の高い保育の 推進	1. 子育て支援施設の充実 2. 子育て支援事業の充実
		2. ワーク・ライフ・バラ ンスの推進	1. 就労環境の整備 2. 男女共同参画意識の啓発 3. 産後の休業及び育児休業後における 子育て支援施設等の利用の確保
	【基本目標3】 子どもの生きる 力を育てるまち づくり	1. 子どもが心豊かに成長 するための活動の推進	1. 多様な体験・ふれあいの機会づくり 2. 健全育成の推進 3. 思春期保健対策の推進
		2. 家庭教育の支援及び 地域と連携した教育の 推進	1. 子育て家庭への学習機会の充実 2. 地域と連携した教育の推進
		3. 教育環境の充実	1. 教育環境の整備
	【基本目標4】 親子の健やかで 安心な暮らしづ くり	1. 妊娠・出産期の支援	1. 切れ目ない妊娠・出産期の保健対 策と不妊への支援
		2. 親子の健康づくりと 食育の推進	1. 乳幼児期の心と体の健やかな発達 支援の充実 2. 食育の推進 3. 子ども医療の充実

第5章 施策の展開

【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり

取り組み方針1. 地域における子育て支援策の充実

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整備することにより、子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進します。

(1) 子育て支援のネットワークづくり

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
1	地域ぐるみの子育て環境づくり	●少子化、核家族化の進行により、地域コミュニティとのつながりが希薄になる傾向がある中、地域自主組織等と行政の連携により、子どもの見守りや地域での多世代交流、相談の場づくりをはじめ、放課後子ども教室、放課後児童クラブなど、地域ぐるみの子育て支援を進めます。	地域振興課 子ども政策課 キャリア教育推進室
2	ネットワークづくり	●子育て支援センター、子育てサロンなど地域で子育て支援に取り組む関係者などを中心として、子育てネットワークを構築し、子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業など各事業との連携の強化を図り、主任児童員など関係者との連携を深めます。	子ども政策課
3	情報提供の充実	●雲南省の暮らしや子育て情報等を、市のホームページ、子育てポータルサイトや広報などを活用し、多くの市民に認知してもらえるよう積極的な情報発信に努めます。(園開放、子育て支援センターでのイベント等) ●子育ての参考にしていただくために作成した「子育て応援ガイドブック」等を活用し情報提供を図ります。	子ども政策課 子ども家庭支援課 情報政策課
4	関係団体への支援	●雲南省内外で親子活動や子育ての場づくりを実践している方を中心にUNNAN 子育て応援会議の開催をサポートすることで、広聴及び情報提供の機会を積極的に設け、より良い子育て環境づくりのための生の声を活かすことに努めます。	うんなん暮らし推進課 情報政策課 政策推進課

(2)子育て家庭への支援機能の強化

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
5	子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を目的として、子育て支援センター事業を実施します。同事業においては、子育てサークル等への支援も行い、子育てをする親がアクセスしやすい情報提供・相談体制の充実を図ります。 	子ども政策課
6	相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する悩みや不安、疑問について、気軽に相談できる体制を維持し、各種相談窓口の周知を図ります。 ●相談支援にあたっては、子ども家庭支援センター「すわん」が窓口となり、各分野の担当課と連携し、それぞれの専門的な助言や情報提供などの支援を行います。 ●母子保健については、妊娠期からおおむね3歳児健診終了後までを対象とし、母子健康包括支援センター「だっこ♪」が相談窓口となり関係部署・関係機関（医療機関（複数科）、保健所、さくら教室等）と連携して切れ目ない支援を行います。 ●子育て支援センターでも相談に応じます。 	子ども政策課 子ども家庭支援課 健康推進課

取り組み方針 2. 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実

子ども・子育て支援制度では、虐待などを含め、全ての子どもと子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが基本指針で求められています。様々な機会を通して虐待を早期発見でき、また、発見した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関や地域との連携を充実します。

ひとり親家庭への経済的支援などを行うとともに、個々の家庭状況に応じた、悩みや不安を気軽に相談できる体制を強化します。

障がい児に関する関連計画、関係機関等との連携を十分に図りながら、障がい児への支援を促進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
7	相談体制の充実	●児童養育相談員を配置し、児童福祉などに関する相談・支援体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課
8	児童虐待防止に向けた取り組み	●児童虐待に関するリーフレット配布、11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報・啓発活動を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めます。 ●初めて子育てをしている親子の仲間づくりや、子どもの心身の発達を学ぶ場として、第1子を出産した母を対象に「親子の絆教室」を開催し、子育ての孤立化の防止や、育児不安の解消を図ります。	子ども家庭支援課
9	専門機関との連絡調整 (要保護児童対策協議会)	●雲南市要保護児童対策地域協議会の調整機関を子ども家庭支援課に置き、児童相談所、警察等関係機関との連携をとりながら、児童虐待の対応を行うとともに、積極的な虐待の未然防止・早期発見に向けた取り組みを進めます。	子ども家庭支援課
10	ショートステイ事業、トワイライトステイ事業	●「ショートステイ」は、保護者の病気、疲労、その他身体上、精神上、環境上の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等で養育・保護する事業です。 ●「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他	子ども家庭支援課 子ども政策課

		<p>の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難となった場合その他緊急の場合、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。</p> <p>●多様なニーズに対応するため、新たに事業に取り組むこととし、令和6年度を目途に業務委託を検討します</p>	
--	--	---	--

(2)ひとり親家庭への自立支援の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
11	相談体制の充実	●母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図るとともに、児童扶養手当現況届時等を利用し、ひとり親家庭の状況把握に努め、未就労等のひとり親については就労へつなげるなど、自立・生活支援に取り組んでいきます。	子ども家庭支援課
12	母子・父子家庭への制度周知等	●母子・父子家庭への助成制度や就業支援に係る給付金制度等の情報提供の充実を図るとともに、これらの給付金事業等については継続実施します。	子ども家庭支援課

(3)子どもの貧困への対策の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
13	子どものいる貧困世帯への支援	●子どものいる貧困世帯の経済的困窮に対する支援として、生活困窮者自立支援制度による包括的な相談支援、家計改善支援、就労支援等に取り組めます。	健康福祉総務課
14	第三の居場所づくり	●様々な事情により放課後児童クラブやスポーツ少年団、学習塾に行けない子どもを対象に、放課後や週末、長期休業時における学習支援や体験活動、生活支援等を行い、生きる力の土台を育むため「第三の居場所」事業に取り組めます。	キャリア教育推進室

(4)障がい児施策の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
15	障がい児保育	<ul style="list-style-type: none"> ●公立の保育所等における障がい児保育については、引き続き、実施していきます。必要に応じて環境の整備を行います。また、私立認可保育所へは、障がい児受け入れに対する補助金交付を継続実施し、支援します。 ●医療的ケア児については、保育所入所に際し看護師の配置が必要となるため、体制の充実に努めます。また、私立認可保育所への補助金交付を継続実施します。入所にあたっては、関係課や医療機関、訪問看護事業者等の関係機関と調整し受け入れできるように取り組みます。 	子ども政策課 健康推進課
16	療育システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいの早期発見とともに発達クリニックの実施や療育事業との連携を図り、療育環境の提供に努めます。妊産婦、乳幼児に対する各種健康診査により、疾病や障がいの早期発見に努め、保健指導の充実と子育て家庭の支援を行います。 	健康推進課
17	継続した支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ●健診等での障がいの早期発見に引き続き取り組むとともに、集団生活や就学がスムーズに行えるよう、多様な専門機関(医療機関、特別支援学校、ウイッシュ等)をはじめ、保育所・幼稚園・認定こども園、学校と連携を図りながら、切れ目のない支援体制を整備します。 ●子育てサポートファイル「すくすくファイル」により、育児相談等の記録を幼児が所属する園等につなげ、継続した支援が行えるようにしていきます。 ●5歳児健診に代わる「すくすくアンケート」を悉皆で実施して、相談するきっかけづくりをするとともに、心身の発達に配慮が必要な就学前の幼児について、適切な支援を行うための助言、就学相談、移行支援等を行っていきます。 ●就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へとといった次の段階へのスムーズな支援の引継ぎを「個別の支援計画」等を活用して行っていきます。 ●医療連携シートを活用し、家庭・教育・保育・医 	健康推進課 子ども家庭支援課

		療が円滑に情報を共有し、適切な診断や医療的観点からの助言につなげるとともに、当該幼児児童生徒の子育てや教育の充実を目指していきます。	
18	障がい福祉のサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービスの必要な児童に対して、法に基づき各種の支援サービスを提供します。主な取り組みとしては、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所(ショートステイ)、居宅介護(ホームヘルプ)、移動支援など、様々なサービスを提供します。また、本市障がい福祉計画に基づき、サービス提供体制の充実に取り組みます。 ●市外特別支援学校への通学支援事業として、保護者への通学費用の支援と、移動支援事業における通学支援を実施する事業者への支援を実施します。 	<p>長寿障がい福祉課</p> <p>子ども家庭支援課</p>

(5)外国につながる幼児への支援・配慮

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
19	子育て支援施設等の手続きに際しての支援	<ul style="list-style-type: none"> ●外国につながる幼児の子育て支援施設等での受け入れにあたって、手続き等の際に必要な応じて支援を行います。 ●多文化共生推進に関する専門家を派遣し、外国語対応支援を実施します。 <p>※多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。</p>	<p>地域振興課</p> <p>子ども政策課</p>
20	就学前日本語支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●外国につながる幼児が、日本の小学校に円滑に就学できるように、就学前に日本語の支援を行います。来年度1年生になる児童のうち、語彙が少ない児童や日本語での日常会話が十分にできない児童などに対し、保護者の希望に応じて在籍する子育て支援施設等で実施します。 ●子育て支援施設等において、通常的生活の中でお互いの背景や文化の違いを認めるなど、多文化共生を進めています。 	子ども家庭支援課

取り組み方針 3. 子どもの安全の確保と生活環境の整備

子どもにとって安全な生活空間の確保をはじめ、交通安全や防犯に対する意識啓発、安全・安心確保のための地域住民の自主活動等を促進し、地域全体で子どもを見守るまちづくりを一層推進します。また、安心して遊べる公園の整備・充実など、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

(1)子どもの安全・安心の確保

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
21	歩道整備等による歩行空間の確保	●道路整備に伴う歩道や通学路整備により、歩行エリアのネットワーク化を推進します。また、雲南市通学路交通安全プログラムにより、危険箇所の対策をはじめとする通学路・散歩コース等の安全確保に取り組みます。	建設工務課 学校教育課 防災安全課 子ども政策課
22	ユニバーサルデザイン化の推進	●雲南市住宅マスタープランに基づき、公共施設においては、段差の解消などのバリアフリー化を促進するとともに、安心して行動できるまち、すべての人が気持ちよく生活できるまちとなるようユニバーサルデザイン化(施設等の整備において、子どもや妊産婦をはじめとするあらゆる人が利用しやすいという視点)を推進します。	建築住宅課
23	地域一体となった防犯対策	●警察、交通指導員や地域の見守り組織等の関係機関と連携しながら、子どもたちへの交通安全指導及び啓発活動を行います。また、保護者を含め地域での交通安全への取り組みを進めるとともに、「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」等と連携し、犯罪から子どもたちを守る活動を地域と一体となって進めていきます。	学校教育課 防災安全課 子ども政策課
24	防災への取り組み	●各施設の防災計画に基づき、定期的な避難訓練等を行うとともに、地域の防災の取り組みに連携・協力していきます。	防災安全課 学校教育課 子ども政策課
25	園外活動の安全の確保	●園外活動のマニュアルを整備し、子育て支援施設における散歩、遠足等が安全に実施できるように取り組みます。 ●登園・降園・園外活動・散歩コース等における危険箇所を把握し、安全確保に努めます。	子ども政策課

(2) 快適な生活環境の整備

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
26	良質な賃貸住宅の確保	●公営住宅については、雲南市公営住宅等長寿命化計画に基づいて改善や建て替えを行い、住宅整備を実施します。子育て世代が入居しやすい優良な賃貸住宅の供給促進を行います。	建築住宅課
27	宅地購入の補助の実施	●定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、民間売買による子育て世帯の宅地購入に要する経費の負担軽減を実施します。	建築住宅課
28	民間賃貸住宅の家賃補助の実施	●市外からの移住を促進し、将来的な宅地購入・住宅取得等による定住化に繋げるため、民間賃貸住宅への入居に要する経費の負担軽減を実施します。	うんなん暮らし推進課
29	三世同居促進支援の補助の実施	●定住人口の増加と多世代家族の形成促進による子育て支援や地域の活性化を図ることを目的に、子育て世代を含む三世同居が新たに同居する際の住宅改修等の経費の負担軽減を実施します。	うんなん暮らし推進課
30	安全な公園や広場等の整備	●既存の公園や広場等の遊具・設備の定期的な点検や修繕・更新を行い、子育て世帯にも安心して利用できる場とします。また、新たな子ども向け遊具の整備や安全で快適な空間づくりについても推進します。 ●中心市街地活性化事業の一環として取り組んでいる三刀屋公園の整備を進めます。	都市計画課 農林土木課 子ども政策課

【基本目標2】子育てと仕事を両立できる社会づくり

取り組み方針1. 多様な子育てニーズに対応する質の高い保育の推進

通常保育事業の充実と併せて、多様な子育て支援事業の提供体制を整備し、保護者の就労形態の多様化や就労希望者の増加による保育ニーズに、きめ細かく対応した保育サービスとともに、専門知識を高めた質の高い保育を推進します。

(1) 子育て支援施設の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
31	保育の質の充実	●『夢』発見プログラムとそこから派生した幼児期運動プログラムに基づき、雲南市が考える「幼児期に目指す子ども像」に向けて、幼児期に育てたい9つの力を発達段階に応じてそれぞれの子どもが身に着けられる教育・保育を実践します。	子ども政策課
32	保育者の資質の向上	●継続的・実践的な研修等を通じて、職員の専門性及び資質の向上を図ります。私立認可保育所に対しても、研修事業等補助金の活用や、市等が行う研修への積極的な参加を促し、公立私立を問わず、保育の質の向上を図ります。	子ども政策課
33	保育士の確保	●年度中途での保育士の確保が困難であることから、4月時点から保育士を確保した場合、保育所保育士確保対策事業費補助金により委託園、私立園での保育士の確保を推進し、保育の質の向上を図ります。	子ども政策課
34	保育所等の費用軽減	●国の動向等を踏まえながら、引き続き、保育所保育料等の軽減に努めます。 (3～5歳児については無償化の対象となっているため、0～2歳児を対象とするものです。) ●幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者が負担すべきとされた副食費について、雲南市に住所を有する3～5歳児については無償とします。	子ども政策課
35	計画的な子育て支援施設の整備	●子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援施設に対する需要の見込み量の適正な確保に努めます。また、「雲南市立小中学校及び幼稚園等適正規模適正配置基本計画」に基づき、施設運営の効率化に努め、認定こども園の整備など計画的な施設整備をはかります。	子ども政策課 教育総務課

(2)子育て支援事業の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
36	待機児童解消	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所入所児童数を踏まえ、保育所定員の見直しや保育士の確保に努めます。 	子ども政策課
37	特別保育事業 (延長保育事業・一時保育事業・休日保育事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所保育業務委託計画に合わせ、延長保育等を実施する保育所の拡大を検討していきます。 ●休日保育事業については、加茂こども園の業務委託に合わせて検討します。 	子ども政策課
38	病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●3施設のうち1施設は病児を受け入れることとし、病児・病後児の預かりを実施します。 ●今後のニーズや利用状況等を踏まえ、適切な受け入れ体制の確保を図ります。 	子ども政策課
39	幼稚園・認定こども園における預かり保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園、認定こども園においては、通常保育日及び長期休業中(夏季、冬季、学年末)に児童1人につき月12日以内で預かり保育(日額制)を実施します。 ●幼稚園については、長期休業期間中、大東こども園、三刀屋こども園での集合保育の形態で実施します。 	子ども政策課
40	放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事などで日中保護者が家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供します。 ●特別な配慮を必要とする児童について、希望に応じて受け入れできるよう努めていきます。受け入れ先では、スタッフを増員して対応します。 ●地域の実情に応じて、開所時間の延長の検討を行います。 ●異年齢児等の交わりを通じた社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるような運営ができるように努めます。 ●事業の内容の向上のため、支援員の有資格者の増員に努めます。 ●放課後児童クラブの育成支援の内容について、ホームページで周知するとともに、募集時期にチラシを配布し、利用者や地域住民への周知に努めます。 ●放課後子ども教室と放課後児童クラブのうち、実施場所が近いものについて、連携または一体的な実施ができないか、庁内の関係課による協議・検討を行うた 	子ども政策課 キャリア教育推進室

		<p>め、連絡会を開催します。</p> <p>●クラブの建物を新設または更新する際には、小学校の余裕教室等の活用も考慮しながら、庁内関係課及び学校と協議・検討を行います。</p>	
41	ファミリー・サポート・センター事業	<p>●ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援をして欲しい人(依頼会員)と、子育ての援助をしたい人(援助会員)が育児の相互援助を行う事業であり、両者の仲介をアドバイザーが行っています。事業の一層の充実を図り、援助会員の養成に向け、会員研修の開催や会員加入の促進に努めます。</p>	子ども政策課
42	児童手当等の支給	<p>●子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会の実現をめざし、国の制度に基づき各種手当を支給します</p>	市民生活課

取り組み方針 2. ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て中の男女の多様な働き方や、男性の育児や家事への参画と家庭や地域、企業の理解と協力を求めていくとともに、積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進と働きかけ、男女共同参画意識の啓発を推進します。また、関係機関と連携し、就職、再就職を支援するとともに、仕事と家庭生活のバランスをとれるように、働き方の見直しについて情報提供を行い、意識啓発に努めます。

(1) 就労環境の整備

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
43	再就職支援	●結婚や出産、育児などで退職した後、復帰したい女性に対し、雲南市無料職業紹介所、ハローワーク雲南、レディース仕事センター等の関連機関や団体等による就業相談や情報提供、セミナーの開催など再就職支援に取り組みます。	商工振興課
44	父親の育児参画の促進	●男性の育児や家事への参画を促進するための啓発資料の作成、赤ちゃんが生まれる前から父親への育児啓発、父親参加型の学習会やイベント等の開催に努めます。 ●母親教室、乳幼児の健診などを母子のみを対象とせず、父親を含めて参加を呼び掛けます。	男女共同参画センター 子ども政策課 健康推進課

(2) 男女共同参画意識の啓発

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
45	男女共同参画の促進	●性別役割分担の意識を払拭し、家庭生活において男女がともに協力しあう意識を高めるために、パンフレットや広報を通じて啓発していきます。また講座などの学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター
46	職場への意識啓発(事業主)	●仕事と家庭生活のバランスをとれるように、働き方の見直しについて情報提供を行い、意識啓発に努めます。事業主に対しては、取り組みを推進するよう働きかけるとともに学習機会の提供を行います。母性保護規定の周知と職場における母性健康管理の推進を図ります。	男女共同参画センター

(3)産後の休業及び育児休業後における子育て支援施設等の利用の確保

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
47	産休・育休後の保育所等の円滑な利用	<ul style="list-style-type: none">●産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、子育て支援施設や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。●育児休業満了時から、保護者の希望する保育施設等を円滑に利用できるよう、対象者の利用希望の把握に務めるとともに、利用希望を踏まえて、保育施設との調整を図ります。	子ども政策課

【基本目標3】子どもの生きる力を育てるまちづくり

取り組み方針1. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

地域で活動する人材や各種団体への活動支援を行い、地域活動の活性化を図り、子どもや親子が気軽に体験活動などに参加できる環境づくりを推進します。また、思春期の心身の健康づくりを推進します。

(1) 多様な体験・ふれあいの機会づくり

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
48	子育て家庭や親子の交流促進	●育児相談、離乳食教室を通じて、子育て家庭の学習や交流の機会を引き続き、設けていきます。	健康推進課
49	ブックスタート事業	●4ヶ月児健診時のブックスタート事業を継続実施し、赤ちゃんと保護者に絵本を提供し、絵本を通じた親子のふれあいや家庭での読書のきっかけづくりを行います。	健康推進課
50	子どもの体験活動や世代間交流	●地域自主組織や事業所等が協力して、放課後子ども教室事業やふるさと教育、『夢』発見ウィーク(職場体験学習)など子どもの体験活動や世代間交流の充実に努めます。また、これらの展開により、市民が本市の良さや教育力の高さを自覚できるようにし、学ぶ意欲を高めて学んだことを地域に還元する「知の循環型社会」の形成をめざしながら、地域の教育力の向上を促します。	キャリア教育推進室
51	子育て支援施設での地域活動事業	●子育て支援施設では、世代間交流(福祉施設への訪問や地域のお年寄りとの伝承遊び、季節行事を通じた交流)や地域の子どもたちとの異年齢児交流等の地域活動を通じ、地域との連携や交流を深めていきます。	子ども政策課
52	保育体験学習(中学生・高校生)	●子育て支援施設で乳幼児らとふれあい、体験学習を通して豊かな心を育むため、関係機関が協力して、学校における保育に関する学習を支援します。交流センターや集会所等を活用して、中学生・高校生が乳幼児や子育て中の親、小学生等とふれあう機会を提供するとともに、地域に向けた啓発活動を積極的に行います。	社会教育課
53	子育て支援セン	●子育てサロンや子育て支援センター事業を通じて、	子ども政策課

	ター等での交流	小中高生が乳幼児や子育て中の親、地域住民とふれあうことのできる交流の場を提供します。	
54	『夢』発見プログラムへの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期から青年期における「知・徳・体」のバランスのとれた力を育てていくことを目指して、雲南市独自のキャリア教育推進プログラムとして『夢』発見プログラムを策定し、各発達段階に応じて取り組んでいます。 ● 取り組みの中で、地域の人たちとふれあい、雲南市の良さを実感し、将来の夢や希望を育てる『夢』発見ウィークなどを、学校や地域自主組織、事業所等関係機関・団体と協力して推進します。また、地域の大人も地域の良さを理解し、自分の仕事に誇りをもち、自信を持って子どもたちの育成に関わることで、地域の教育力を高め、子どもたちの社会を生き抜く力を育成します。 	<p>キャリア教育推進室</p> <p>子ども政策課</p>
55	幼児期運動プログラムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 『夢』発見プログラム幼児期版の中で、幼児期に育てたい9つの力の一つ「いろいろな運動を楽しむ力」、幼児期にめざす子ども像「健康で自立した子ども」基礎的体力・生活リズムと食」の保育実践への展開を目指して、様々な運動遊びに取り組むことの重要性から「雲南市幼児期運動プログラム」を策定しています。 ● このプログラムを活用して、子ども達が毎日楽しく体を動かして意欲的に遊び、多様な体の動きを経験できるようにします。また、子育て支援施設に併せ家庭でも子ども達の運動発達を促していけるよう実践を進めます。 	子ども政策課
56	身体教育医学研究所うんなんの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 「生涯健康でいきいきと暮らす小児期からの健康づくり～地域とともにこころとからだをはぐくむ」を基本理念に、地域住民の身体活動を支援するため、教育・評価・研究活動を実践しています。 ● 元気な子どもたちをたくさん育てることが究極・最良の介護予防ととらえ、運動あそびの促進、スポーツ障害予防に関する指導者向けテキストの作成・普及や、身体活動量・体力調査等の分析を通して、身体を動かすことの好きな子どもの育成・支援を行います。 	<p>研究所うんなん</p> <p>健康づくり政策課</p> <p>子ども政策課</p>

(2) 健全育成の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
57	放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後・土日・祝日・長期休業等に小学校の余裕教室、交流センター、市内の文化体育施設等を活用し、子どもたちの安全を見守ったり、「学び」をサポートするボランティアの参画を得て、昔遊びやスポーツ・文化活動、野外活動、四季折々の催しなど、様々な体験や「学び」の機会を提供し、子どもの「生きる力」を育てます。また、各地域ごとに推進体制を整備し、「地域の子どもたちを地域みんなで育てる」環境づくりに努めます。 ●放課後子ども教室と放課後児童クラブのうち、実施場所が近いものについて、連携または一体的な実施ができないか、庁内の関係課による協議・検討を行うため、連絡会を開催します。 	地域振興課 キャリア教育推進室 子ども政策課
58	青少年の異文化交流	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学生・高校生を対象に、諸外国の青少年との交流を促進し、共同生活・共通体験を通じて、相互の交流を深め、新しい時代の青少年の国際性の育成を図ります。また、国際交流員を中心として、子どもたちが異文化に触れられるイベント等を開催します。 	キャリア教育推進室
59	青少年を取り巻く有害環境対策の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●警察等関係機関と連携し、子どもたちを取り巻く社会環境を良好な状況に維持できるよう努めます。併せて、学校では人権教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育、情報モラル教育、金銭教育など、生涯を通じて健康で安心・安全な生活を送るために必要な学習を推進し、これらの取り組みを市民へ周知しながら理解を深めていきます。 	健康推進課 学校教育課 社会教育課

(3) 思春期保健対策の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
60	思春期保健	<ul style="list-style-type: none"> ●雲南保健所、雲南圏域健康長寿しまね推進会議等と協力しながら、小・中学校等への、タバコや薬物の害、がん予防及び生活習慣病予防等の正しい知識の普及・啓発を図ります。また、要請のあった小・中学校等へは、食生活改善推進員等と連携を図りながら、生活習慣病やバランスの良い食事づくりの指導も 	健康推進課 保健医療介護連携室 学校教育課

		行います。	
61	思春期の心の相談	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる保護者支援、教育支援センターによる児童生徒の受け入れ、保護者の相談活動等を継続して実施するとともに、不登校、引きこもり等、思春期の心の相談を充実させます。 ●各センターの特性を活かすとともに、連携を図りながら、不登校対策支援を実施していきます。 ●保健所等の関係機関と連携し、子どもの心の診療ネットワーク等を活用し、小学生から青年期までの心の相談に応じます。 	<p>学校教育課</p> <p>キャリア教育推進室</p> <p>子ども家庭支援課</p> <p>健康推進課</p>

取り組み方針 2. 家庭教育の支援及び地域と連携した教育の支援

子どもが個性を發揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、きめ細かな教育を推進するとともに、家庭における教育力の向上を支援し、関係機関や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを支援します。

(1) 子育て家庭への学習機会の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
62	学校・地域が連携した家庭教育支援	●家庭教育の支援は、子どもを取り巻く課題を把握しながら推進していくことが大切です。教職員やPTA・地域自主組織等との連携を図りながら地域ぐるみでの取り組みを推進します。	学校教育課
63	地域自主組織、PTA等の関係機関の連携強化	●全ての市民が、自らのふるさとでの未来を託す子どもたちの育成に主体的に取り組むという自覚を持てるよう、子どもを取り巻く地域自主組織、PTA、ボランティア等関係機関の連携を強化します。	社会教育課 キャリア教育推進室

(2) 地域と連携した教育の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
64	学校と地域との連携	●学校は、地域の人材を積極的に取り入れるとともに、地域に向けた情報発信にさらに努めます。また、教育支援コーディネーターと連携し、地域や家庭との協働による保幼こ小中高一貫教育を推進します。 ●コミュニティスクール(学校運営協議会)を推進し、開かれた学校運営に努めます。	キャリア教育推進室 社会教育課
65	ふるさと教育の推進	●学校及び地域での学習で地域の人々と直接関わることにより、ふるさとの自然や生活・歴史は、人々の協力によって支えられていること、自然環境と結びついて営まれていることを実感し、ふるさとを大切にすることを育てます。また、地域の人たちにも、ふるさとの良さを語り伝えることの大切さを理解してもらえよう努めます。	学校教育課 キャリア教育推進室

取り組み方針 3. 教育環境の充実

関係機関との連携による、きめ細かな学習指導体制による教育を推進し、個性を伸ばす教育活動を推進します。また、安心・安全な教育環境の整備に努めます。

(1) 教育環境の整備

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
66	幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携・協力	●幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校間などで、積極的に情報交換や学習会を開催し、それぞれの特性を相互理解することで、子どもたちへのきめ細やかな教育の推進を図ります。	キャリア教育推進室 子ども家庭支援課
67	早期からの個に応じた支援の充実	●幼児期通級指導教室『にっこりい』では、集団生活において何らかの困難さのある就学前の幼児を対象に、それぞれの力を発揮し生き生きと生活できるように支援することを目指し、遊びを通じた個別の指導を行っていきます。 ●読み書きに困難さのある児童生徒への早期の支援として、小学校では1年生全員を対象として音読検査を行い、家庭と連携してデコーディング指導を行っていきます。また、子ども家庭支援センター学習塾「まなびい」において、読み書きの苦手な児童や学習障がい（LD）のある児童生徒への個別指導を行っていきます。	子ども家庭支援課
68	幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校等の施設整備	●施設や遊具の安全管理に努め、子どもたちが安全で安心して充実した学び・生活ができるよう、計画的な整備を進めます。	教育総務課 子ども政策課
69	図書館の活用	●市内公立図書館(室)では、子どもの読書活動の推進に努めるため、児童書の充実を図り、子どもが様々な本に触れ、親しむことができる環境づくりに努めます。 ●学校図書館の充実を図り、教員や学校司書、図書館ボランティアなどによる読み聞かせやブックトークなどによって、子どもたちと本を結ぶ取り組みを推進します。	学校教育課 社会教育課

【基本目標4】親子の健やかで安心な暮らしづくり

取り組み方針1. 妊娠・出産期の支援

安心して安全に妊娠・出産ができるよう、引き続き、妊娠や出産期の保健対策を充実します。

(1)切れ目ない妊娠・出産期の保健対策と不妊への支援

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
70	女性の健康づくり	●子宮頸がん発症の低年齢化に対応し、妊婦健診の充実や早期発見・早期治療のため、『成人検診のしおり』や市報により啓発・情報提供を行います。また、20歳の方への子宮頸がん検診無料クーポン券を発行するとともに、妊婦健診で行う子宮頸がん検診にあわせて実施された、HPV(ヒトパピローマウイルス)検査の費用助成を行います。	健康推進課 保健医療介護連携室
71	周産期における母子健康管理	●雲南圏域周産期ネットワーク会議に参画し、保健所や医療機関、助産師等と連携し、母と子の健康づくりを支援します。ハイリスク妊婦や養育不安のある親子等の支援を行います。 ●「多機関連携による妊娠期からの切れ目のない育児相談・支援の手引き」(島根県)に沿った、妊娠期からの支援を行い、子育て不安の軽減に努めます。	健康推進課
72	不妊治療の支援	●一般不妊治療、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成し、不妊治療を行う夫婦を支援します。	健康推進課
73	妊娠、出産、子育てに関する情報提供	●健康推進課や各総合センターにおいて、妊娠や出産、子育て、不妊に関する相談窓口や学習・交流事業、施設及び制度の紹介など、きめ細かく情報を提供します。また、ホームページや市報、子育てハンドブック等を活用し、情報提供を積極的に行います。	健康推進課
74	生後4か月前の乳児全数訪問やハイリスク乳児への個別相談等	●母子健康手帳発行時等に面接し、妊婦への個別相談指導を行うとともに、乳児訪問時には母親に対する産後うつチェックを行い、産後不安定になりがちな心理を抱く母親に寄り添い、必要な場合は継続して支援します。養育に不安がある親子へは養育支援訪問を実施し、相談支援を行います。育児相談、離乳食教室等での個別相談やグループ指導を行います。	健康推進課
75	妊婦サロン	●妊婦の不安の軽減と妊婦同士や母との交流を目的	健康推進課

		に、大東育児相談と同時開催しています。	
76	利用者支援事業	●子育てを円滑にできるよう必要な支援を行うことを目的に、母子保健コーディネーターを配置し支援します。	健康推進課
77	産前産後サポート事業	●母子保健推進員による妊婦・赤ちゃん訪問を行います。 ●家事援助や育児支援をアウトソーシングで行う事業についても検討します。	健康推進課
78	産後ケア事業	●生後4か月までの乳児の母の心身のケアや育児サポートを行う事業で、雲南市立病院に委託して実施しています。制度の周知を図ります。	健康推進課

取り組み方針 2. 親子の健康づくりと食育の推進

乳幼児健診や予防接種などをはじめ、疾病の予防に努めるとともに、家庭での食育を中心として、地域や学校・行政がそれぞれの役割を明確にしながらか協働して、様々な健康支援活動に取り組みます。

(1) 乳幼児期の心と体の健やかな発達支援の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
79	こんにちは赤ちゃん事業	●生後4か月までのすべての赤ちゃんのいる家庭を訪問し、発達発育の様子や養育環境を確認するとともに、子育ての不安を軽減し、赤ちゃんを安心して育てることができるよう、健診や予防接種に関する情報提供を行うとともに適切な育児ができるよう助言指導を行います。	健康推進課
80	妊婦・乳児健康診査	●妊娠期の健康管理を目的に14回を上限に妊婦健診を無料で受けることができるよう支援します。生後1か月の1回と生後6～8か月を目途に2回の乳児検診を医療機関において無料で受けることができるよう支援します。	健康推進課
81	養育支援訪問事業	●養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保します。 ●「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。	健康推進課
82	産婦健診	●産後の心と体の健康を守るために、産後2週間及び1か月の母を対象に健診を行うことができるよう新たに取り組みます。	健康推進課
83	新生児聴覚検査	●新生児期の聴覚障がい早期発見を目的として実施される検査です。受診率の向上を目指し、すべての新生児が検査を受けられるように、新たに取り組みます。	健康推進課
84	乳幼児健康診査	●こころも身体も健やかに育つために、発達発育の確認、望ましい生活習慣の確立、疾病の早期発見と発達の課題がある子どもの早期発見を目的に乳幼児健康診査を集団健診で実施します。(「島根県乳幼児	健康推進課 子ども家庭支援課

		健康診査マニュアル」に基づき実施。) <ul style="list-style-type: none"> ●4か月、10か月の乳児健康診査ならびに1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査を毎月1回実施します。 ●5歳児健診に代わる「すくすくアンケート」を、悉皆で実施し、その後保護者の相談に応じる「にこにこ相談会」を開催します。 	
85	育児学習や交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●離乳食教室や育児相談等の育児学習や交流の場の提供を通じて、健やかな子どもの発育を促します。また、親子遊びを学習し親と子が心地よさを共有すること母子の愛着形成を促すことを目的に、おおむね2歳児を対象とした『あそびのきょうしつ』を行います。 	健康推進課 長寿障がい福祉課
86	栄養指導、歯科指導等	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診や各種教室の際に、栄養指導、歯科指導等基本的な生活習慣の啓発をしながら、小さいころから生活習慣病を予防します。また、フッ化物洗口(フッ化物を使用したむし歯予防)を保育所・幼稚園・認定こども園に拡大するとともに、幼児に対するフッ化物歯面塗布の実施を検討します。 	健康推進課 保健医療介護連携室 子ども政策課
87	各種予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ●定期予防接種を継続実施するとともに、予防接種の重要性を周知し、接種率の維持・向上に努めます ●任意の風しん予防接種の費用の一部助成について、先天性風しん症候群の発生を予防する緊急対策として実施します。 	健康推進課
88	発達クリニック事業	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいを早期発見し、児とその家族に適切な支援を行うことができるよう、専門医師等による診察や相談・助言、療育機関の紹介等を行います。児の発達を促し、健やかに成長できるように支援します。 	健康推進課
89	母子保健推進員活動の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●親への声かけや母子保健事業の支援などを行う「親子に寄り添って子育てを応援する誰もが知っている雲南市のお母さん」を目指して、母子保健推進員の育成・活動支援を図ります。 	健康推進課
90	健康づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉・教育に関する団体等関係機関や、地域での健康づくりを推進する地域自主組織等で構成する「健康づくり推進協議会」を中心に、小児期からの生活習慣病予防対策を検討するとともに、母子保健の水準を向上させる為に必要な課題について検討します。 	健康づくり政策課

(2)食育の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
91	栄養相談・指導の実施	●母子健康手帳発行時に、妊婦への個別相談指導を行います。また、乳幼児健康診査や離乳食教室を継続実施し、保健師や栄養士による栄養相談・指導を行います。	健康推進課
92	食育の推進	●雲南市食育推進計画に基づき、食を通じて人やまちを育む食育推進を図ります。教育機関等での農業体験、小中学校での「弁当の日」や「早寝早起き朝ごはん運動」、地域での調理活動等の体験などによる食を通した人づくりに努めます。また、地産地消や雲南市産の食材を使った商品の開発、伝統的な食文化の継承をすすめ、食を通したまちづくりに努めます。「うんなん食育ネット」により、食育関係団体(食改、食生活推進協議会等)と連携しながら食育活動を推進します。	健康づくり政策課

(3)子ども医療の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
93	小児救急電話相談事業等	●休日・夜間の急な子どもの病気の対処法について電話で相談できる、島根県小児救急電話相談(#8000)事業のさらなる周知を図るとともに、救急指定医療機関等についての情報提供の充実を図ります。	健康づくり政策課 市民生活課
94	子ども医療費の助成	●子どもを持つ家庭が、安心して十分な治療が受けられ、疾病の早期治療により子どもたちの健康を守るため、子ども医療費助成制度に基づき、中学生までを対象に医療費の助成を行います。	市民生活課
95	相談体制の充実	●市内医療機関と随時連携をとりながら、医療に関する正しい知識が普及するよう努めるとともに、小児医療に関する相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。	健康推進課
96	関係機関の連携強化	●市外の医療機関を含めた県東部エリアにおける関係機関(医療機関(複数科)、保健所、訪問看護ステーション等)との連携を強化します。また、切れ目のない子育て支援につなげられるよう、小児科・産婦人科医とも連携を密に行います。また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性などを啓発することでかかりつけ医・かかりつけ歯科医の推進を図ります。	健康推進課

第6章 子ども・子育て支援事業

【1】子育て支援施設・事業の整備方針

子ども・子育て支援法の規定に基づき、雲南市内の子育て支援施設及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域を設定した上で、令和2年度から令和6年度の5年間にわたる見込み量と提供体制、実施時期を定めることとなっています。

なお、子育て支援施設(教育・保育施設)、地域子ども・子育て支援事業、保育の必要性の認定区分の説明については、第2章【2】子ども・子育て支援制度の概要のとおりです。

【2】教育・保育提供区域の考え方

1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、地理的な条件や人口、交通事情やその他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、需要の見込み量やその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが求められています。

区域については、小学校区単位、中学校区単位、合併前の旧市町村単位、市町村単位(市町村全域を1つの区域として設定する)などの種類があります。

2. 本市における区域設定の考え方

区域設定にあたって、本市における施設配置及び利用の現状等を分析した結果、第1期計画では次のように整理し、設定しました。

- ・実際に既存の子育て支援施設に通園している児童は、比較的広範囲から通園している状況がみられること。
- ・地域によっては、対象児童の人口が少なく、施設利用の見込み量が非常に少ない地域がみられたこと。
- ・地域間の実態差(ある地域ではニーズ量そのものが少ない、ある地域ではニーズ量が多いが既存施設でカバー可能など)については、区域をできるだけ広範囲にとらえて需給調整を図る必要があること。
- ・各事業の性格からみて、それぞれの利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要があること(例えば、ある地域だけが、ある事業のみ極端にニーズが高い場合など、人口の多い大都市部であればその地域だけにその事業を特化させることが可能かもしれないが、人口が少ない地方都市の場合は、それが難しいため広域的に調整する必要があること)。

以上のことから、総合的に判断して、本市では市域全体を1つのサービス提供区域として設定し、事業量の調整を図ることとします。

但し、地域・子ども子育て支援事業に位置付けられる、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、小学校区ごとの利用となっていることから、小学校区単位で需給調整を図ることとします。

第2期計画ではこの考えのもと、引き続き同じ区域の設定とします。

【3】子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、各年度に必要な支援事業の「量の見込み(以下「見込量」と表記)」を算出し、それに対応できる提供体制の確保が求められています。見込量の算出にあたっては、各事業のこれまでの実績やニーズ調査結果の回答内容等を踏まえて算出しています。

1. 教育・保育事業の実績値及び見込量(総括表)

	認定区分	実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
認定こども園及び幼稚園(3歳以上)①	1、2号	286	215	190	125	123	83	81	73	64	63
1号認定	1号	286	215	190	125	123	83	81	73	64	63
2号認定	2号	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
認定こども園及び保育所(3歳以上保育希望)②	2号	573	627	660	659	671	663	644	582	516	500
認定こども園及び保育所(0～2歳児)③	3号	536	562	548	573	541	503	466	476	482	478
認定こども園及び保育所+地域型保育+企業主導型(0歳児)	3号	135	152	152	161	138	158	154	153	154	153
認定こども園及び保育所+地域型保育+企業主導型(1～2歳児)	3号	401	410	396	412	403	345	312	323	328	325
保育所、保育所籍利用者合計④=②+③		1,109	1,189	1,208	1,232	1,212	1,166	1,110	1,058	998	978
幼稚園等を含めた施設利用者合計⑤=①+④		1,395	1,404	1,398	1,357	1,335	1,249	1,191	1,131	1,062	1,041
0～5歳人口⑥		1,634	1,600	1,532	1,471	1,436	1,338	1,268	1,202	1,126	1,099
在宅子育て人数⑦=⑥-⑤		239	196	134	114	101	89	77	71	64	58

【4】提供体制の確保の内容等

1. 子育て支援施設の見込量と提供体制

各事業の、これまでの実績やニーズ調査結果の回答内容を踏まえて算出した、各年度に必要な支援事業の見込量に対応できる供給体制の確保については、次の通り設定しました。

(1) 幼稚園・認定こども園のニーズ

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に実績を勘案して算出しました。2号認定に相当し幼稚園利用希望が強い人については、今回のニーズ調査項目に「幼稚園(幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む)の利用を強く希望しますか」の設問を設けており、これらの回答を反映し、1号認定に計上しています。

【確保方策】

令和2年度の見込量 83 人に対し、確保量 310 人と、必要量を十分に確保できる見込みです。令和3年4月から木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、定員を改めます。また、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を進めており、委託時期に併せて定員を見直す予定としています。(木次こども園は幼保連携型認定こども園、吉田保育所、田井保育所は保育所型認定こども園です。)

単位(人)	実績					計画					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	実績	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	
実績／見込量 ①	認定こども園及び幼稚園	286	215	190	125	123	83	81	73	64	63
	1号認定	286	215	190	125	123	83	81	73	64	63
	2号認定	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
確保方策②(確保量)	認定こども園及び幼稚園	750	385	360	305	320	310	295	295	291	291
過不足 ②－①		464	170	170	180	197	227	214	222	227	228

※実績については、いずれも5月1日現在の数値(庁内資料)

※見込については、いずれも3月31日の数値

(2) 保育所・認定こども園のニーズ(3歳以上)

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。「幼稚園」の利用希望が強い人以外の割合により算出しています

【確保方策】

令和2年度の見込量 663 人に対し、確保量 695 人と、必要量を確保できる見込みです。令和3年度以降は、児童数の減少に伴い、緩やかに下降することが見込まれるため、ニーズが増加しても必要量は確保できる見通しです。

令和3年4月から木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、定員を改めます。また、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を進めており、委託時期に併せて定員を見直す予定としています。(木次こども園は幼保連携型認定こども園、吉田保育所、田井保育所は保育所型認定こども園です。)

なお、保育ニーズの高まりにより定員を見直している施設については、従来の定員に戻すために随時定員の見直しを検討します。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ① 認定こども園及び保育所	573	627	660	659	671	663	644	582	516	500
確保方策② (確保量) 認定こども園及び保育所	585	625	660	670	685	695	710	710	704	704
過不足 ②-①	12	-2	0	11	14	32	66	128	188	204

※実績については、いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

(3) 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ(0歳児)

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。「保育所」「認定こども園」の利用を希望している人の割合により算出しています。

【確保方策】

令和2年度の見込量 158 人に対し、確保量 165 人と、必要量を確保できる見込みです。令和3年度以降は、児童数が減少するものの、利用希望の高まりが見られ、横ばいと想定されます。ニーズが増加しても必要量は確保できる見通しです。

令和3年4月から木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、定員を改めます。また、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を進めており、委託時期に併せて定員を見直す予定としています。(木次こども園は幼保連携型認定こども園、吉田保育所、田井保育所は保育所型認定こども園です。)

なお、保育ニーズの高まりにより定員を見直している施設については、従来の定員に戻すために随時定員の見直しを検討します。

単位(人)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	認定こども園及び保育所＋地域型保育＋企業主導型(0歳児)	135	152	152	161	138	158	154	153	154	153
確保方策② (確保量)	認定こども園及び保育所	152	157	157	167	162	162	170	170	166	166
	地域型保育事業 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	3	3	3	3	3	3
	合計	152	157	157	167	165	165	173	173	169	169
過不足 ②－①		17	5	5	6	27	7	19	20	15	16

※1: 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

(4) 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ(1～2歳児)

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。「保育所」「認定こども園」の利用を希望している人の割合により算出しています。

【確保方策】

令和2年度の見込量 345 人に対し、確保量 404 人と、必要量を確保できる見込みです。令和3年度以降は、児童数が減少するものの、利用希望の高まりが見られ、横ばいと想定されます。ニーズが増加しても必要量は確保できる見通しです。

令和3年4月から木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、定員を改めます。また、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を進めており、委託時期に併せて定員を見直す予定としています。(木次こども園は幼保連携型認定こども園、吉田保育所、田井保育所は保育所型認定こども園です。)

なお、保育ニーズの高まりにより定員を見直している施設については、従来の定員に戻すために随時定員の見直しを検討します。

単位(人)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	認定こども園及び保育所＋地域型保育＋企業主導型(1～2歳児)	401	410	396	412	403	345	312	323	328	325
確保方策② (確保量)	認定こども園及び保育所	395	401	386	409	398	398	410	410	404	404
	地域型保育事業 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	6	6	6	6	6	6
	合計	395	401	386	409	404	404	416	416	410	410
過不足 ②－①		-6	-9	-10	-3	1	59	104	93	82	85

※1: 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※実績については3月31日現在の数値(庁内資料)

2. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と供給体制

(1) 時間外保育事業(延長保育)

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。共働き家庭(意向を含む)の就学前児童で、「保育所」「認定こども園」の利用を希望し、かつ18時以降も利用したい人の割合により算出しています。

【確保方策】

令和元年度現在、10か所に対応しています。ニーズの高まりから、対応する施設数を増やします。

木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、令和3年度から延長保育を実施する予定としています。また、令和4年度を目途に斐伊保育所を業務委託する予定としており、委託時期に合わせて延長保育の実施をする予定としています。同様に、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を開始し、延長保育を実施する予定としています。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量 ①	175	193	199	231	250	255	242	229	215	209
確保方策 ② (確保量)	175	193	199	231	250	255	242	229	215	209
実施個所数	7	7	9	10	10	10	11	12	14	14
③過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※あおぞら保育園分園は1か所で計上

(2)放課後児童クラブ

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。共働き家庭(意向を含む)の5歳児を対象に、放課後の子どもの居場所として「放課後児童クラブ」を希望している人の割合により算出しました。高学年については、算出結果に加え、これまでの本市の実績を加味しました。

【確保方策】

本市では、市内の小学校に通学する児童を対象に、既に15小学校区中全ての小学校区での児童クラブの利用を可能にしています。

ただし、児童数(ニーズ)が少なく、10人以下と見込まれる場合においては、移送により最寄りの児童クラブでの利用としています。佐世小学校区については、学校の規模が50人以上であるため、今後、新たな施設の建設を検討していきます。

新たな施設の建設や更新にあたっては、小学校の余裕教室等の活用を目指し、庁内関係課及び学校と協議・検討を行います。

〔放課後児童クラブ〕

単位(人)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
市全域【低学年】	実績/見込量A	326	365	409	433	430	445	414	409	406	393
市全域【高学年】	実績/見込量B	67	77	100	130	155	159	163	168	162	152
市全域【全学年】	実績/見込量①(A+B)	393	442	509	563	585	604	577	577	568	545
市全域【全学年】	確保方策②(確保量)	393	442	509	563	585	604	577	577	568	545
	③過不足②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設数(箇所)	9	10	10	11	11	11	11	11	11	11
	(参考)受入可能人数						717	717	717	717	717

〔放課後こども教室〕

単位(箇所)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
開設数【校区別】	実績/目標値	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18
開設数【市内全域(体育文化施設等)】	実績/目標値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的運営	実績/目標値	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4

(3)子育て短期支援事業

①ショートステイ

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。すべての家庭類型の0～5歳を対象に、泊りがけで保護者以外の方が子どもをみななければならなかった場合に、「ショートステイを利用した」、または「仕方なく子どもだけで留守番させた」を回答した人の割合に利用意向日数を乗じて算出しました。その結果、ごくわずかな数字であったため算出されませんでした。

【確保方策】

本市では、現在実施していませんが、多様なニーズに対応するため、令和6年度を目途に業務委託を検討します。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施箇所数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
③過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②トワイライトステイ

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。すべての家庭類型の0～5歳を対象に、不定期に利用意向のある人のうち「ベビーシッター」「その他」を選んだ人の利用日数を基に算出しました。その結果、全く該当がありませんでした。

【確保方策】

本市では、現在実施していませんが、多様なニーズに対応するため、令和6年度を目途に業務委託を検討します。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施箇所数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
③過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4)子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式では、すべての家庭類型の0～2歳を対象に、子育て支援センターを利用している人、今後利用したいと考えている人の割合に、月当たり平均利用（利用希望）回数に乗じて算出します。本市では、この結果にこれまでの利用状況を勘案し補正しました。

【確保方策】

本市では、現在大東、加茂、木次、三刀屋、掛合の5か所で実施しています。施設の統合も視野に入れつつ、今後さらに保護者ニーズに沿うよう、利便性の向上を目指して事業に取り組みます。また、事業の周知を図り、利用の促進に取り組みます。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量	22,567	21,864	19,845	20,404	23,676	21,535	19,786	19,387	18,944	18,217
確保方策(実施箇所数)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(5)一時預かり事業

①一時預かり事業(幼稚園型)

【見込量の考え方】

1号認定に係る見込量は、3～5歳を対象とし、平日「幼稚園」「認定こども園」の利用を希望した人のうち、幼稚園の一時預かりを希望する割合を基に算出しました。

【確保方策】

本市では、幼稚園、認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型)のいずれでも預かり保育を実施しています。ニーズが増えた場合でも対応が可能と考えます。

単位(人日)、箇所		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
幼稚園在園児対象	実績／見込量①	1,581	675	767	2,205	1,515	1,452	1,417	1,277	1,120	1,102
	1号認定の見込量	1,581	675	767	2,205	1,515	1,452	1,417	1,277	1,120	1,102
	2号認定の見込量	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	確保方策(確保量)②	1,581	1,200	1,495	2,205	1,515	1,452	1,417	1,277	1,120	1,102
	確保方策(実施箇所数)	2	5	6	12	14	14	14	14	14	14
③過不足 ②-①		0	525	728	0	0	0	0	0	0	0

②一時預かり事業(幼稚園型以外)

【見込量の考え方】

全ての家庭類型の0～5歳を対象とし、不定期に利用を希望する人に利用希望日数を乗じて算出したものに、本市のこれまでの利用状況を勘案し補正しました。

【確保方策】

本市では、現在10園で実施しています。木次こども園の施設が新しくなる令和3年度に一時保育の実施をする予定にしています。また、保育業務委託の委託時期に合わせ、令和5年度から吉田保育所と田井保育所で実施する予定としています。

単位(人日)、箇所		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
保育所等による一時預かり事業	実績／見込量①	1,087	1,023	708	1,018	818	1,145	1,085	1,029	964	941
	確保方策(確保量)②	1,087	1,023	875	1,018	818	1,145	1,085	1,029	964	941
	保育所等による対応	1,087	1,023	875	1,018	818	1,145	1,085	1,029	964	941
	確保方策(実施箇所数)	7	7	7	9	10	10	11	11	13	13
③過不足 ②-①		0	0	167	0	0	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

【見込量の考え方】

ひとり親家庭と共働き家庭の0～5歳を対象として、子どもが病気等のときに「母親または父親が仕事を休んだ」に回答した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」という意向のあった人を基に算出しています。

【確保方策】

本市では、現在病児対応型1か所、病後児対応型1か所、体調不良児対応型1か所で実施しています。

今後、加茂こども園の業務委託の委託時期に合わせ、令和3年度年から体調不良児対応型の施設を1か所増やすこととしています。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量 ①	229	416	292	402	542	418	396	376	352	344
確保方策(確保量) ②	320	480	480	549	542	418	396	376	352	344
病児・病後児保育事業	320	480	480	549	542	415	393	373	349	341
病児・病後児保育事業(延べ人数)	320	480	480	549	542	407	378	359	336	328
病児・病後児保育事業(実施か所数)	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2
病児・病後児保育事業(定員)						6	6	6	6	6
体調不良児対応型(延べ人数)						8	15	14	13	13
体調不良児対応型(実施個所数)						1	2	2	2	2
体調不良児対応型(定員)						2	4	4	4	4
非施設型(訪問型)(延べ人数)						—	—	—	—	—
非施設型(訪問型)(実施個所数)						—	—	—	—	—
子育て援助活動支援事業(ファミサポ病児緊急対応)(人日)						3	3	3	3	3
③過不足 ②-①	91	64	188	147	0	0	0	0	0	0

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【見込量の考え方】

ひとり親家庭と共働き家庭の5歳を対象として、就学後、放課後「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の数に利用意向日数を乗じたものを算出の基礎に用いて、就学後児童について算出しています。

就学前児童についても、雲南市独自にニーズ量を試算することとし、本市のこれまでの利用状況を勘案し補正しました。

【確保方策】

会員の確保と利用促進を図りながら継続して実施します。

① 就学前児童

単位(人日)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量 ①	47	162	292	431	333	448	425	403	378	368
確保方策(確保量) ②	47	162	292	431	333	448	425	403	378	368
③過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
援助会員+両方会員(人)						103	105	107	109	110

② 就学後児童

単位(人日)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①	184	332	530	303	203	315	299	283	265	259
確保方策(確保量)②	184	332	530	303	203	315	299	283	265	259
過不足②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
援助会員+両方会員(人)						103	105	107	109	110

(8)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちはあかちゃん事業)

【見込量の考え方】

本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人)	実績					計画					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	
実績/見込量	243	246	213	176	220	184	177	174	173	170	
確保方策 (提供量)	実施体制(人)	12	11	11	11	11	11	11	11	11	
	実施機関	雲南市					雲南市				
	委託団体等	委託 なし					委託 なし				

(9) 妊婦検診

【見込量の考え方】

本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人)	実績					計画					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	
実績/見込量	3,542	3,570	3,332	2,745	2,840	2,436	2,422	2,380	2,366	2,324	
健診回数(回/年)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
確保方策 (提供量)	実施場所	委託医療機関					委託医療機関				
	実施体制						島根県医師会他18か所				
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検査・性感染症検査・超音波検査					体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検査・性感染症検査・超音波検査				
	実施時期	妊娠23週までに(4週間に1回) 妊娠24週～35週(2週間に1回) 妊娠36週～出産まで(週に1回)					妊娠23週までに(4週間に1回) 妊娠24週～35週(2週間に1回) 妊娠36週～出産まで(週に1回)				

(10-1) 養育支援訪問事業

【見込量の考え方】

本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量	3	3	1	0	2	2	2	2	2	2
確保方策	雲南市					雲南市				
実施体制(人)	なし					なし				
実施機関	なし					なし				
委託団体等	なし					なし				

(10-2)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(構成員)の専門性強化及び構成員の連携強化を図り、地域ネットワークと訪問事業が連携を図ることで児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するための事業です。

このうち、雲南市では、関係機関の専門性向上を図る取り組みとして、学識経験者等の専門家による研修や、個別ケースについての具体的な支援方法・進行管理等についての助言・指導を受ける取り組みを実施しています。引き続き実施していきます。

(11)利用者支援事業

【見込量の考え方】

本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(箇所)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量(実施か所数)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績/確保方策(実施か所数)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
参考 相談件数(すワン)	355	522	637	642	645	645	645	645	645	645
参考 相談件数(だっこ♪)	308	279	279	232	230	230	230	230	230	230

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、令和元年度現在で対象児童がいませんが、今後新たに発生した場合には随時対応していきます。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援する又は私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ態勢の構築を支援する事業です。子育て支援施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者(例:保育士OB等)を活用した巡回支援を行う事業または、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

本市では、ニーズに応じて引き続き検討していきます。

第7章 計画の推進にあたって

(1) 関係機関等との連携

本市では、第1期「雲南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、質の高い教育・保育サービスの提供を目指し、各種取り組みを進めてきました。行政においては、子ども政策局を新設し、従来は教育委員会と健康福祉部と異なる部署で管轄していた子ども・子育て支援に関する事業を、総合的に対応する機能を整備しました。

また、相談窓口として、母子保健分野では、子育て世代包括支援センター「だっこ♪」を開設し、全妊産婦に対するワンストップ窓口として母子保健施策と子育て施策において、切れ目ない支援を行うことが可能になりました。

さらに、総合的なワンストップ窓口として、子育て家庭支援センター「すワン」を開設し、子育て全般についての相談や、支援実施のための関係機関や専門機関との連携を図っています。

今後、これらの機関同士の連携を図り、適切な情報の把握と管理、交換を行い、全市的な子育て支援を充実していきます。また、これらの機関が中心となって、教育・保育支援の現場同士の連携を深める取り組みを推進し、子どもの成長の切れ目ない支援と環境づくりを進めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、計画(PPLAN)→実行(DO)→点検・評価(CHECK)→改善(ACTION)に基づく進行管理を、より一層強化し、常に改善を図ります。

このプロセスにおいて、部署間の連携や調整を強化し、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。

また、本市の上位計画や関連計画における事業点検ともあわせて、効率的かつ効果の高い計画推進に努めます。

(3) 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市単独の力のみならず、市民と行政の協働により、施策を推進していく必要があります。

地域における子育て支援は、幼稚園・保育所や認定こども園、学校といった子育て支援の関係者だけが担うものではなく、市民一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想と言えます。市民の子育てへの参画と身近な応援で、子育て支援の輪が広がるまちづくりを推進します。

その他

1. 雲南市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第49号

改正 平成27年3月23日条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、雲南市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表して会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども政策局子ども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成27年3月23日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2. 雲南市子ども・子育て会議委員名簿

◎会長 ○副会長

氏名	役職	区分	任期
中林 明德	加茂こども園 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
佐々木 英尚	大東こども園 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年2月～ 平成31年3月
永瀬 吉博	大東こども園 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年4月～ 令和2年3月
高橋 健	吉田小学校 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年2月～ 平成31年3月
大家 崇	吉田小学校 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年4月～ 令和2年3月
中村 七朗	雲南市主任児童委員	関係団体代表者 (2号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
錦織 忍	海潮地区振興会会長	関係団体代表者 (2号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
廣田 明美	西こども園園長	事業従事者 (3号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
泉 陽子	田井保育所所長	事業従事者 (3号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
内田 佳栄	たちばら保育園施設長	事業従事者 (3号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
◎ 肥後 功一	島根大学副学長	識見を有する者 (4号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
○ 森山 幸朗	雲南保育協議会会長	識見を有する者 (4号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
野津 道代	のぞみ保育設計研究所所長	識見を有する者 (4号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
山根 光江	出雲児童相談所 判定保護 課課長	行政機関 (5号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
永瀬 和枝	雲南保健所 健康増進課課 長	行政機関 (5号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
星野 幸雄	三刀屋小学校校長	市長が認める者 (6号委員)	平成31年2月～ 平成31年3月
野津 勇	西小学校校長	市長が認める者 (6号委員)	平成31年4月～ 令和2年3月
小林 彩	UNNAN 子育て応援会議 メ ンバー	市長が認める者 (6号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月

3. 雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム要綱

(設置)

第1条 この訓令は、第2期雲南市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、その案を作成するため、雲南市プロジェクトチームの設置に関する規程(平成17年雲南市訓令第1号)の規定に基づき、雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において雲南市子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項の規定に基づく計画をいう。

(所掌事務)

第3条 ワーキングチームは、雲南市子ども・子育て支援事業計画の案の作成に関し次に掲げる事務を行う。

- (1) 雲南市子ども・子育て会議の進行管理
- (2) 雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定業務
- (3) 雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての関係課との連携及び調整

(組織)

第4条 ワーキングチームは、12人以内で構成し、別表に掲げる課に所属する職員のうちから所属長が推薦する者で組織する。

- 2 ワーキングチームにチームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 チームリーダーは、ワーキングチームの事務を掌理する。
- 4 サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキングチーム会議は、チームリーダーが招集し、チームリーダーが議長となる。

- 2 チームリーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングチーム以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、子ども政策局子ども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、チームリーダーが定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(訓令の失効)

- 2 この訓令は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、子ども政策局長が招集する。

別表(第4条関係)

政策企画部 うんなん暮らし推進課
市民環境部 市民生活課
健康福祉部 健康推進課
子ども政策局 子ども政策課
子ども政策局 子ども家庭支援課
教育委員会 学校教育課
大東総合センター 市民福祉課
加茂総合センター 市民福祉課
木次総合センター 市民福祉課
三刀屋総合センター 市民福祉課
吉田総合センター 市民福祉課
掛合総合センター 市民福祉課

4. 雲南市 夢発見プログラム（抜粋）

「夢」
発見プログラム
雲南市キャリア教育推進プログラム
改訂新版

キャリア教育とは、子どもたち一人一人の
望ましい勤労観・職業観を育てる
とともに、人としての生き方
について考え、生涯に
わたって必要な「生きる
力」を育てる教育です。

雲南市
UNNAN
教育委員会
子ども政策局

シート① 『夢』発見プログラムで育成する力 雲南市キャリア教育目標 ふるさと雲南への誇りと未来への夢

観点	幼稚園・保育所(園)認定こども園 ～生きる力の根っこ～	基礎的・汎用的能力	
		要素	小学校 ～ふるさとへの誇りと未来への～ 低学年 中学年
① 集団の一員として生活を楽しむ。	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 生活のリズムを整える。 ☆ 身の回りのことを自分でしようとする。 ☆ 場面に応じて自分からあいさつをしたり、応えたりする。 ☆ 気持ちの良い言葉を使う。 ☆ 人の役に立つことを嬉しく感じる。 	人間関係形成・社会形成能力 <ul style="list-style-type: none"> a. 他者への働きかけ b. 他者理解 c. コミュニケーション・スキル d. チームワーク e. リーダーシップ 	<ul style="list-style-type: none"> a. 自分からあいさつや返事をする。 b. 友達のよさに気づく。 c. 「ありがとう」や「ごめんなさい」を言う。 d. お世話になった人などに感謝し親切にする。 e. 自分の考えをみんなの前で話す。 f. 友達と仲良く遊んだり助け合ったりする。
② 命を大切に感じる。	<ul style="list-style-type: none"> ☆ みんなで楽しく食べる。 ☆ みんなで感謝して食べる。 ☆ 食への意識を高める。 	f. 自己理解 g. 自己表出・主体性 h. 自己抑制・忍耐力 i. ストレスマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> a. 相手に伝えるようにあいさつや返事をする。 b. 他者のよいところを認め、励まし合う。 c. 相手の気持ちや考えを理解する。 d. 自分の生活を支えているのに感謝する。 e. 自分の考えや気持ちをわかりやすく伝える。 f. 友達と協力して学習や活動に取り組む。
③ いろいろな運動を楽しむ。	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 進んで身体を動かすことを楽しんだり、喜んだりする。 ☆ 遊びの中でいろいろな動きを経験をする。 ☆ さまざまな場所で身体のいろいろな部位を動かす。 ☆ 自分の力を試したり、粘り強く続けたりする。 	j. 課題対応能力	<ul style="list-style-type: none"> g. 困っていることなどがあつたら、相手にわかるように伝える。 h. 学校で過ごすためのルールを守ろうとする。 i. 失敗したときに気持ちを切り替えをする。 j. 知りたいことを見つけて、知るための方法を考える。 k. 身近な「人・もの・こと」に興味・関心をもつ。 l. 困ったことを解決しようとする。 m. 学級での生活上の課題を見つめる。 n. 計画づくりの必要性に気づく。 o. 自分のことは自分でする。
④ 「人・自然・文化・もの・こと」を大切にしようとする。	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 身の回りのいろいろなことに興味をもつ。 ☆ 人や自然への感性(感覚)を豊かにする。 ☆ 自ら遊びや活動を生み出していく意欲をもつ。 ☆ 身近な人や自然などを大切にしようとする。 ☆ ふるさとに愛着をもち大切にしようとする。 	k. 本質的理解 l. 原因の追究 m. 課題発見 n. 計画立案 o. 実行力 p. 評価と改善	<ul style="list-style-type: none"> g. 自分が挑戦したいことを考え、すすんで取り組む。 h. 学校や社会で過ごすためのルールやマナーを守ろうとする。 i. 困っていることを周りの人にえ、解決しようとする。 j. わからないことをいろいろな方法で調べたり質問したりする。 k. 地域の「人・もの・こと」のよさがわかる。 l. 友達と協力して課題を解決する。 m. 学級での生活や学習上の課題を見つめる。 n. 計画づくりの必要性に気づき、作業の手順がわかる。 o. 係や当番の仕事に責任をもち、最後までやり通す。
⑤ ものの価値を自分自身で分ける。	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 愛着関係・信頼関係を確立し、情緒を安定させる。 ☆ 自身や自尊感情をもつ。 ☆ 友達の良さに気づいたり、認めたりする。 ☆ 保育者との信頼関係を築く。 ☆ いろいろな人と出会い、かわりをもつ。 ☆ 仲間同士の信頼関係を築く。 ☆ 人の話を聞く。 ☆ 相手の気持ちを受け止める。 	q. キャリアプランニング能力	<ul style="list-style-type: none"> j. 困っていることを周りの人にえ、解決しようとする。 k. 失敗したときに原因を考え、次につなげる。 l. 地域や社会で過ごすためのルールやマナーを守ろうとする。 m. 困っていることを周りの人にえ、解決しようとする。 n. 失敗したときに原因を考え、次につなげる。 o. 係や当番の仕事に責任をもち、最後までやり通す。 p. 係や当番活動などに取り組み、その大切さがわかる。 q. 家の手伝いや割り当てられた仕事・役割の必要性がわかる。 r. 互いの役割や役割分担の必要性が分かり、実行する。 s. 将来設計 t. 選択
⑥ 人とコミュニケーションをとる。	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 自分の思いや感じたこと、考えたことをいろいろな方法で素直に表す。 ☆ 自己主張をする。 ☆ 自分の気持ちを言葉を使って表現する。 ☆ 自分の好きなことや得意なことをみつける。 ☆ 相手に自分の思いを伝える喜びを感じる。 ☆ 言葉を使って、自分の経験や考えたことを伝える。 		<ul style="list-style-type: none"> r. 多様性の理解 s. 将来設計 t. 選択
⑦ 自分を豊かに表現する。	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 順番を守ろうとしたり、待たたりする。 ☆ 集団の中で自己意識をもつ。 ☆ 場面に応じて自分の気持ちを抑えたり、葛藤を経験したりする。 ☆ 目的をもって遊び、集中し、持続し、粘り強く実現していこうとする。 ☆ 葛藤やつまづきに耐え、乗り越えようとする。 ☆ 生活や遊びの中でルールがあることに気づき、それを大切にしようとする。 ☆ 問題を自分で考えたり工夫したりして、解決していこうとする。 		<ul style="list-style-type: none"> q. 将来の夢やあこがれを抱く。
⑧ 自分の行動をコントロールする。	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 順番を守ろうとしたり、待たたりする。 ☆ 集団の中で自己意識をもつ。 ☆ 場面に応じて自分の気持ちを抑えたり、葛藤を経験したりする。 ☆ 目的をもって遊び、集中し、持続し、粘り強く実現していこうとする。 ☆ 葛藤やつまづきに耐え、乗り越えようとする。 ☆ 生活や遊びの中でルールがあることに気づき、それを大切にしようとする。 ☆ 問題を自分で考えたり工夫したりして、解決していこうとする。 		
⑨ 友達とともに活動する。	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 友達のもっているイメージや意図がわかる。 ☆ 友達の立場に立って共感したり考えたり思いやったりする。 ☆ 友達のもっているイメージや意図と自分のそれとをつなげたり重ね合わせていきながら、遊びを共有していく。 ☆ 一つの目的を共有し、友達と協同して実現していく。 		

基礎的・汎用的能力の基盤となる9つの力

※参考 『保育所保育指針』(厚生労働省)、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(内閣府文部科学省厚生労働省)、「幼稚園教育要領」

や希望をもち すすんで社会貢献していこうとする 心豊かでたくましい子ども の育成

	あこがれ～ 高学年	中学校 ～地域貢献と『夢』発見～	高等学校 ～社会貢献と『夢』実現～
ま	a. 相手と場に合ったあいさつや返事をする。	a. 場に合ったふるまいをする。	a. 場に合ったふるまいをする。
み	b. 思いやりの気持ちを持ち、相手の立場に立って考え、行動する。	b. 他者に配慮しながら、積極的に人間関係を築く。	b. 他者の多様な考えや立場を理解し、よりよい人間関係を築く。
や	c. 自分と異なる意見も理解しつつ、話し合いに積極的に参加する。	c. 新しい環境や人間関係に適應する。	c. 新しい環境や人間関係をいかす。
ゆ	d. 異年齢集団の活動にすすんで参加し、役割と責任を果たす。	d. チームで活動するときに、自分がどのような役割を果たすべきかわかる。	d. 世代の異なる多様な人との関わりを積極的にもち、意見を伝え合いながら豊かな人間関係を築く。
ゆ	e. 相手の話しやすい環境をつくり、相手の意見を引き出す。	e. リーダーとフォロワーの立場を理解し、チームを組んで互いに支え合いながら活動する。	e. リーダーを中心にそれぞれの個性をいかし、役割を果たし、支え合いながら、目的に向かって協調・協力して活動する。
ろ	f. 自分の長所や欠点に気づき、自分らしさを発揮する。	f. 目的に向かって、積極的に活動し、周囲の人と協力しながら集団をまとめる。	f. 目的に向かって、積極的に活動し、周囲の人の個性をいかした役割を任せるなど、互いに信頼し合いながら集団をまとめる。
ろ	g. 自分の意見を整理し、相手にわかりやすく伝える。	g. 自分の良さを理解し伸ばしながら、学校や社会の中で積極的にいかす。	g. 学校や社会の中で、自分の個性をふまえ、自己がめざす進路をみつめる。
は	g. 自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む。	f. さまざまな体験活動を通して、自尊感情（自己肯定感・自己有用感）を高める。	f. 自分の存在が周りの多くの人に支えられ、多くの人を支えていることを自覚し、自尊感情と社会貢献の意識を高める。
に	h. してはいけないことがわかり、自制する。	g. 自分の考えを的確に伝えることで、自己の存在に自信をもつ。	g. 学校や社会の中で、自分のよさをいかし、多くの人と関わりながらさまざまな活動に主体的に取り組む。
は	i. 悩みや葛藤を周りの人に相談する。	h. 自分が果たすべき役割について認識を深め、他者を思いやり、行動する。	h. 思いどおりにいかないことに直面したときに、冷静に受け止め、解決する方法を考え、実践する。
せ	i. 過去の失敗をいかしながら行動する。	h. 思いどおりにいかないことに直面したときに、冷静に受け止め、解決する方法を考え、実践する。	i. 過去の経験や他者からのアドバイスをいかしながら、ストレスを適切に解消する。
せ	j. 課題解決に必要な情報を取捨選択し、まとめたことを発表する。	i. ストレスを成長の過程と前向きにとらえる。	i. 過去の経験や他者からのアドバイスをいかしながら、ストレスを適切に解消する。
せ	k. 地域よさと課題を理解する。	j. 他者からのアドバイスをすすんでもらい、自分の行動にいかす。	j. 身近な地域や社会の課題を解決するための情報を収集、整理をし、積極的に広報する。
あ	l. 友達と共に課題の原因を追究する。	k. 身近な地域課題を解決するための情報を収集、まとめ、共有をし、課題について共通認識をもつ。	k. 地域課題について、地域で求められる解決方法を考える。
あ	m. 学校生活や学習上の課題を見つける。	k. 地域課題について、自分たちなりの解決方法を考える。	l. 経験に基づき課題の原因や解決策を追究する。
あ	n. 見通しをもって行動する。	l. 経験に基づき課題の原因や解決策を追究する。	m. 多くの価値観にふれ、物事をもう一度見直す。
あ	o. 自己の役割を責任をもって果たす。	m. 多くの価値観にふれ、物事をもう一度見直す。	n. 目標を明確にし、達成するために逆算しながら計画を立てる。
あ		n. 目標を明確にし、達成するために逆算しながら計画を立てる。	o. 社会の一員としての役割や義務があることを理解し、責任を果たそうとする。
あ		o. 社会の一員としての役割や義務があることを理解し、責任を果たそうとする。	p. ふりかえりを通して今後の生活や活動へいかすための改善策を考える。
あ		p. ふりかえりを通して今後の生活や活動へいかすための改善策を考える。	q. 学校生活や様々な体験活動によって学んだことを社会生活と結びつけ、よりよい社会の実現を目指す。
あ	q. 社会生活にはいろいろな役割があることがわかる。	q. 学校生活や様々な体験活動によって学んだことを社会生活と結びつけ、よりよい社会の実現を目指す。	q. 学校生活や様々な体験活動によって学んだことと社会生活とのつながりを理解し、よりよい社会の実現を目指す。
あ	q. 体験学習などを通して、働くことの大切さや苦労がわかる。	r. 学校内外の人との関わりから、多くの価値観にふれ、多様な生き方があることに気づく。	r. 学校内外の人との関わりから、多くの価値観にふれ、多様な生き方（働き方、職業、進路、暮らし方）の選択肢があることを知る。
あ	r. 身近な産業、職業の様子やその変化がわかる。	s. 自身の興味・関心から自己の将来を描く。	s. 自己の興味関心や適性、能力、経験、学習をふまえた上で、自己の将来の夢を具体的に描き、実現するための目標や計画を立てる。
あ	s. 将来の夢や希望をもち、実現をめざして努力しようとする。	s. 将来の夢や希望を実現する上での課題を見つけ、最良のプロセスを見出す。	t. 自己の将来の夢や目標、計画を基に、明確な理由をもって進路選択、それに基づく教科選択等をする。
あ		t. 自らの適性を理解し、進路について主体的に判断しながら進路決定をする。	

「小学校キャリア教育の手引き<改訂版>」、「中学校キャリア教育の手引き<改訂版>」、「高等学校キャリア教育の手引き」（いずれも文部科学省）

基本理念

プログラム編纂

プログラム／幼児期版

プログラム／小・中学校版

プログラム／高等学校版

共通題材の展開例

資料

3 3つのプログラム

本プログラムは、「小学校・中学校版」「高等学校版」「幼児期版」を集約しています。下に示す表は、3つのプログラムの概要です。

	概要	項目	本書掲載ページ
幼児期版 	キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」のもとになる力について、体系化するとともに、共通題材「雲南の人・もの・こと」一覧表をまとめた。	<ul style="list-style-type: none"> ・『夢』発見プログラム幼児期策定にあたって 24 ・[幼児期]全体構想図 25 ・幼児期に育てたい力（シート①） 26 ・市内すべての幼稚園・保育所(園)・認定こども園で取り組む共通題材（例）（シート②） 28 ・幼児期版イメージ図 30 	
小学校・中学校版 	育成する力「基礎的・汎用的能力」を体系化するとともに、共通題材「雲南の人・もの・こと」一覧表を中学校区ごとにまとめた。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育が求められる背景（社会の現状と課題） 14 ・『夢』発見プログラムイメージ図 18 ・全体構想図 20 ・育成する力（シート①） 32 ・共通題材（シート②） 34 ・中学校区の共通題材（シート③） 36 ・家庭 地域 子どもへのかかわり 50 ・活用にあたって 52 	
高等学校版 	育成する力「基礎的・汎用的能力」を体系化するとともに、キャリア教育における特色ある活動をまとめた。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育が求められる背景（社会の現状と課題） 14 ・『夢』発見プログラムイメージ図 18 ・全体構想図 20 ・育成する力（シート①） 32 ・共通題材（シート②） 34 ・高等学校のキャリア教育 54 ・活用にあたって（高等学校版） 58 	

第2期 雲南市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月
発行 島根県雲南市
〒699-1392
島根県雲南市木次町里方 521 番地 1
TEL 0854 - 40 - 1044
FAX 0854 - 40 - 1079
編集 雲南市 子ども政策局 子ども政策課

第2期

雲南市 子ども・子育て支援事業計画

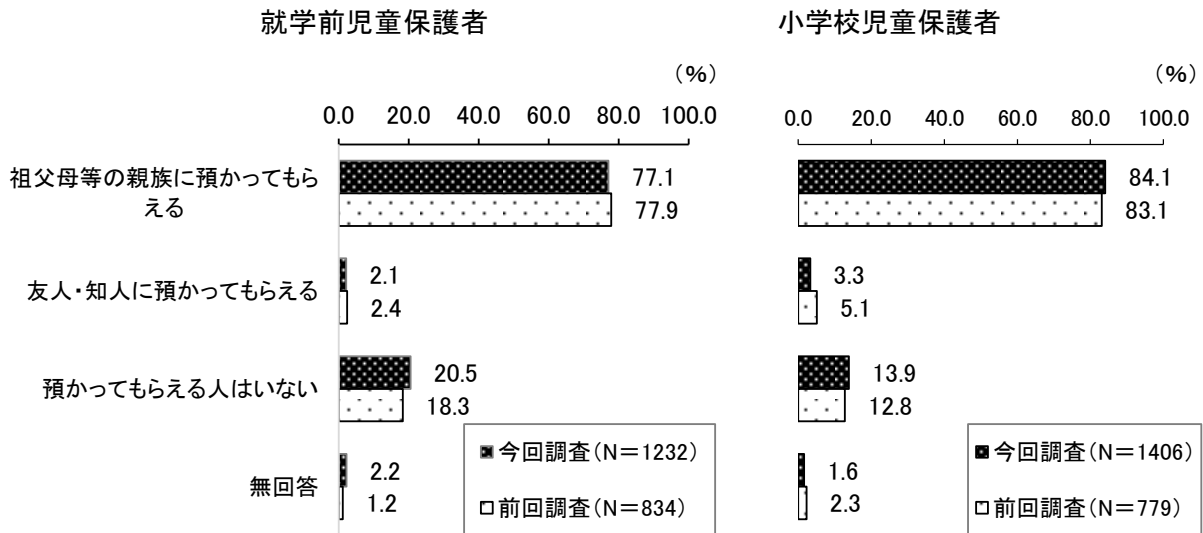
《資料編》

【1】利用意向把握調査（ニーズ調査）の回答	1
1. 親族等からの支援の状況.....	1
2. 保護者の就労状況.....	2
3. 就学前児童の子育て支援施設・事業の利用状況.....	3
4. 子育て支援センターの利用について.....	7
5. 就学前児童の病気やケガ時の対応について.....	7
6. 就学前児童の一時預かり等について.....	8
7. 就学前児童の宿泊を伴う預かりの状況について.....	9
8. 就学前児童の小学校入学後について.....	10
9. 育児休業制度の利用について.....	12
10. 子育て全般について.....	13
【2】関係団体ヒアリング調査回答	17
1. 子育て環境の現状.....	17
2. 子育て環境に関する成果と課題.....	18
3. 地域的な問題点や課題.....	19
4. 保護者の事業に対するニーズ.....	21
5. 子育ての不安や悩み.....	22
6. 運営上の課題.....	23
7. 今後、取り組むべきこと.....	24
8. 児童虐待について.....	26
9. 雲南省の今後の取り組み.....	27
10. 行政に期待する支援策.....	28
11. その他の意見.....	29

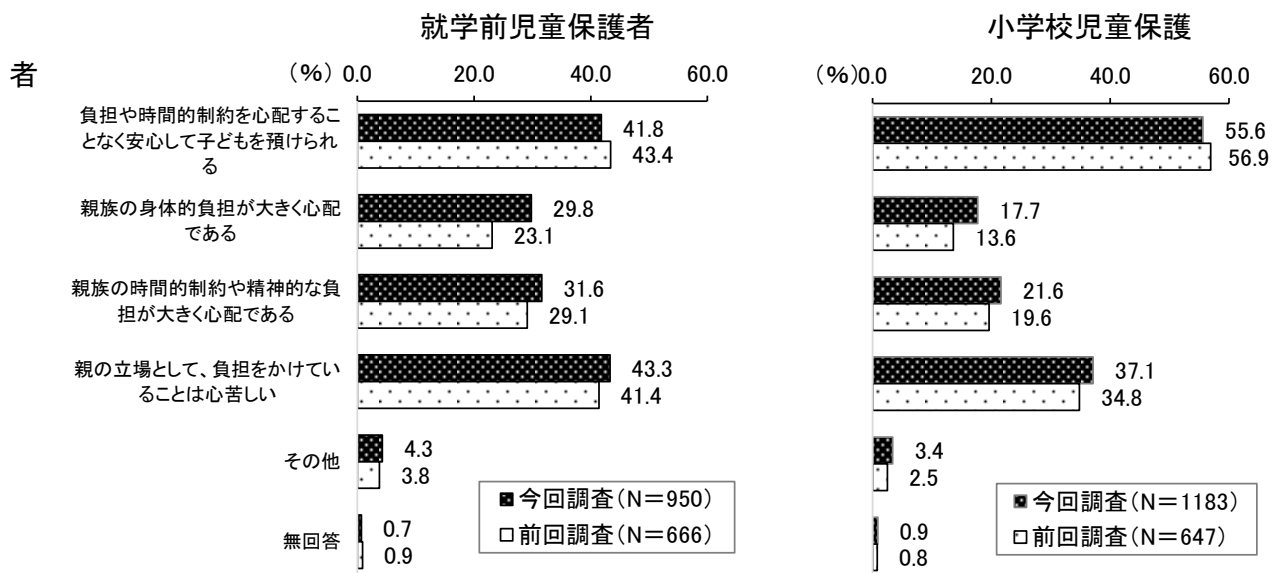
【1】利用意向把握調査(ニーズ調査)の回答

1. 親族等からの支援の状況

就学前児童、小学校児童ともに、日頃は祖父母等の親族に預けられる人が多数を占めていますが、預かってもらえる人がいない家庭も就学前児童で2割程度みられます。



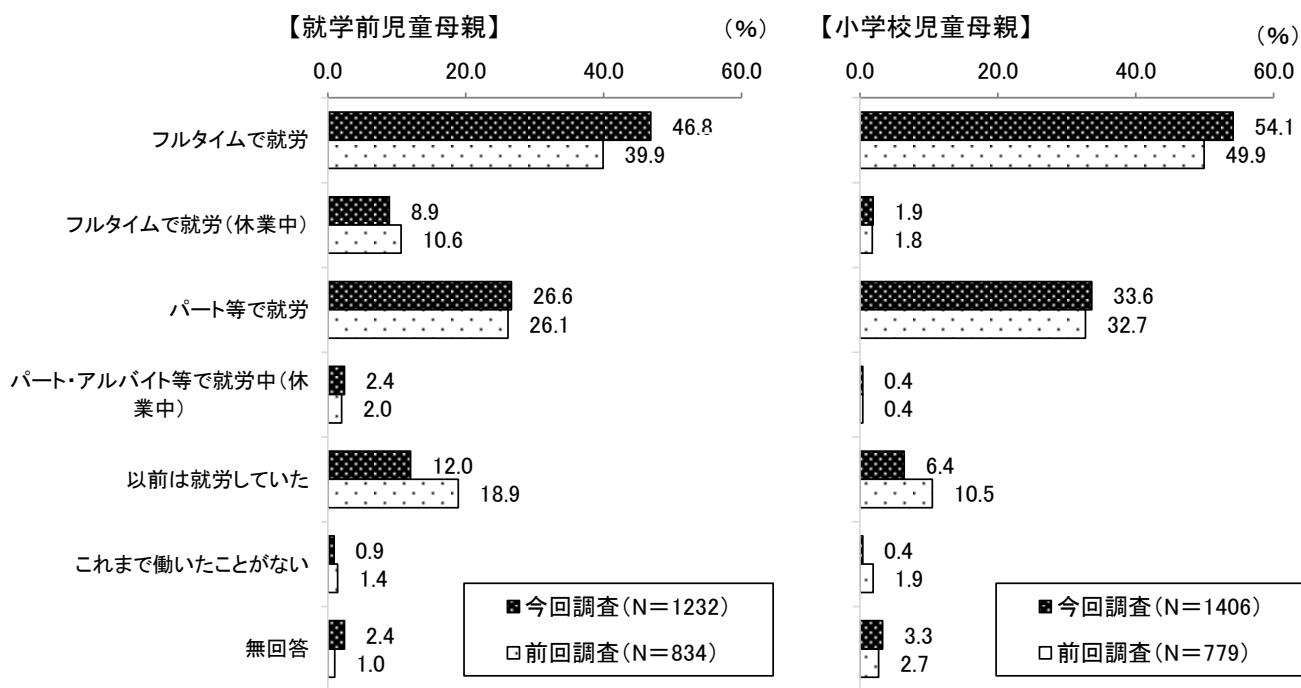
親族に預かってもらっている状況としては「安心して預けられる」回答が多い一方で、親族の身体的負担や時間的・精神的負担を心配する割合も高く、全体的に前回調査よりもやや増加しています。小学校児童になると、就学前児童より親族等の負担を心配する割合は下がりますが、心苦しさを感ずる割合は一定程度あり、増加の傾向にあります。



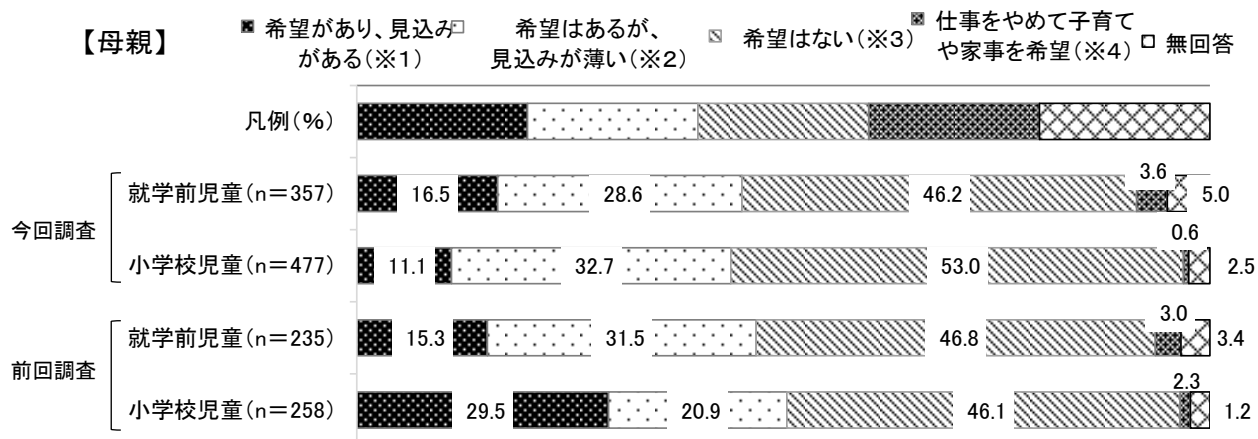
2. 保護者の就労状況

就学前児童の母親の半数以上がフルタイムで就労しており(休業中を含む)、約3割がパートタイムで就労しています。合計で8割以上が現在就労していることになります。小学校児童では就学前児童に比べ母親の就労している割合は9割にのぼっており、子どもの成長に伴い、さらに就労が進んでいます。

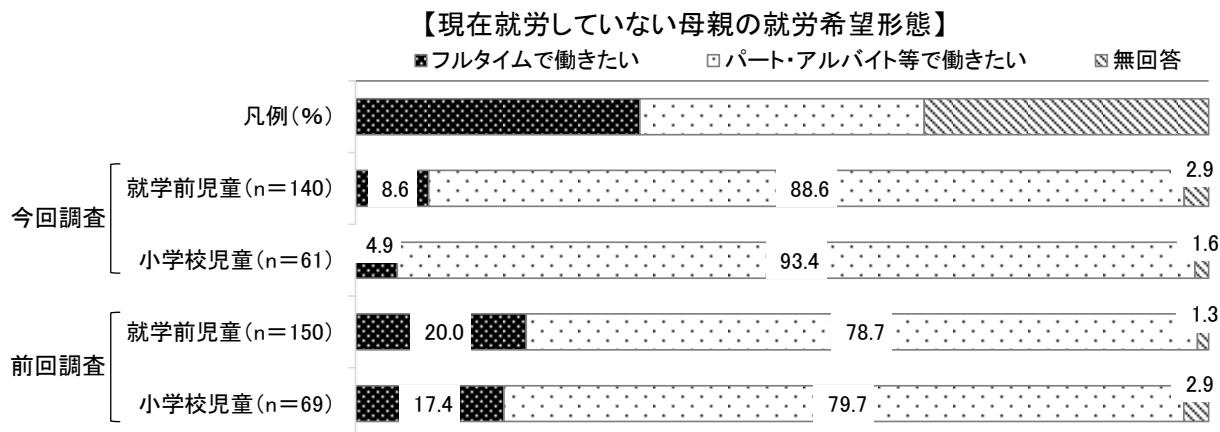
前回調査と比較すると、フルタイム、パート・アルバイト等での就労のいずれにおいても母親の就労は増加しており、子育てをしながら就労する環境が整ってきたことが伺えます。



現在、パート・アルバイトで就労している就学前児童の母親の半数近くが、フルタイムへの転換を希望しています。また、現在、就労していない母親の大半が今後、パート・アルバイトを中心とした就労を希望しています。フルタイムでの就労希望が前回調査よりもやや減少していますが、今後とも、就労環境の整備及び子育て支援の充実が求められます。



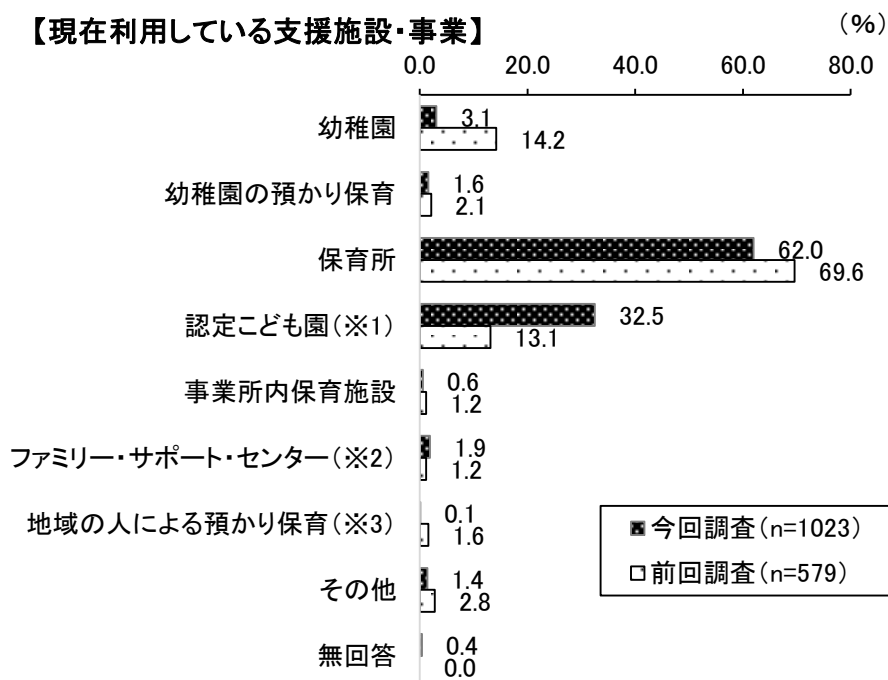
※1 フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
 ※2 フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない(またはわからない)
 ※3 パート・アルバイト等の仕事を続けることを希望している
 ※4 パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい



3. 就学前児童の子育て支援施設・事業の利用状況

就学前児童の8割以上が子育て支援施設や事業を利用しており、前回調査と比較すると、その割合は1割以上の上昇となっており、支援施設・事業が整備された結果が伺えます。(前回:69.5%→今回:83.0%)

そのうち、「保育所」が最も高い割合となっていますが、幼稚園や保育所から認定こども園への移行が進んだことが、利用の割合にも連動しています。特に「幼稚園」の割合は、前回調査から約1割の低下となっています。



※1 加茂幼児園、木次こども園(前回)／加茂こども園、木次こども園、大東こども園、西こども園、海潮こども園、斐伊こども園、三刀屋こども園、吉田保育所(今回)

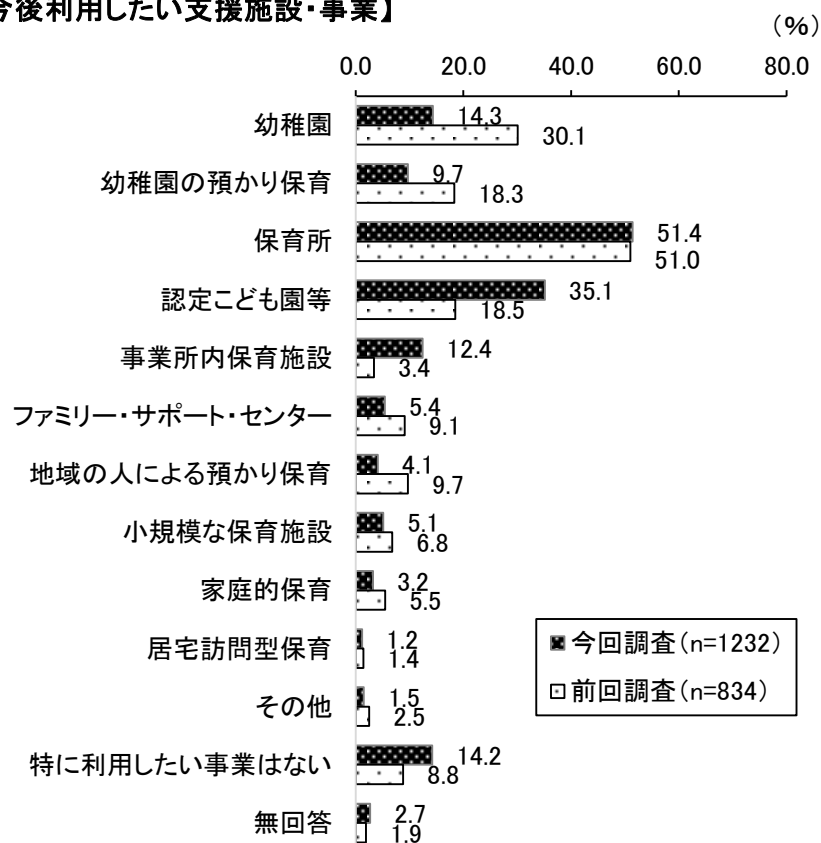
※2 子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業

※3 幼稚園終了後などの地域の人による預かり保育

現在、子育て支援施設を利用している、いないに関わらず、今後の利用希望としては「保育所」が最も高く、51.4%となっています。次いで「認定こども園」が 35.1%であり、前回より大きく割合が上がっています。「事業所内保育施設」は 12.4%ですが、これも前回調査から割合が上昇しており、利用希望者への認知が広まったことが伺えます。

一方で、「幼稚園」は 14.3%ですが、前回調査より大きく割合が下がりました。

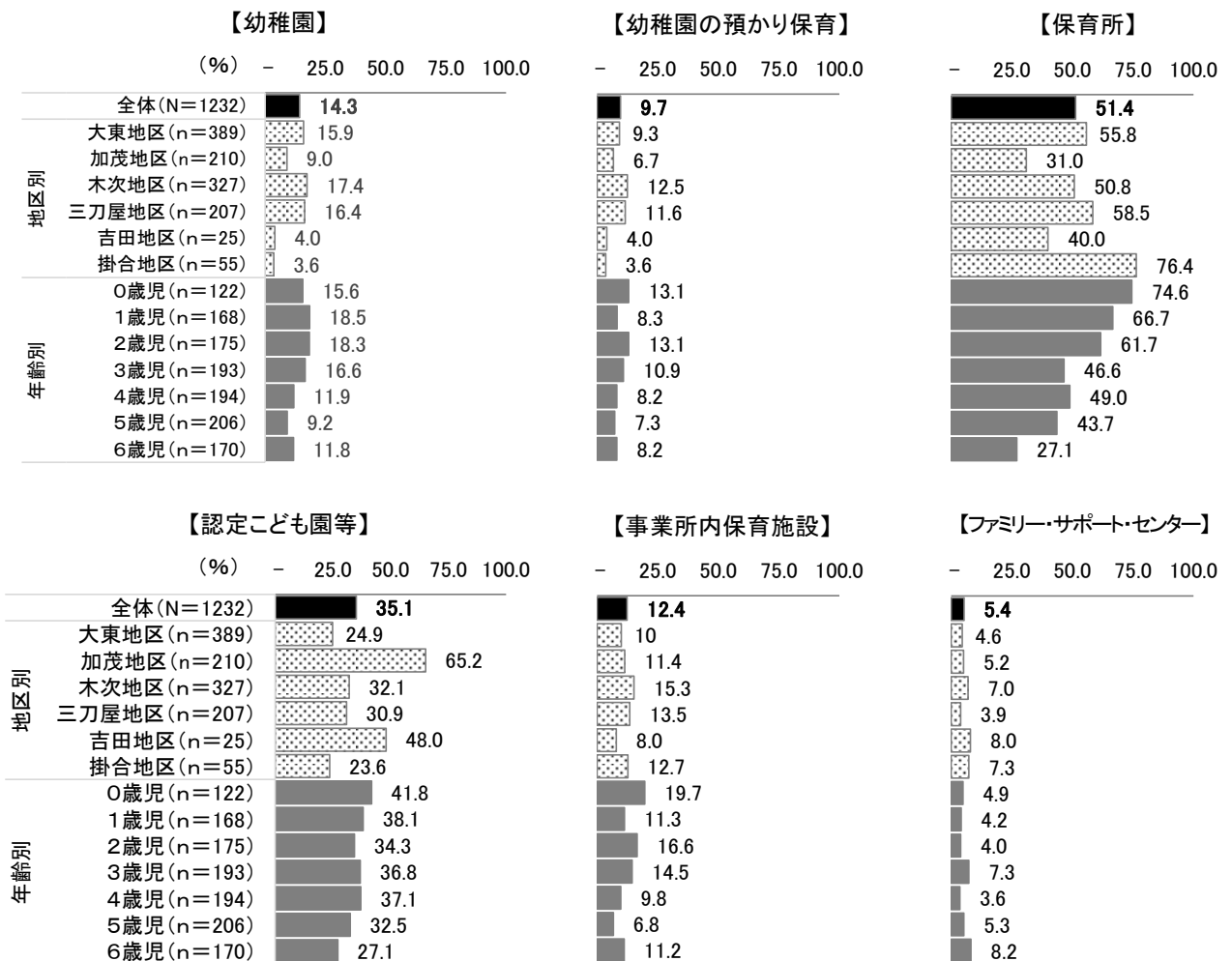
【今後利用したい支援施設・事業】



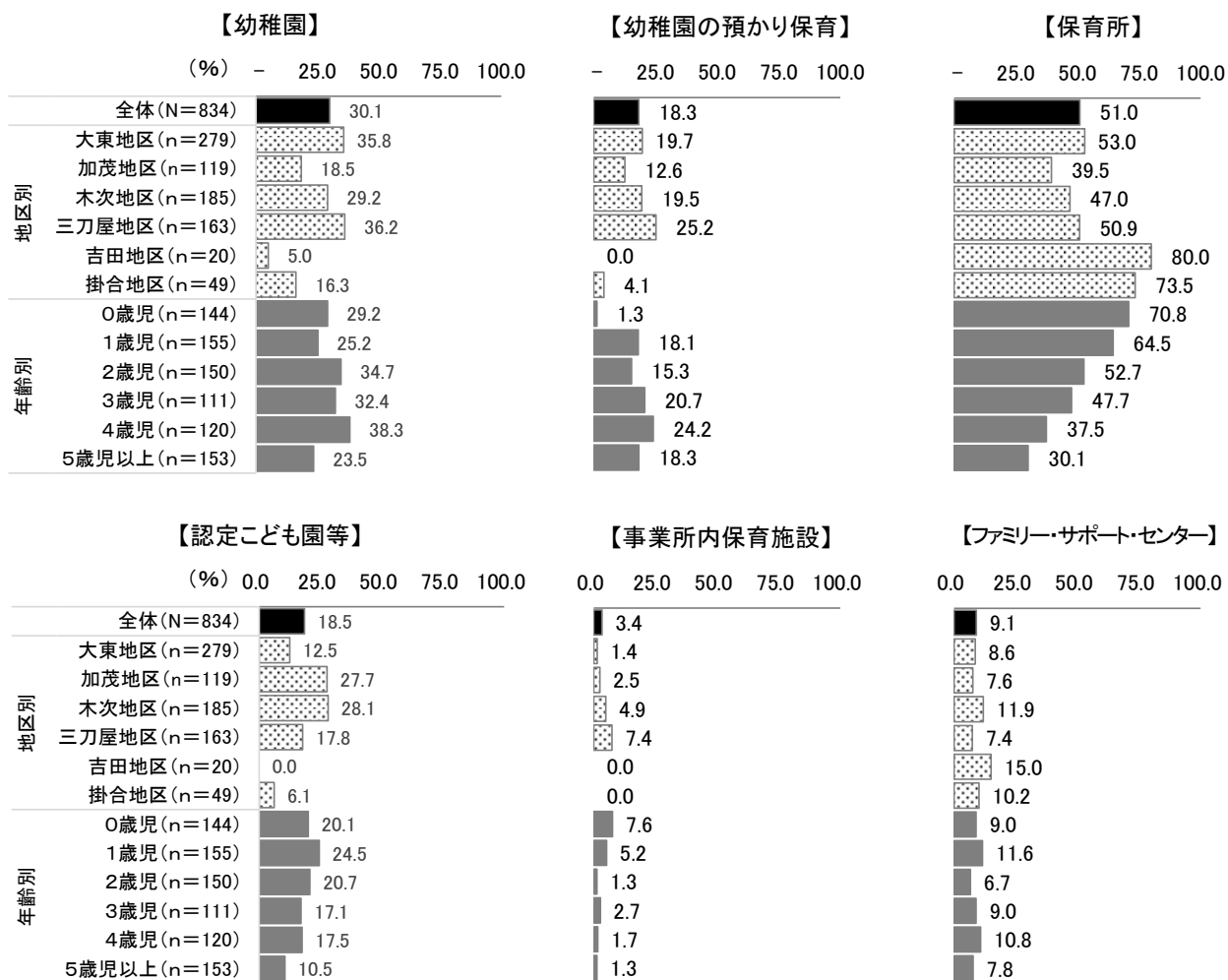
子育て支援施設・事業の今後の利用希望を地区別で見ると、掛合地区では他の地区と比較して「保育所」のニーズが高く、加茂地区や吉田地区では「認定こども園」のニーズが高くなっており、前回調査後に市内各所で認定こども園への移行が進み、これに伴ってニーズが変化していることが伺えます。また、前回調査では「幼稚園の預かり保育」のニーズが18.3%あったのが、今回は9.7%に下がっていることから、一定程度の対応が進んだことが伺えます。

こどもの年齢別にみると、特に「保育所」では、0歳児～2歳児のニーズが高くなっています。また、「認定こども園」では、いずれの年齢でもほぼ同程度のニーズがみられます。

<今回調査結果>



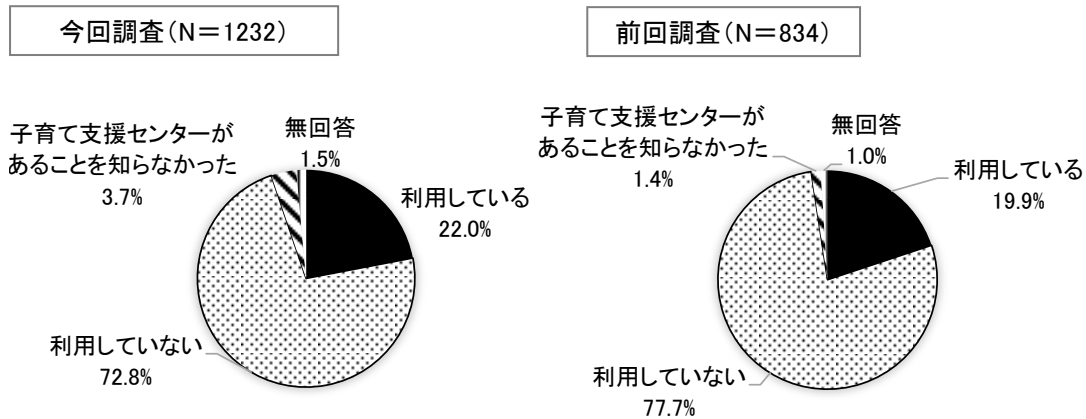
<前回調査結果>



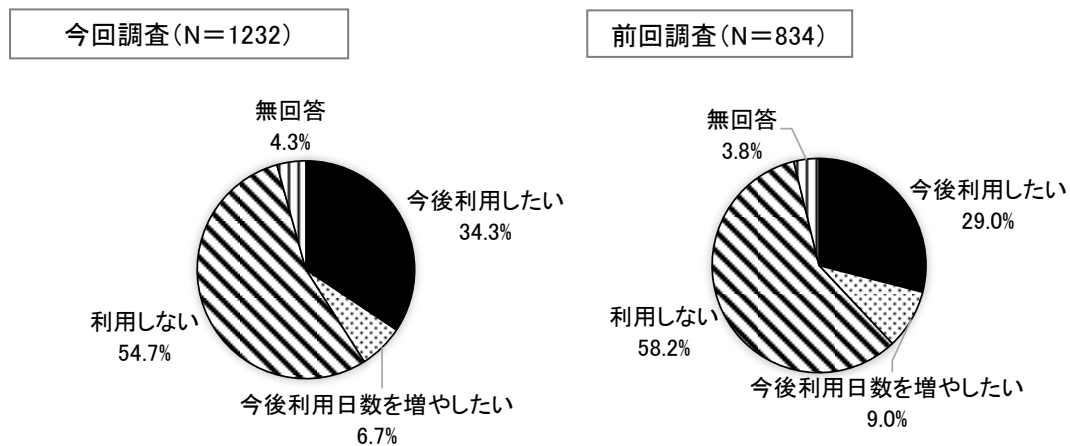
4. 子育て支援センターの利用について

就学前児童における、子育て支援センターの利用は約 2 割 (22.0%) であり、「今後利用したい」という回答は 34.3%、「今後利用日数を増やしたい」が 6.7% で、合わせて約 4 割 (41.0%) が利用を希望しています。前回調査から現在の利用も利用希望も増加しており、継続的な事業の充実が求められています。

【利用状況】

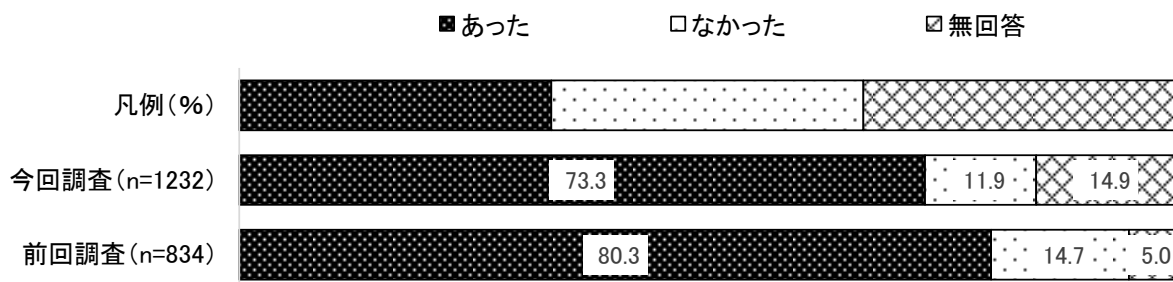


【利用希望】



5. 就学前児童の病気やケガの時の対応について

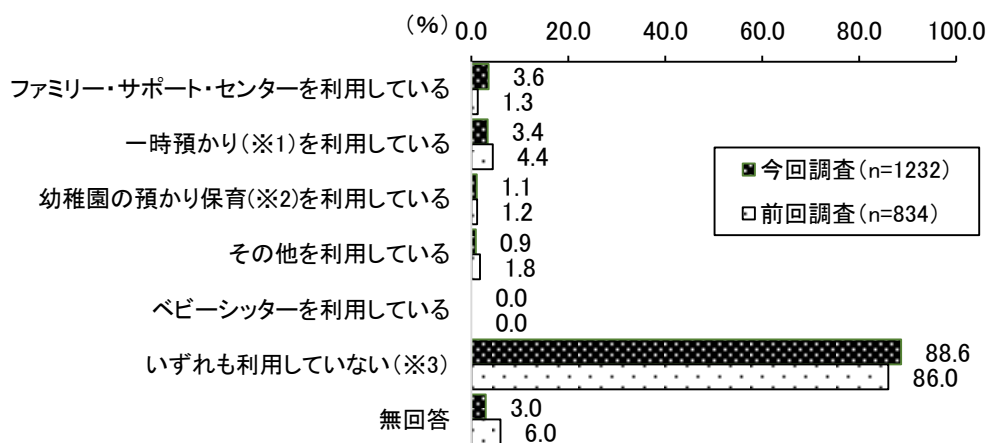
就学前児童の病気やケガで子育て支援施設を利用できなかった割合は 73.3% と高い割合ですが、前回調査 (80.3%) より下がっています。



対応としては、母親が仕事を休んだり、親族・知人にみてもらったりして対処した人が多くなっています。前回調査との比較では、母親が仕事を休んだ割合がやや上昇し(前回:80.2%→今回:84.2%)、親族・知人にみてもらった割合がやや減少しています(前回:63.4%→今回:58.3%)。その時の病児・病後児保育の利用意向については、「病児施設」を利用したいと思った人が22.6%、「病後児施設」が16.4%で、合計で約4割(39.0%)のニーズがみられます。

6. 就学前児童の一時預かり等について

最近1年間に、私用や冠婚葬祭、保護者の通院や突発的な仕事などの理由で利用したことがある事業としては、「ファミリー・サポート・センター」が3.6%、「一時預かり」が3.4%などとなり、「ファミリー・サポート・センター」の利用が、前回調査よりわずかに上昇していますが、大半は「利用していない」と回答しています。

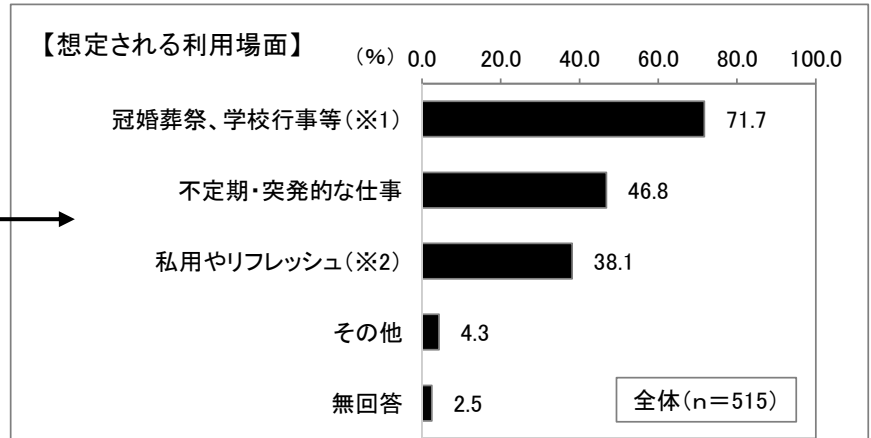
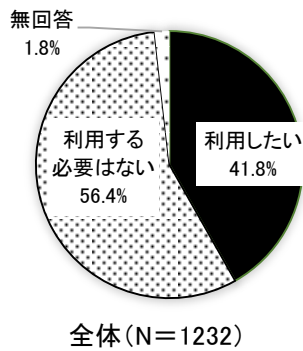


※1 私用など理由を問わず、保育所などで一時的に子どもを保育する事業
 ※2 通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ
 ※3 預けられる親族や知人などがいる

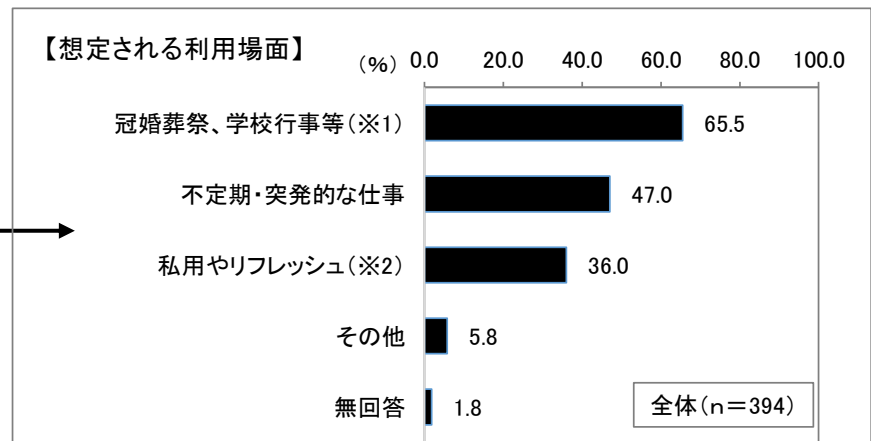
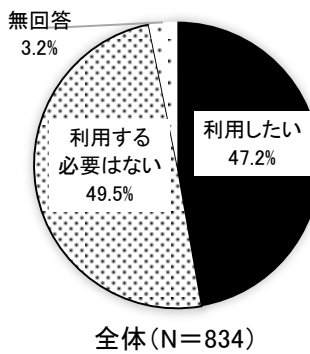
今後の利用希望は41.8%で、「冠婚葬祭・学校行事等」「不定期・突発的な仕事」「私用やリフレッシュ」などが利用場面として想定され、「小児科に併設した施設」「保育所や幼稚園に併設した施設」での利用が希望されています。

一時預かりは、現在の利用率は低いものの、今後の希望は高くなっており、さらなる周知と、より利用しやすい仕組みづくり、それに向けた体制づくりが求められます。

<今回調査>



<前回調査>



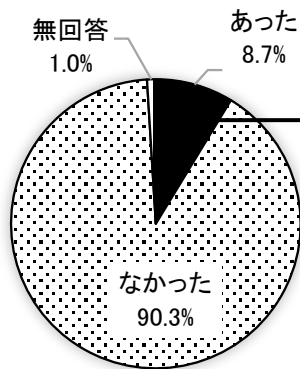
※1 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等

※2 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)やリフレッシュ目的

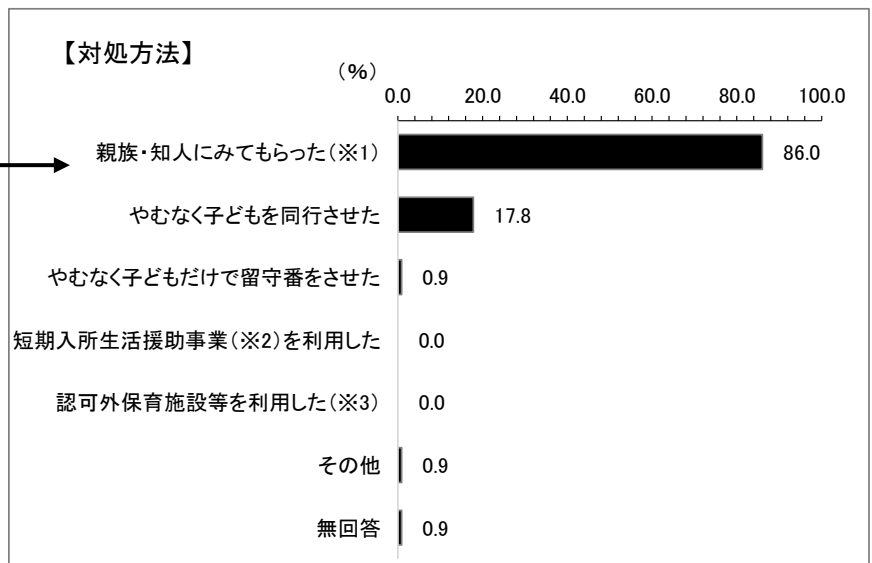
7. 就学前児童の宿泊を伴う預かりの状況について

最近 1 年間に、私用や冠婚葬祭、保護者の通院や突発的な仕事などの理由で、泊まりがけで家族以外の人にみてもらわなければならないことがあった割合は 11.8%で、その時は、親族や知人に子どもをみてもらって対処した人が多数を占めています。前回調査と比較しても、同程度の割合となっています。本市では「ショートステイ」や「トワイライトステイ」は未実施ですが、ニーズや社会動向などを鑑みながら、対応を検討していく必要があります。

<今回調査>



全体 (N=1232)

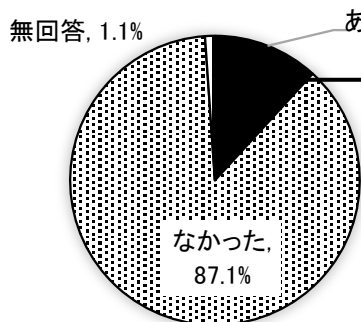


※1 親族・知人(同居者を含む)などに子どもをみてもらった

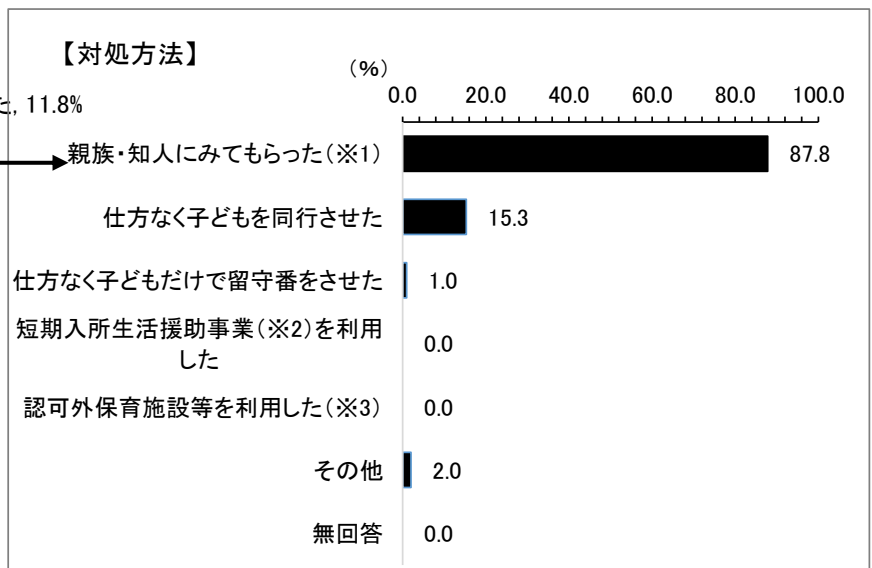
※2 ショートステイ

※3 認可外保育施設、ベビーシッター

<前回調査>



全体 (N=834)

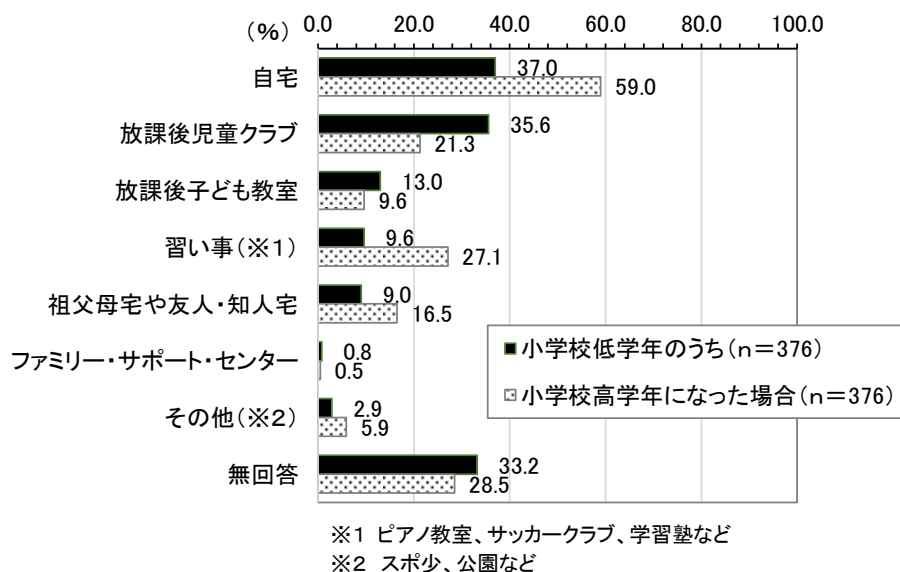


8. 就学前児童の小学校入学後について

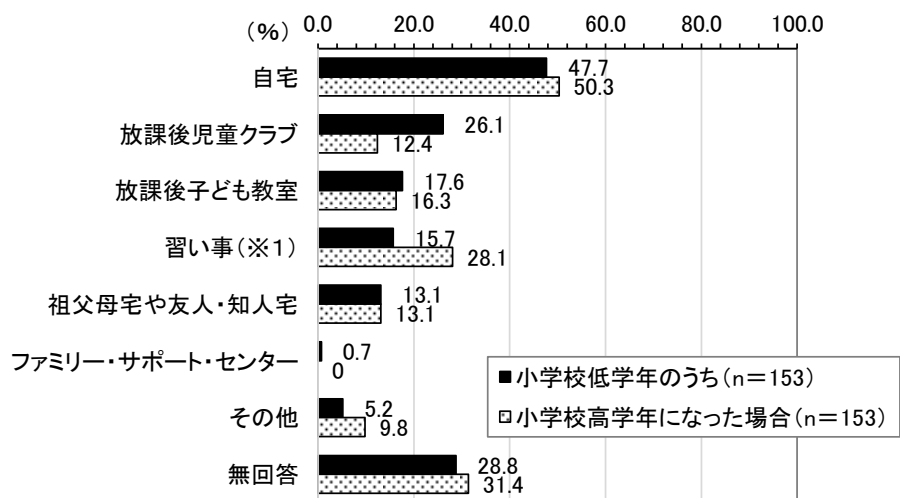
小学校低学年(1~3年生)のうち、自宅に次いで放課後児童クラブで過ごさせたい保護者が多く、前回調査からその割合がやや高くなっており、児童の受入体制が整ったことにより、保護者の利用意向が促されたことが推察されます。

高学年になった場合は、自宅に次いで習い事が中心となっています。

<今回調査>



<前回調査>



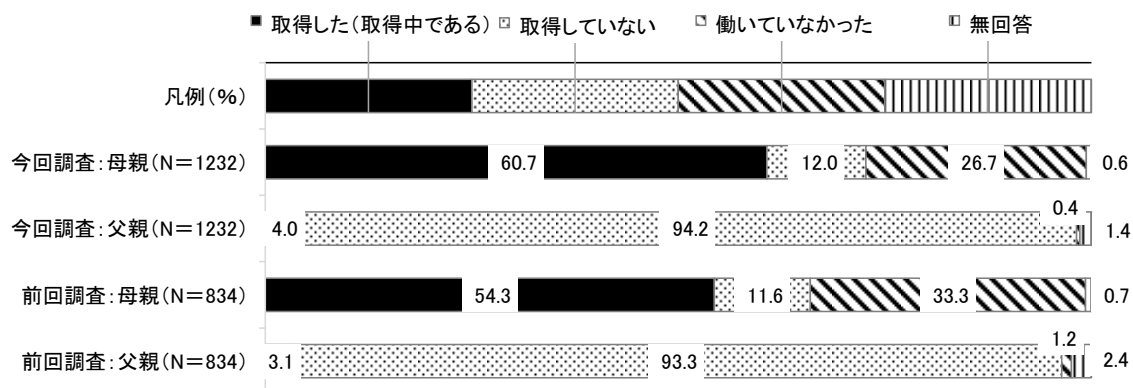
一方、小学校児童における、放課後児童クラブの現在の利用は 26.1%であり、前回調査の 18.5%からやや増加しています。土曜日の利用者は 8.2%ですが、長期休業中の利用は 83.7%と高くなっています。

小学校児童における、「放課後子ども教室」の利用については、現在「利用している」が 20.8%、今後の利用希望が 27.9%であり、いずれも前回調査からやや低くなっています。(前回「利用している」:26.6%、「利用したい」27.9%)

9. 育児休業制度の利用について

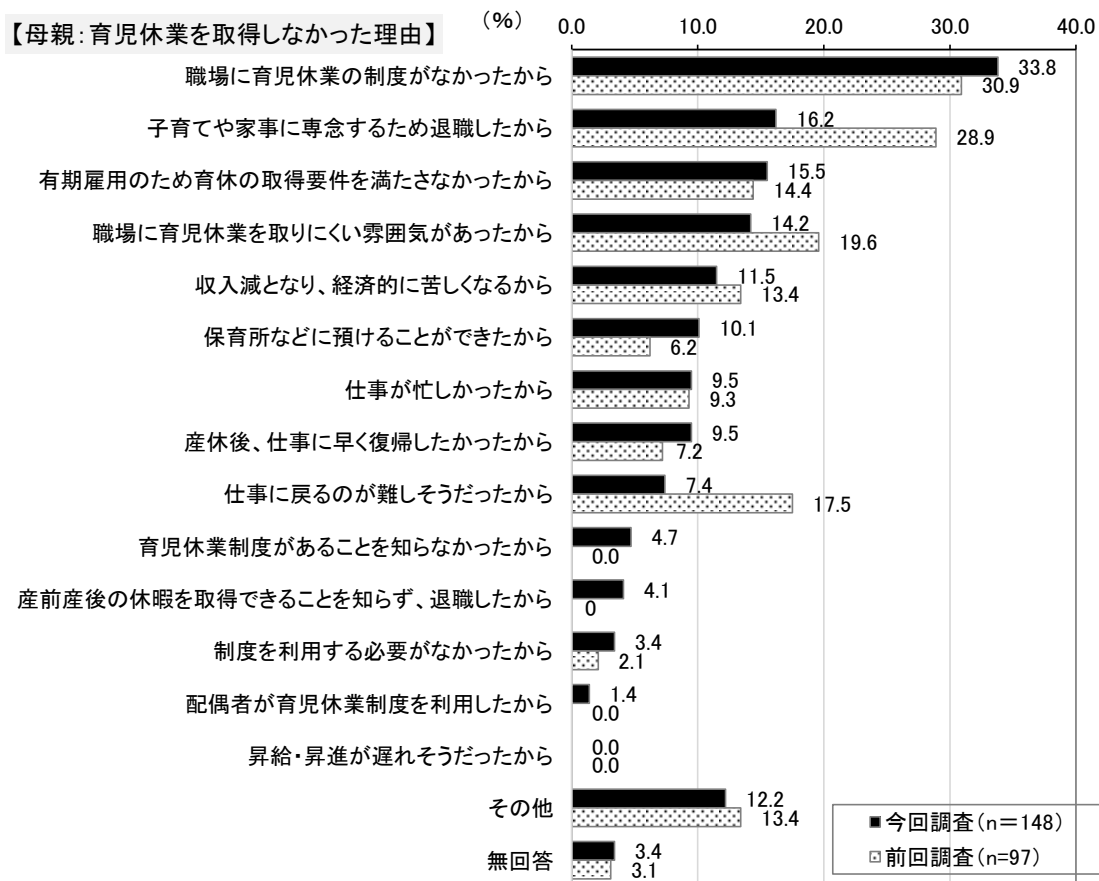
育児休業取得経験は、母親が 60.7%で、前回調査(54.3%)よりやや上昇しています。また、育児休業を取得した母親の 8 割以上が職場復帰しており、同様に前回調査(77.0%)よりその割合が高くなっています。一方、父親の育児休業取得率は 4.0%にとどまっています。

【育児休業取得経験】



育児休業を取得しなかった母親は「職場に制度がなかった」「退職した」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」といった理由をあげています。

前回調査と比較すると、「退職した」「仕事に戻るのが難しそうだった」という理由が減少しており、徐々に職場環境の改善が図られていることが推察されます。今後とも、事業所等への働きかけ等により、育児休業を取得しやすい環境づくりを整えていく取組みが求められます。



10. 子育て全般について

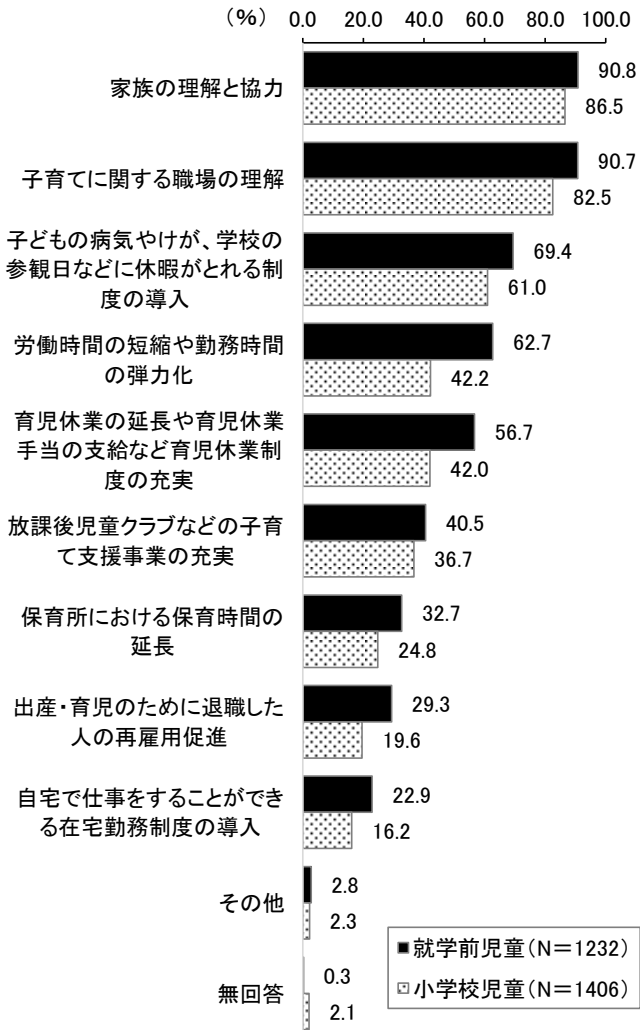
(1) 理想の子ども数について

就学前・小学校児童の保護者ともに、予定の(実際の)子ども数の方が理想の子ども数よりも少なくなっていますが、その理由としては、経済的な負担感、年齢や体質などから妊娠・出産が困難であること、仕事と子育ての両立が難しいこと、そして子育ての心理的・肉体的負担感などがあげられます。

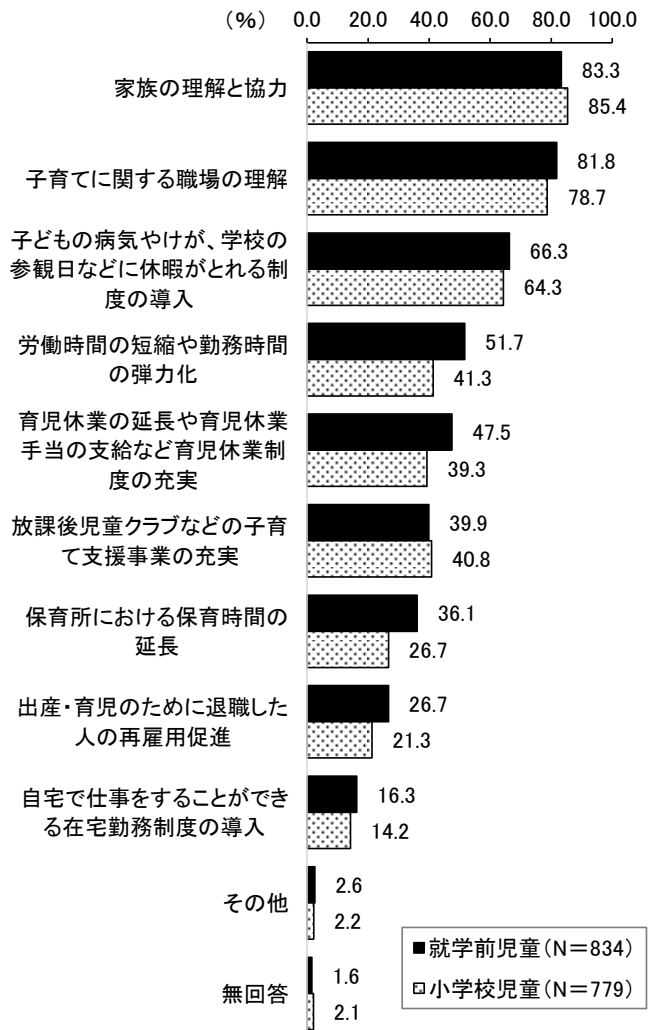
(2) 仕事と子育ての両立について

仕事と子育てを両立させるために「家族の理解と協力」「子育てに関する職場の理解」「子どもが病気やけが、学校の参観日などに休暇がとれる制度の導入」「労働時間の短縮や勤務時間の弾力化」「育児休業の延長や育児休業中の手当の支給など育児休業制度の充実」などが求められています。

<今回調査>



<前回調査>



(3) 子育てに関する悩みについて

就学前児童保護者の悩みは、回答割合の高い順にみると以下の通りです。

「子どもとの時間を十分にとれないこと」(今回:31.7%、前回:36.9%)

「子どもを叱りすぎているような気がする」(今回:29.5%、前回:31.4%)

「食事や栄養に関すること」(今回:27.3%、前回:28.1%)

「育児の方法(しつけなど)がよくわからないこと」(今回:24.2%、前回:27.0%)

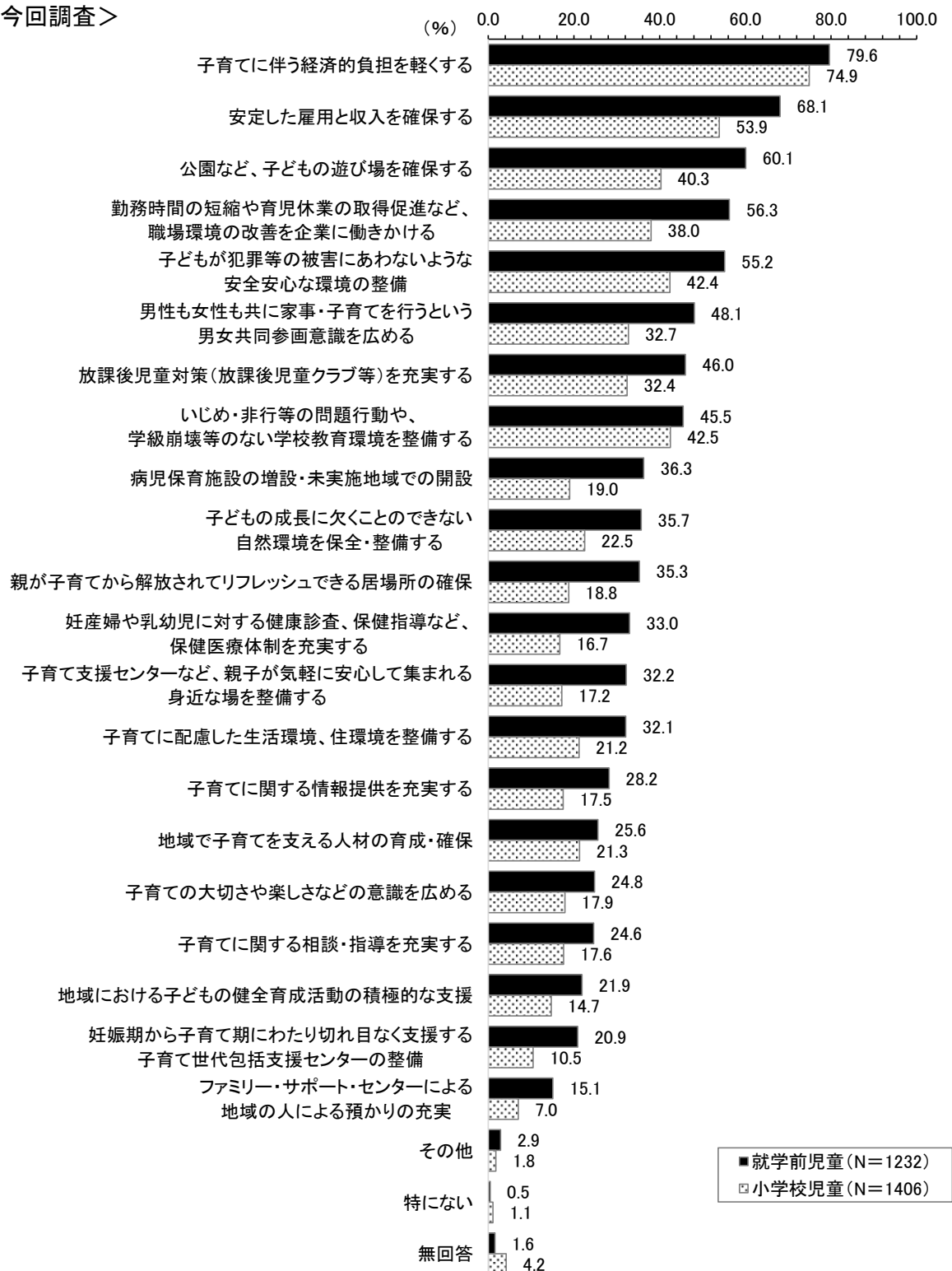
小学校児童保護者の場合は、特に「子どもの教育に関する」と「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関する」ことが、就学前児童を大きく上回っていることが特徴です。

このように、子育てに関する悩みは多岐にわたっています。また、前回調査と比較しても同様の傾向にあり、継続的な取り組みが必要です。

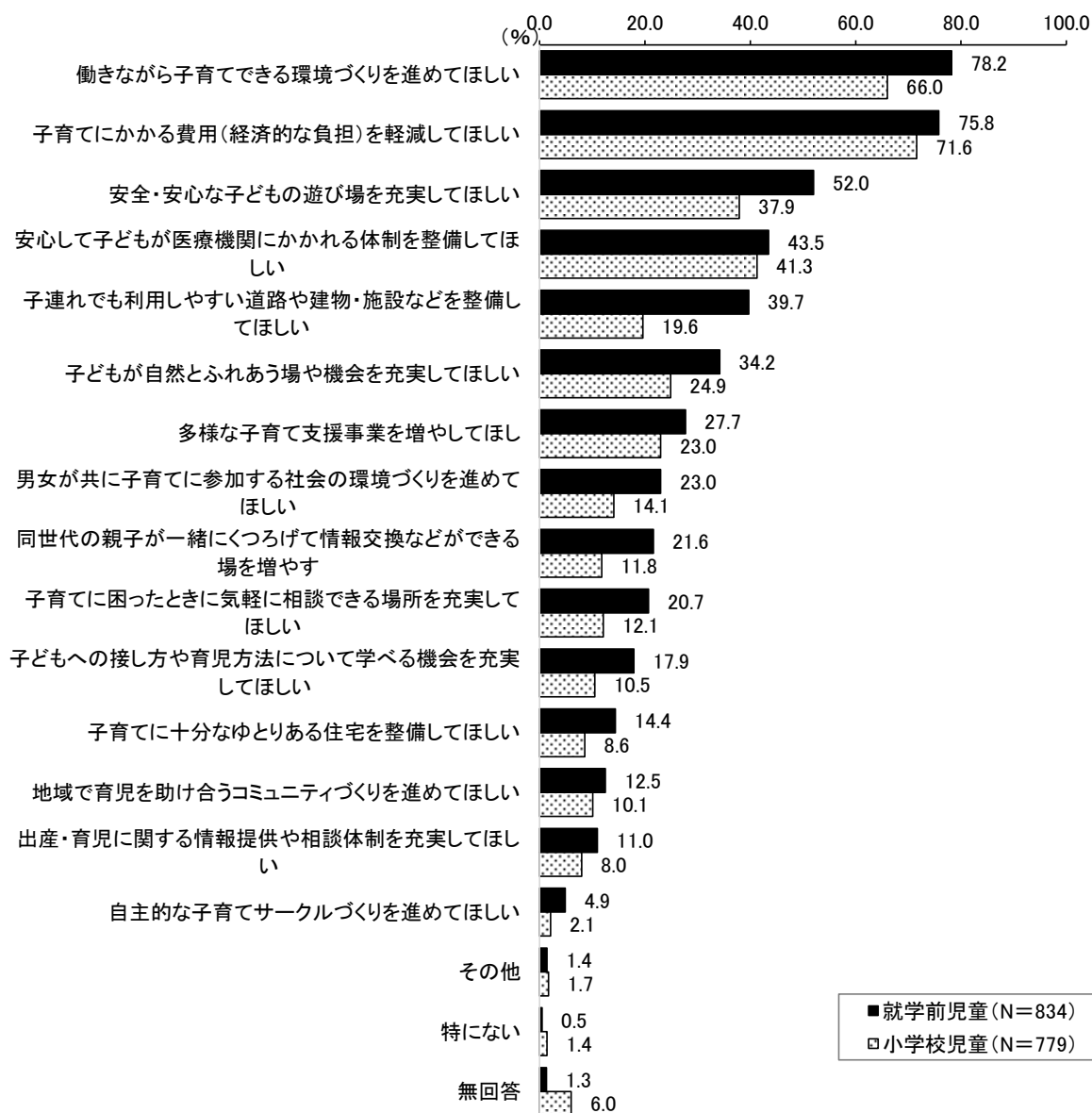
(4) 子育てしやすい社会のため必要と思う支援策

求められる支援策としては、子育てにかかる経済的負担の軽減や収入の確保など、経済的理由が最も多く挙げられました。また、職場環境の改善や、子どもの遊び場の確保や安心安全な環境整備など、地域社会の各場面において、子育てしやすい環境づくりが求められています。

<今回調査>



<前回調査>



【2】関係団体ヒアリング調査回答

1. 子育て環境の現状

【設問】市内の子育て環境について、現状をどのように感じていらっしゃいますか。ご意見・ご感想を自由にお書きください。

<p>保育所・保育園</p>	<p>《就労の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の共働きが増え、就労形態も多様化し、土曜・日曜・祝日の就労も増加。また、早い段階から保育所入所を希望する傾向にある。 <p>《家庭の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祖父母も働いており、かつてのように祖父母が子どもをみる機会が減少。 ・ 母親の就労による多忙さ、少子化、子育て経験不足、子育ての孤立化などにより、家庭での子育てが難しさを増している。 ・ 基本的な生活習慣を身に着けさせる親の意識が希薄化。「子育て支援サービスを買う」という感覚が増えてきている。 <p>《地域の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市外からの移住者、外国の方、シングルマザーも増加しており、子どもたちの支援と共に、保護者支援も求められている。 ・ 住宅団地の造成が進んだことで、市営のアパートや住宅へ入居する若い世代が増加。三世代同居が減少。
<p>認定こども園</p>	<p>《地域の特性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境が豊かで、地域の方も協力的。 <p>《園児の減少》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近では保育ニーズが高く、幼稚園の存在が薄れている。幼稚園や幼稚園型認定こども園は園児が減少。 <p>《保護者支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援が必要になっている。
<p>幼稚園</p>	<p>《子育て支援のための多様な環境整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が子どもを施設に「預ける」選択肢は多様化し、環境は整ってきた。 ・ 保護者は土曜・早朝・延長保育を求めているが、対応できる職員数が確保できていない。 ・ 幼稚園では0～2歳児の受け入れがないこと、これに伴う兄弟との関係により、入園児が減少。
<p>子育て支援センター</p>	<p>《子どもへの支援の必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てする親や家庭に対しては支援が充実しているが、子ども自身への直接の支援、子どもに関われる取組みは不十分。 ・ メディアの発達が生徒に与える影響が心配される。 ・ 幼稚園児の減少。核家族化の進行。
<p>放課後児童クラブ</p>	<p>《社会環境・家庭環境の変化と対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核家族の増加、遊び場の減少、テレビやゲームに依存する子どもの増加など

	<p>どにより、学童保育の必要性が一層重要になっていると感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の就労が進み、祖父母も就労や高齢化、自らの時間を楽しみたいなど、今後一層子育て支援の必要性が増すと思われる。 ・ 世帯構成の変化や保護者の共働き、核家族化など子育て家庭の変化には政策を含め対応が進みつつあると感じる。その反面、子育て環境・子どもの育つ環境が画一化されているのではないかと感じることもある。
--	---

2. 子育て環境に関する成果と課題

【設問】この 5 年くらいの中での「子育て環境について良くなった点」や「課題」など、ご意見・ご感想を自由にお聞かせください。

①良くなった点

保育所・保育園	<p>《子育て支援施設・事業など環境整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料軽減や医療費の無償化、子育て支援センターの充実、平日・土曜日とも保育時間の延長、一時預かりなど、保護者ニーズに合わせた支援が充実し、利用者も増えた。 ・ 保育所への看護師の常駐により、保護者の安心感が高まった。 ・ 子育て支援施設が充実し、気軽に相談できる場所や機関が整った。 ・ 市内中心部では、子育て支援機関が充実し、市外への流出に歯止めの役割を果たしているのではないかと感じる。
認定こども園	<p>《専任園長の配置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校との兼務園長が解消され、園長が現場で対応することが可能になった。また、教育に関して意識が高まっている。
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所が増加し、幼稚園の預かり保育がスタートするなど、子育て支援が充実した。
子育て支援センター	<p>《社会環境の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路整備により出かけやすくなったこと、子どもに関わる支援機関が設置されたこと、医療費・保育料補助が充実するなど、環境が整備された。 ・ 松江市や出雲市と比べて、雲南市は施設やイベントが多様であり、保育所への入所など、子育てしやすい環境が整っている。 <p>《子育て支援センターの充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターは年々良くなり、利用者も増加。地域を越えて参加している。親同士のつながりは増えているように感じる。 ・ 子どもの利用年齢がかつては 2～3 歳が中心だったのが 1 歳未満中心に変化した。保育所入所年齢が下がったためと思われる。
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策・制度を含め保育サービスが充実し、安心して子育てと生活が両立する環境が整いつつある。保育サービスが不可欠な存在になっている。
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターの場所を利用できることにより、ファミリー・サポート・センター事業の利用が増えている。

②課題

保育所・保育園	<p>《保護者への子育て支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園での預かりが充実する一方で、親が子どもと触れ合う時間、遊べる活動を工夫する必要がある。保育所や子育て支援センターに頼りすぎる傾向になっている。 ・ 制度や事業を利用できない人や家から出にくい人へのフォローが必要。 <p>《保育所等への入所及び運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が育休を取得できない職場環境がある。また、0歳から預けなければ入所できないという理由から、0歳で保育所に預ける傾向にある。 ・ 一時保育は利用が多いが、通常入所児への影響やスタッフ配置など対応が求められる。 ・ 山間部では、保育所や認定こども園などの維持が困難になっている。
認定こども園	<p>《0～2歳児の預かり希望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園は増えつつあるが、0歳～2歳児の預かりができないなど、保護者のニーズに十分に対応できていない。 <p>《家庭の養育力低下》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における子育ての養育力が低下している。
幼稚園	<p>《保護者の安定へのサポート》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者自身が不安を除いて安定することが重要であり、保護者の話し相手・相談相手としての役割も大きくなった。
子育て支援センター	<p>《総合的な支援の必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の枠でとらえると対処できない個々のケースが生じている。 ・ 医療機関の充実が求められている。
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育サービスが不十分な地域や、サービスが行き届かない世帯が子育てに困難さを抱える環境にもなっている。 ・ 以前より、緊急時連絡・見守り用の携帯を持っている子どもが増えた。
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用はあるが、限られており、情報提供が必要。

3. 地域的な問題点や課題

【設問】貴施設が所在する地域のことについておうかがいします。地理的条件、人口の動き、少子高齢化、交通事情その他の社会的条件等、教育・保育事業を進めるにあたっての地域的な問題点や困っていること、また課題などはどのようなことですか。

保育所・保育園	<p>《保育所・幼稚園・認定こども園等の入所や選択について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所に年齢制限があると、兄弟が同じ施設に入れないことが生じる。斐伊地区は職場・交通・児童クラブ・保育所なども集積しており、一か所にまとめた園ができると、安心して入所いただけるのではないかと。 ・ 保育所のニーズは高まっている一方で、幼稚園・幼稚園型認定こども園では
---------	---

	<p>園児が減少している。幼稚園の良さ、保育所の良さを明確にした選択肢を保護者に提示する方がよいのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市外(松江市)からも入所の希望があり、受け入れてほしい。 <p>《地域を活かした保育》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域との交流を大事にしており、地域の方に協力いただいているが、職員の負担とのバランスを取りながらやっていきたい。 ・ 耕作放棄地や管理が行き届かない野山が増え、散歩コースが減少。
認定こども園	<p>《幼稚園・幼稚園型認定こども園の選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳～2歳児の預かりができない幼稚園や認定こども園は、保護者の就労に加え、兄弟が別々の園になるため、入園児が少なくなる。
幼稚園	<p>《幼稚園入園児の減少》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の幼稚園や小学校が小規模で子どもが少ないことから、市の中心部にアパートを借りて保育所を選択する保護者もいる。 ・ 少子化、保護者の仕事の都合により、幼稚園の園児数は減少している。
子育て支援センター	<p>《核家族化の進行、母親の就労促進による保育ニーズの高まり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯分離や核家族化が進み、家庭で子育てに関わる大人が少なくなる。 ・ 母親の就労率が上昇し、保育ニーズが高まり、保護者の時間的ゆとりが減少。そのため、親同士、地域でのつながりが希薄になりがち。 <p>《子育て支援センターの利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターは、車で行きやすく、遊べる環境が整っているので、利用者には喜ばれている。 ・ 逆に、少子化の進む地域では、子育て支援センターの利用は減少している。しかし、相談など重要な窓口となっており、必要な機能。
放課後児童クラブ	<p>《立地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の授業数の増加や送迎時間などにより、施設での滞在時間が減少。 ・ 学校が近く、親も安心。 <p>《長期休暇中に利用が集中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共働き家庭の増加もあり、夏休みに利用が集中。学校児童の減少によりPTAも減少して監視のローテーションが十分に回せず、学校プール開放日が減少。 <p>《既存施設を利用した学童保育事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の子どもの人数などを考慮して施設に投資しづらく、既存施設の活用にとどまっている。併設する施設利用の駐車場など安全面で課題。
ファミリー・サポート・センター	<p>《施設を活用した預かり利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木次子育て支援センターを利用した預かりが増加。家庭でみるより安心。 <p>《援助会員不足による対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 援助会員が少ないため、保育所や児童クラブの職員が個人的に援助会員として対応。

病児・病後児保育室	・ 認知度が低く、利用する人が限られている。また、新しいサービス利用に不安を感じる保護者もあるようだ。
-----------	---

4. 保護者の事業に対するニーズ

【設問】保護者の事業に対するニーズ(施設や事業に対する要望等)についておうかがいします。保護者は貴施設に対して、どのようなことを求めていますか。また、ニーズに対してどのように対処していますか。

保育所・保育園	<p>《子どもの様子を伝えてほしい》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症やケガには迅速に対応している。また、便り等で細やかに情報発信している。送迎時に担任から子どもの様子について伝達している。 ・ 発達にあわせて体験、学びを提供し、個別の連絡帳で保護者に伝える。 <p>《求める子ども像の共感》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の方針に共感、協力いただいている。 <p>《安全・安心な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園舎の床のささくれが刺さって危ないので、張替えを希望。 ・ 施設が老朽化しており、人数に対して部屋も狭い。 <p>《保護者活動の負担軽減》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA行事として実施している園庭の草取りの負担を訴える保護者もいる。 <p>《子どものしつけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものしつけ、基本的習慣に関することを園に求める傾向が強くなっており、要望が多い。面談やアドバイスにより、親と保育園と一緒に子育てするよう働きかけている。
認定こども園	<p>《0～2歳児、延長保育、土曜保育》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育時間、土曜保育についても充実しており、ニーズに応えている。 ・ 0歳～2歳児の保育、土曜保育について、要望が多い。 <p>《質の高い教育保育》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園のような質の高い教育保育を期待。 ・ 異年齢との関わり、小規模園の良さを活かした意図的、計画的な保育。 ・ 私立園で実施するような教育課程外のサービス導入。これに対して、運動遊びや園外活動を充実し、園だよりなどで取組みを保護者へ情報発信。
幼稚園	<p>《預かり時間の延長、年齢の引き下げ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園化による18時までの預かり、長期休暇中の預かり。 ・ 現在は3歳～5歳児の預かりだが、3歳未満児の預かり。 ・ 保護者のニーズと子どもの育ちとの不一致。
子育て支援センター	<p>《子育て支援センター利用者のニーズ・利用動機》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てのノウハウを学びたい。(ベビーマッサージ、育児、遊び方、離乳食、歯のケアなど) ・ 安らぎの場。親子で安心して過ごせる場所。リフレッシュ。(ママ友。) ・ 同年齢の子どもと過ごしている自分の子どもを見たい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭ではできない遊びの提供。 ・ 相談受付。 <p>《土曜日開所・一時預かり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日開所や一時預かりの希望がある。⇒土曜日については代替施設を紹介し、一時預かりについては代替策で対応。 ・ 土曜日の午後開所を一昨年からスタートしており、利用者から喜ばれている。日曜日の要望があるが、職員対応が難しい。
放課後児童クラブ	<p>《遊びの充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後、家ではテレビやゲームばかりするので、学童で体を動かす遊びをしてほしいという希望がある。保護者からは理解いただいており、外で元気に遊ぶことを喜んでもらっている。 ・ テレビを見せないでほしいという要望があった。⇒外遊びや絵本の読み聞かせ、カードゲーム遊びなどを行っている。 <p>《長期休暇中の開所前預かり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休みなど、開所時間前からの預かりを希望される。その際は、スタッフを配置して対応。
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所に入れない現状の人が利用。料金が高いので短時間利用。 ・ さくら教室の送迎は喜んでいただいている。
病児・病後児保育室	<p>《病後児保育利用手続きの簡素化(医師の意見書)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病後児保育利用の手続きがハードルになっており、病後児保育利用を勧めても、一般保育を利用し、再発するケースもある。

5. 子育ての不安や悩み

【設問】貴施設の活動において、参加者や利用者から、よく話に出る子育ての悩みや不安としては、どのようなことがありますか。

子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事に関すること。(離乳食。好き嫌い。) ・ 成長・発達のこと。(他の子どもとの比較。特に第1子の悩みが深い。) ・ 家族関係。(嫁姑問題。祖父母との考え方の違い。) ・ 就業に向けて、保育所への入所に関すること。 ・ 育児不安、心の悩み。
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブでの悩みはあまり聞かない。 ・ 小学校での悩みや不安を保護者から聞くことがある。 ・ いじめられている、怖がっている相談があった。⇒話し合いをしたり、保護者や担任に伝え見守っている。 ・ 児童クラブ内での友達関係。⇒支援員で情報共有し、見守った結果、仲良く遊ぶようになった。
病児・病後児保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用したくても、料金が高くてやめてしまう。

6. 運営上の課題

【設問】現在、貴園(所)、貴施設における運営上における課題があれば、お聞かせください。また、その課題解決のために、どのような対処が望まれると思いますか。

<p>保育所・保育園</p>	<p>《施設の老朽化対策・拡張の必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数を収容できる大きな部屋を希望。 ・ 地盤沈下しており、床が傾いている。全体的に根本的な対策が必要。 <p>《運営とスタッフ配置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜保育を利用する子どもが増えている。調理師と保育士が出勤すると平日に振替休日となり、そこをパートで対応する。今後、土曜保育が無料になると利用が増えることが予想され、ニーズに応えていくと平日保育に無理が生じるのではと懸念している。 ・ 事務作業が多く、保育士の負担が大きい。それに見合った処遇でもない。 <p>《人材確保と人材の質の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正職員の増加を希望。 ・ 新卒を募集してもなかなか応募がない。中途採用も難しい。 ・ 保育士の1年目が大事。一緒に指導してくれる先輩保育士を付ける余裕のある体制を取りたい。 ・ 人材育成が課題。国の処遇改善Ⅱを活用してエルダー制を導入予定。 ・ 職員同士が親しく楽しめる機会を設け、チームワークを向上させたい。
<p>認定こども園</p>	<p>《土曜保育の対応と職員処遇改善》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜保育の利用者が多く、職員が対応すると普段の保育に支障がある。 ・ 臨時職員の確保のために処遇改善、賃金の見直しが求められる。 <p>《外部行事が多い》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部との行事対応が多く、子どもが主体的に遊ぶ日々の保育が不十分。地域の方とも話し合い、理解を得る必要がある。 <p>《特別支援の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な配慮が必要な子どもが増えている。特別支援の充実が必要。
<p>幼稚園</p>	<p>《少人数による子どもへの影響と保護者負担》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数であることから、子ども同士のかかわりが制限される。子ども数の増加や交流の実施が大切。 ・ 園周辺の環境整備に保護者や地域の協力を得ているが、保護者数が減少し大きな負担になっている。 <p>《代替職員の円滑な確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック配置講師と預かり保育が兼務となっており、預かり保育実施日には担当者が兼務園から移動するため負担が大きい。
<p>子育て支援センター</p>	<p>《利用のしやすい場所の確保と選定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント時など、近くの施設に協力を依頼しているが、理解に乏しい。 <p>《運営費の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人規定で運営すると、委託料が不足する。受託事業の見直しもしくは委託

	料基準の見直しが必要。単独の受託事業では赤字の状況。
放課後児童クラブ	<p>《十分なスペースの確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設が狭く、夏休み期間中の対応に苦慮している。 ・ 雨天時の遊び場スペースがない。 <p>《障がい児対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児を預かっているが、保護者から医師の診断書が出されておらず、助成金の加配を受けることができない状況。 <p>《人材確保・質の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材確保(特に有資格者)が難しい。令和2年度から資格取得が義務付けられており、職員の資格取得を進めている。 ・ 職員がアルバイトベースでなければ運営が成り立ちにくい。そのため、職業として選択できず、職業として成り立たないと質の向上につながらない。 <p>《運営費管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費(委託料)の予算管理と収支決算処理事務が非常に難しい。
ファミリー・サポート・センター	<p>《事業の周知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センター事業を知らない保護者もいる。病院や施設にポスターを掲示して、事業の周知を図る。 <p>《援助会員の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 援助会員が少ない。保育所の職員が会員として登録し、対応している。 ・ 冬季の運転や病気のサポートは難しい。 <p>《予算不足》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算も不足している。
病児・病後児保育室	<p>《職員確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員確保(特に看護師)が必要。ウイルス性の子どもを確保する部屋は整っているが、スタッフがいない状況。

7. 今後、取り組むべきこと

①保育所・保育園、認定こども園、幼稚園

【設問】今後、貴園(所)が子育て支援として積極的に取り組んでいくべき施策や事業は、どのようなことだと思いますか。

保育所・保育園	<p>《保護者ニーズへの対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の改修により部屋を拡充し、保護者の入所不安へ対応が必要。 ・ 保護者と対話し、保護者ニーズへの対応。情報発信。 <p>《保護者と子どもが共に楽しめる活動の提供・保護者支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日・日曜日に、保護者が子どもと一緒に楽しめる親子活動。子どもも親も一緒に楽しめる仕掛けづくり。 ・ 保護者が育児の早期から子育て仲間をつくり、基礎知識を共有できる支援。困りごとを発信できない保護者を支援することも必要。 <p>《保護者支援のスキルアップ》</p>
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士は保護者対応に苦慮している。親に伝える能力、技術が必要。実態に沿った保護者支援が求められる。 <p>《一時保育の提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保育の制限を、月に12日から20日程度に増やせないか。母親の出産や求職活動で必要な子どもへ安定した保育の提供が求められる。 ・ 一時保育受け入れ可能な職員体制。 <p>《病児・病後児保育》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病児・病後児保育受け入れの体制の拡充。ニーズはあると思う。複数園で保育士や看護師のローテーションを工夫すれば可能ではないか。 ・ 需要はあっても利用に至っていないケースが想定され、対応が必要。 <p>《気になる子への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる子が増えており、保護者支援も含めて丁寧な対応が求められる。 <p>《関係機関(他園、小学校、行政等)との連携強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との意見交換やケースの学習、悩みを語り合ったりすることが必要。心配な子は行政に入ってもらふ必要がある。保健師さんの協力など、支援の必要な家庭に対して各機関が連携した対応が求められる。
認定こども園	<p>《保護者支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の子育て支援。相談相手、話し相手として保護者同士のつながりづくり。 <p>《土曜保育の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜保育を実施。給食提供が必要だが、弁当で対応。
幼稚園	<p>《認定こども園化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園化による入園児の確保。 <p>《保護者支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との連携を深め、担任が保護者の悩みを聞いたり、相談にのったりと家庭支援をしていくことも大切。

②子育て支援施設

【設問】貴施設の事業に、もっと多くの子どもや親子に参加してもらうために(または利用してもらうために)どのような取組みが必要と思いますか。

子育て支援センター	<p>《取組みの周知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターの取組みを知ってもらう。保健師さんや母子保健推進員さんの赤ちゃん訪問の際、紹介していただいているので訪ねてくれるお母さんが増えている。定期健診の際にも積極的なアピールが求められる。 <p>《相談・講習》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談受け入れ体制の充実。子育て相談や悩みについて様々な相談がある。栄養や病気など、専門的な栄養士、助産師、歯科衛生士などが定期的に巡回すると利用も増えるのではないか。 ・ 子どもの理解に関わる講習会の充実。
-----------	---

	<p>《開所形態・場所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開所形態の拡充と柔軟化。(多様な曜日、日時での支援活動を可能にする開所形態の整備) ・ 場所の確保と選定。 <p>《総合的な支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業による対象者制限のない総合的な子どもの育ちへの支援。
放課後児童クラブ	<p>《スペース・スタッフの確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ施設の整備・拡充が必要。学年・年齢に応じた過ごし方ができるスペースと対応できるスタッフ確保が必要。
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くに預ける環境(場所)があれば、ニーズが増えると思う。 ・ 利用者と援助会員とで事前打ち合わせなどを行うので、ある程度時間に余裕をもって申し込んでいただくことが必要。 ・ 援助会員の確保が必要。お願いできそうな人に声をかけている。
病児・病後児保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児・病後児保育の利用方法には詳しい説明と周知が必要。 ・ 料金を安くするといいたいと思う。

8. 児童虐待について

【設問】過去 5 年間に児童虐待について、疑われる事例はありましたか。その際、どのような対応をされましたか。また、困ったことはありましたか。

保育所・保育園	<p>《ネグレクト》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が十分に育児できていない状況にあったため、日々のノートや口頭での確認、保育所で体を洗ったり食事も気を付けた。保育所入所前から保健師さんが対応し、専門機関と連携。保護者との連携と適切な育児を継続する支えが必要。注意深く観察して見守っていく必要がある。 <p>《問題を抱える保護者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろな問題を抱える保護者が年々増えている。一時保育園で対応できないケースも増加。保健師さんはじめ、各専門のパーソナリティとのチームで対応している。 ・ 熱性けいれんから障がいが残った子どもについて、行政・病院医師・保健師と連携して保育園側の対応を検討。親の理解力と判断力が低いと感じられたため、どこまで踏み込むか難しい。細やかなやり取りを繰り返した。 <p>《児童虐待》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもと接していても子どもは必死で生きており必死で隠す。SOSが出た時はできる限りの対応はするが、保育園の気づきだけでは限界がある。 ・ しっかりした証拠が出て来ないと 110 番できない。どの時点で報告を上げるのか難しい。
認定こども園	<p>《関係機関との連携による対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の困り感を受けて「すワン」に相談。スムーズに連携をとり、家族の安心

	感につながった。
放課後児童クラブ	・ 小学校担任、校長、教頭、スクールソーシャルワーカー、子ども政策課など 情報を共有し、両親の気持ちが児童に向くように支援。

9. 雲南市の今後の取組み

【設問】雲南市は、これからどのようなことに力を入れていくべきと思いますか。

保育所・保育園	<p>《人材の確保・育成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士を3年ぐらいかけて育てる財政的支援があると望ましい。 ・ 保育士が中山間地域で働きやすい条件整備。就労条件としては、松江市や出雲市より劣るので、保育士を獲得する何らかの対応が必要。 <p>《幼稚園・認定こども園・保育園の機能の明確化と統廃合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所では待機児童がいる一方、幼稚園・認定こども園は園児の確保に苦慮している。保育園と幼稚園の機能を明確にして保護者が選択できるように考えてほしい。統廃合を含め、見直しをもった検討が必要。 <p>《全市的な保育の受入れ体制整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市直営の保育所と民間委託の保育所での保育時間が異なっている。すべての保育所が同じ条件で子育て支援の受入れ体制ができるといいと思う。 <p>《親の子育て力を伸ばす》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初めてお母さんになった人への支援(BP1プログラム)や、今後、第2子以降をもったお母さんに対する支援(BP2プログラム)の実施。
認定こども園	<p>《雲南市ならではの子育て支援拠点の設置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大人へのサービスばかりではなく、子ども目線で保育を考え、子育て支援を様々な機関が連携して取り組むことが必要。 <p>《社会全体で長期的視点をもった子育て支援計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その時々だけでなく、長期的な視野に立った子育て支援計画を立てて取り組んでほしい。
幼稚園	<p>《家庭における子育て支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもへの愛情の伝え方、一緒に過ごす時間、日常生活の基礎など、家庭の役割の大切さを繰り返し伝えていく。 ・ 「子育てするなら雲南市」について、具体的に今後の計画を示す。 <p>《職員の労働環境の改善》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働く職員の士気が高まる労働環境づくり。 ・ 現場の職員の悩みを聞き、課題を把握した現場支援と人材確保。 <p>《児童虐待防止と早期対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待は社会全体で解決すべき課題として、保護者への啓発活動と、早期発見・早期解決のため各施設と行政及び関係機関との連携を図る。
子育て支援センター	<p>《制度や事業の枠を超えた連携の仕組みづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的な事業と制度だけでは支援が行き届かない部分があり、事業や制度の

	<p>隙間を埋める支援体制が必要になる。制度や機関の枠を超えた取組みと連携を可能にする仕組みづくりが求められる。</p> <p>《子育て支援に関する情報発信》</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の伝達が必要。支援やサービス、子育て支援、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業を知らない人が多い。 <p>《各地域の子育て支援センターの土曜日開所》</p> <ul style="list-style-type: none"> 木次子育て支援センターの土曜日開所はとても喜ばれている。他地域からの利用もあり、各地域での開所を検討してはどうか。 <p>《専門員の配置・派遣》</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育ての悩みや不安に応じた専門の方の配置や地域への派遣。栄養士、助産師、歯科衛生士などが定期的な巡回。
放課後児童クラブ	<p>《放課後児童クラブ以外の、子どもたちが過ごせる場所の整備・充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ以外にも、子どもたちが放課後に自宅以外で過ごせる場所を整備・充実させる必要がある。特に、中・高学年に適した利用・過ごし方ができる場所が必要。(例:交流センター等の施設を利用した居場所事業など)
ファミリー・サポート・センター	<p>《ニーズに応じた援助の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター事業が無償化の対象となった場合、利用増加が想定され、援助の対応が追い付かなくなるのではないかと不安。

10. 行政に期待する支援策

【設問】行政に期待する支援策があればご記入ください。

保育所・保育園	<p>《施設の修繕》</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化が目立つ。予算を組んで対応していただきたい。 <p>《外遊びのできる公園整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> 外で遊ぶことのできる公園などがあるといい。 <p>《出産後、子育てへの早期の支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> 出産後、産後うつ傾向になりやすいため、早期の段階で子育てできる仲間づくりや基礎的知識の提供機会の支援策が求められる。助産師・保健師・保育士・看護師などつながりがもてると個別に対応しやすくなる。 <p>《保護者の不安感に対する説明》</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の新設や事業の開始にあたっては、市当局と事業者とで保護者の不安感を払しょくさせる説明が必要。 <p>《相互の情報共有と連携促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議の開催や、近隣の保育所との連携など、公立・私立の枠を超えた情報共有と連携の促進。
幼稚園	<p>《統廃合の検討》</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点では統合の話は出ていないが、このまま園児の減少が続けば、統合も視野に入れた検討・協議が必要。

	<p>《職員の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所や認定こども園は職員数の増加が必要。
子育て支援センター	<p>《市独自の部局横断的な支援体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の政策や施策だけでなく、県や市独自での政策・取組みの事業化を期待したい。 ・ 子どもへの支援、子育てへの支援、教育支援ができる、部局を横断した支援策を実施できる「部門」のような仕組みを導入するといいいのではないか。 <p>《モデル的取組み支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の支援事業モデルに可能性がある民間の取組みに対して、支援・推進を望む。
放課後児童クラブ	<p>《人材確保のための予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な職員人数を確保できる予算措置。 <p>《市独自の部局横断的な支援体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の施設、学校施設など利用可能な施設・スペースは事業や部局を超えて徹底的に活用することが望ましい。 ・ 関連する事業に従事する人材は、事業・部局を超えて携わることができるように改革することで事業の量的拡充と質の向上を実現できると考える。

11. その他の意見

【設問】このほか、ご意見や要望等あれば、ご記入ください。

保育所・保育園	<p>《子どもの育ちにとっての支援が重要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親のニーズばかりが中心にならないように、子どもが安心して過ごせるためには家庭の存在があつてこそなので、まずは子どもたちにとって大事なサービスを考えていくことが重要。 <p>《土曜保育利用のルール明確化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、保育料無償化により土曜保育を利用する保護者が増えると思われるが、保育士をこれ以上増やすことは難しい現状。利用にあたってのルールを明確にし、本当に困っている保護者が利用できるようにしてほしい。
認定こども園	<p>《保育者が働く環境整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 崇高な思いや意思を持っている保育者も多いが、業務や要求の多さから疲弊してしまうのではないかと恐れている。子どもたちのため、働く人のため、雲南市の将来のために充実した保育環境を構築してほしい。 <p>《見通しをもった施設配置の検討》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園、小学校、中学校の在り方について、地域の要望を尊重し聞くだけでなく、見通しをもつてもっと行政主導で取り組むべきではないか。 ・ 幼稚園は必要な存在。無くさない政策をお願いしたい。
幼稚園	<p>《現場の実態把握による対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と現場の担任教員とがじっくり話す機会をもち、実態を把握して対応し

	<p>てほしい。</p> <p>《園児の減少と今後の見通し》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園児の減少により経営が危機的状況にある。早い段階で見通し、計画を示してほしい。
子育て支援センター	<p>《変化に対応した支援と予算措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て家庭が必要とするものが日々変化している。これを見極めた支援の形を作り上げていくことは容易ではない。短期的成果を求め、予算を縮小する現状には疑問を感じる。 <p>《保護者ニーズと子育ての理想》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者のニーズに応えるだけでなく、母子関係をしっかりつくることの大切さをわかってほしい。子育て支援の充実と理想が反比例する。
放課後児童クラブ	<p>《希望する人が利用できる運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校区割によって、希望しても利用できない児童が出てきた。これまでの経緯を考慮し、希望者が利用できる施設であってほしい。 <p>《小学校臨時休業時の対応についての再考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「臨時休業等の放課後児童クラブの対応について」という方針が出されたが、現実的には災害時に子どもを学校から移動させることは危険であり、学校で待機させるべき。
病児・病後児保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた保育の整備、子育て支援制度、親が働きやすい環境づくり。

**第2期 雲南市子ども・子育て支援事業計画
《資料編》**

発行年月 令和2年3月
発行 島根県雲南市
〒699-1392
島根県雲南市木次町里方 521 番地 1
TEL 0854 - 40 - 1044
FAX 0854 - 40 - 1079
編集 雲南市 子ども政策局 子ども政策課